

# 新たな沖縄振興のための制度提言 (中間報告)に対する関係団体意見 への県の対応方針について

沖 縄 県 企 画 部  
令 和 3 年 4 月



# 【1】 関係団体への意見募集の結果

昨年11月10日公表した「新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）」について、同月25日から翌月18日にかけて関係団体（364団体）へ意見募集を行いました。

その結果、84団体から390件の意見をいただき、総論部分に対する意見は7件、各制度に対する意見は338件、その他が45件となっております。

## 1 総論部分に対する意見 7件

(1) 沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検に係る意見 ⇒ 4件

ア 重要性を増した課題（県振興審議会附帯意見）【No. 5】

イ 新たに生じた課題（県振興審議会附帯意見）【No. 6】

ウ 沖縄国際物流ハブ構想【No. 1、2】

(2) 新沖縄発展戦略に係る意見 ⇒ 3件

ア 新たな振興計画の検討に向けた申し送り事項に係る意見【No. 4、7】

イ 提言の主体【No. 3】

## 2 制度提言に対する主な意見

118制度のうち91制度（約3/4）に対して、338件の意見をいただいております。

特に、(1)の再生可能エネルギーやLNGの利用促進など安定したエネルギーの提供に係る制度に多くの意見を頂くとともに、SDGsの推進や環境保全に関する(3)(6)の制度への関心も高いことが分かります。

また、観光、情報通信などの産業振興に関する(2)(4)(5)(9)の制度や、子どもの貧困対策に関する(7)の制度、陸上交通体系の確保に関する(8)の制度と、関係団体の皆様からは、関連する施策に加え、様々な分野に対して幅広く意見を頂いたところです。

### 【多くの意見をいただいた制度の一覧】

(1) エネルギー安定供給支援制度	29件
(2) 沖縄デジタルトランスフォーメーション（DX）支援制度	14件
(3) 自然環境の保全再生支援制度	11件
(4) 観光復興に向けた包括的支援制度	10件
(5) 「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援	8件
(6) 沖縄らしいSDGs推進特区	7件
(7) 沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度	7件
(8) シームレスな乗り継ぎ環境構築制度	7件
(9) 情報通信産業振興地域・特別地区	7件

### 3 その他の意見

今回の中間報告に掲載した制度に対する意見以外にも、次のとおり幅広い意見をいただいております。

(1) 産業振興関係

ア 産学官連携による産業振興【No. 376～378】

(2) 文化、観光、スポーツ関連

ア 軽油引取税の減免【No. 346】

イ 史跡・施設整備に伴う観光バス駐車場整備【No. 347】

ウ 入域客のオープンデータベース【No. 379】

エ 義務教育における「沖縄学習」、多言語教育【No. 381、382】

オ プロスポーツキャンプ【No. 383、384】      カ スポーツ産業【No. 385】

キ 沖縄型インフラツーリズム等【No. 386】

(3) 福祉・医療

ア 沖縄健康医療拠点の形成【No. 350、351】      イ ファミリーサポートセンター事業【No. 355】

ウ ジェンダー平等を実現するための具体的な政策【No. 356】

エ 病院船の沖縄誘致【No. 357】

オ 少子化対策【No. 358】      カ 健康長寿【No. 359】

キ 新型コロナウイルス感染症対策【No. 349】

(4) 農林水産関係

- ア 農業用再生水利用の維持管理費に対する補助【No. 388】
- イ 県内の食料、農業に関する報告書【No. 390】

(5) ハード事業の推進

- ア 災害に強い空港づくりに向けた支援【No. 348】
- イ グリーンインフラの造成【No. 352】
- ウ 都市部の公共交通インフラ整備【No. 380】
- エ 上下水道施設の老朽化・長寿命化対策【No. 387】

(6) 離島・過疎関係

- ア 船の建造に係る新たな支援制度の創設等【No. 353】
- イ 海洋資源を活用した産業の拡大・活性化を図る施設等の財政支援【No. 375】

(7) その他

- ア 担当部課の記載【No. 354】
- イ 沖縄関係税制【No. 360～374】
- ウ シンクタンクの創設【No. 389】

(参考 1 - 1) 各制度に対する意見の件数

No.	制度名	件数
1	沖縄らしいSDGs推進特区	7
2	自然環境の保全再生支援制度	11
3	国立自然史博物館の設立	5
4	うちなーロードセーフティ事業	4
5	赤土等流出防止対策制度	3
6	石綿(アスベスト)含有建材除去・処理促進制度	1
7	海岸漂着物総合対策体制構築支援制度	3
8	島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築	2
9 (48)	離島廃棄物処理促進に関する財政特例制度	3
10	放置艇・廃船等の処分費用に係る国費支援制度の拡充	1
11	地球温暖化対策の更なる推進（革新的技術の導入拡大及び電気自動車の普及拡大への支援措置）	5
12	グローバルグリーンアイランドサミット（GGIS）推進	—
13 (20)	花と緑あふれる緑化対策強化支援制度	4
14	駐留軍活動への環境管理対策の強化	1
15	「空手の聖地・沖縄」の形成に向けた支援	3
16	沖縄文化の基層であるしまくとぅばの保存・普及・継承に向けた支援	3

No.	制度名	件数
17	「琉球・沖縄関係資料」知の集積と発信	2
18	埋蔵文化財の保存・活用に関する特別措置	—
19	沖縄らしい風景づくり制度	6
21	県民の健康づくりを推進する道路環境の整備	6
22	公立北部医療センター等に関する新たな支援制度	—
23 (42)	北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所にかかる施設、設備、運営に要する費用に対する補助制度	1
24	沖縄振興を下支えする社会的検査の推進	6
25	港湾における感染症対策	—
26	沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援	—
27	薬剤師確保対策制度	—
28 (44)	離島・へき地への看護師の派遣のための労働者派遣法の規制緩和	—
29 (43)	ICTを活用した遠隔医療の推進	1
30 (45)	北部地域・離島における医療提供体制の確保	—
31	黄金っ子（くがにっこ）応援特別制度（誰もが安心して子育てを行える環境の実現）	4
32	沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度	7

(参考 1 - 2) 各制度に対する意見の件数

No.	制度名	件数
33 (46)	離島小規模特養等支援事業	1
34 (47)	離島福祉人材確保・育成事業	4
35	在留資格「特定技能 1 号(介護分野)」の要件緩和	-
36	離島住民等交通コスト負担軽減制度	3
37	離島の旅館業に係る特例措置の拡充	1
38 (60)	離島の消防防災体制の強化	-
39 (54) (61)	小規模離島地域の情報通信基盤の強靱化推進制度	1
40 (50)	水道広域化の推進に係る国の補助割合の特例	1
41 (51)	離島水道施設の整備に係る国の補助割合の特例	-
49 (134 )	離島の教育環境向上支援制度（本島・本土と変わらない公平な教育環境の実現）	5
52	都市公園の整備促進	1
53 (125 )	情報通信基盤高度化促進制度	4

No.	制度名	件数
55	自治体デジタルトランスフォーメーション(D X)推進体制の形成	4
56	準用河川改修の推進	1
57	津波・高潮ハザードマップ作成支援推進制度	-
58	土砂災害防止対策の推進	2
59	沖縄県の消防防災体制の強化	-
62	無電柱化推進事業（要請者負担方式）	2
63	住宅・建築物の耐震化の推進	1
64	公立学校施設の防災機能の強化	-
65	農漁村地域における施設の整備促進	1
66 (116 )	漁港の衛生管理体制の強化	1
67	亜熱帯地域における建設技術の研究開発促進制度	5
68	離島架橋の老朽化対策・耐震化の推進	1
69	市町村道の舗装修繕の推進	-
70	河川構造物の老朽化対策	-
71	港湾施設の延命化の推進	-
72 (126 )	離島空港整備制度	2



(参考 1 - 3) 各制度に対する意見の件数

No.	制度名	件数
73	公立学校施設の延命化	1
74	国による不発弾等対策の実施	-
75	沖縄戦に起因する所有者不明土地の解消制度	-
76	沖縄戦による遺骨収集等の国による取組強化	1
77	戦跡「マヤーブ（避難壕跡）」の保存・公開に係る財政支援	-
78	沖縄の潰れ地問題の解決	-
79	島しょ型スマートモビリティ推進制度（自動運転に対応したまちづくり）	3
80	沖縄の道路交通緩和に資するプラットフォーム整備事業	2
81	路線バス及び離島航路・航空路の安定的な運営推進制度	4
82	シームレスな乗り継ぎ環境構築制度	7
83	沖縄鉄軌道の整備	5
84	観光地形成促進地域制度の継続・拡充	5
85	沖縄型特定免税店制度	1
86	海外旅客の玄関口となる港湾・空港のC I Qの体制強化	5
87 (97)	沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置	5

No.	制度名	件数
88 (98)	着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置	3
89	国際クルーズ・スーパーヨット受入環境整備事業	1
90	「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援	8
91	在留資格「特定技能1号（宿泊分野）」の要件緩和	5
92	観光復興に向けた包括的支援制度	10
93	自然環境と海浜利用に配慮した海岸整備の推進	2
94	情報通信産業振興地域・特別地区	7
95	国際物流拠点産業集積地域	3
96	国際航空物流機能強化支援制度	3
99 (131)	航空・宇宙関連産業活用推進制度	2
100	国際海上物流ネットワーク形成促進制度	2
101	港湾物流高度化等推進制度	1
102	国有港湾施設の無償取得制度	-
103	陸地化した国有海浜地の有効活用制度	-
104	イノベーションパーク特別地区	4

(参考 1 - 4) 各制度に対する意見の件数

No.	制度名	件数
105	科学技術振興基金の創設	1
106	パテントボックス税制の創設	1
107	経済金融活性化特別地区	1
108	農林水産物条件不利性解消制度	6
109 (128 )	農山漁村地域振興制度	6
110	特殊病害虫対策制度	1
111	沖縄型農業水産業労働力確保対策基金制度	4
112 (129 )	沖縄産含蜜糖生産振興支援制度	4
113	新たな沖縄糖業高度化推進支援制度	5
114	沖縄型農業共済・耐候性施設導入整備支援制度	5
115 (130 )	島しょ県における産業動物獣医療提供体制整備	6
117	電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置	4
118	エネルギー安定供給支援制度	29
119	産業高度化・事業拡大促進地域	3
120	沖縄県産酒類製造業振興事業	4
121	沖縄デジタルトランスフォーメーション（DX）支援制度	14

No.	制度名	件数
122	生産性向上促進制度	4
123	沖縄地域創生投資促進税制	1
124	特定求職者雇用開発助成金における「沖縄若年者正規雇用促進コース（仮称）」の新設	-
127	離島港湾の利便性向上の推進	-
132	人材投資促進税制	1
133	学校教育の充実及び安全・安心な学校づくりのための総合支援制度（子ども達の「生きる力」を育み、安心して学べる教育環境の実現）	5
135	デジタルトランスフォーメーション（DX）活用による新たな学習環境構築に係る支援制度	1
136	国際性に富む人材育成（留学）制度	2
137	跡地利用推進法の延長及び改正	5
138	首里城復興推進制度	-
139	沖縄振興開発金融公庫の存続	3
140	沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置	-
141	揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置	2

## 【2】 関係団体意見に対する県の対応方針について

関係団体から提出いただいた意見については、次の①から⑤に対応を分類し、それぞれ具体的な対応方針を作成しております（次の頁のとおり）。

なお、団体名については、非公表としております。

### 【分類】

- ① 現在要望している制度で対応を検討中  
中間報告に掲載されている制度で対応する場合。
- ② 制度の追加要望も含め検討中  
関係団体から頂いた意見をもとに、新たな制度を追加する場合。
- ③ 制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中  
関係団体から頂いた意見を新たな計画等へ反映する場合。
- ④ 対応の方向性を検討中  
関係団体から頂いた意見について、今後検討を進める場合。
- ⑤ その他  
上記①から④に該当しない場合。

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
	各関係団体から頂いた新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対するご意見の内容を記載しております。				<p>関係団体のご意見について、県の対応方針（対応区分及び県の考え方）を記載しております。「Ⅱ 制度提言」に対するご意見について、関係部課の考え方を記載しているもの、「Ⅰ 総論」又は「Ⅲ その他」に対するご意見について、県の対応方針を複数記載しているものがございます。</p> <p>【対応区分の凡例】</p> <p>①現在要望している制度で対応を検討中                  ②制度の追加要望も含め検討中                  ③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中                  ④対応の方向性を検討中                  ⑤その他</p>		
1	I 総論	2		・沖縄21世紀ビジョン基本計画で成果を挙げたとされる根拠として、21世紀の万国津梁を目指すべく展開されている「沖縄国際ハブ構想」も含まれるのか。アジアに向けた航空物流拠点化への政策評価は意見が分かれると思われる。	⑤その他	「沖縄国際物流ハブ構想」に係る取組については、令和元年度の那覇空港の国際航空貨物量が、沖縄国際物流ハブ開始前の平成20年度と比較して約55倍となるなど、県内企業の商流拡大や商社の県内立地等による県産品等の輸出量増加に繋がっていることから、一定程度の成果を挙げているものと考えております。	商工労働部
2	I 総論	2		・沖縄の優位性と潜在力の中に「アジアに近い」ことも根拠としているが、21世紀ビジョン基本計画に基づき実施された政策展開の総点検等、振り返りを踏まえた上で新戦略でも同じ展望を示すことが適切であるか疑問。具体的に、航空貨物の拠点化（ハブ化）はアジアに物理的に近いということで航空路線の担い手の存在を含め、今後も期待されるのか。	⑤その他	沖縄国際航空物流ハブを取り巻く環境変化を踏まえ、今後はこれまでの貨物専用機に加えて、那覇空港に就航する旅客機を活用した貨物輸送により、物流ネットワークを拡充して小口輸送やEC市場への対応を強化するなど、沖縄の地理的優位性を活用した国際航空物ハブ機能の強化に取り組んでまいります。	商工労働部
3	I 総論	2		＜新沖縄発展戦略 P2＞ ・新戦略に向けた提言が有識者からなされているとの記述となっているが、「新沖縄発展戦略有識者チーム」がそれであれば、本文においても同チームを明記すべきではないか。因みにSDGsについては、「沖縄県SDGs推進本部」を設置し、そこから中間報告がなされたとの記述している。	⑤その他	頂いたご意見のとおり、令和2年3月の「新沖縄発展戦略：新たな振興計画に向けた提言」は、新沖縄発展戦略有識者チームから知事への提言であることから、今後はチーム名を明記します。	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
4	I 総論	2		<p>申し送り事項のⅢ 現行の21世紀ビジョンの県民が望む将来像の筆頭にある「沖縄らしい自然と歴史、文化を大切にする島」に関する事項の追加が必要である。県民が地元の歴史や文化及びそれらを育んできた自然環境について理解しなければ、沖縄にあった振興計画は実現しないと思われる。博物館協会としては、地域社会の活性化や生涯学習の場として役割を果たすことができる。</p>	⑤その他	<p>今回の中間報告については、沖縄21世紀ビジョンに示された県民が望む将来像の実現と固有課題の克服に向けて、新たな沖縄振興の効果的かつ効率的な展開を図るため、必要な制度を検討した結果、118制度を取りまとめており、「沖縄らしい自然と歴史、文化を大切にする島」に関する事項も含まれております。</p> <p>なお、2頁の表中の「新たな振興計画の県等に向けた申し送り事項」で示しているⅠからⅣの項目につきましては、令和2年3月に新沖縄発展戦略有識者チームから本県へ提言されました「新沖縄発展戦略:新たな振興計画に向けた提言」の申し送り事項について記載しています。</p>	企画部
5	I 総論	4		<p>「新たな沖縄振興に向けて」沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検の結果〈重要性を増した課題〉子どもの貧困問題、児童虐待の次に「ひきこもりや困難を抱える高齢女性問題」を入れてほしい。</p>	⑤その他	<p>4頁の「新たな沖縄振興に向けて」の図内で示している沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検の結果として例示している「重要性を増した課題」と「新たな課題」につきましては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書」(令和2年3月沖縄県)に掲載された沖縄県振興審議会の附帯意見を紹介しております。多岐の分野わり多くの意見があるため、誌面の都合上、できるだけ幅広い意見を例示しております。</p> <p>今回提案頂いたご意見につきましては、例示してはおりませんが、附帯意見の「高齢者が安心して暮らせる社会の構築について」に含まれており、新たな沖縄振興を検討する視点のひとつと考えております。</p>	企画部
6	I 総論	4		<p>&lt;新たな沖縄振興に向けて P4&gt;                      ・「新たに生じた課題」とされている離島地域における「関係人口の拡大」は何故必要なのかコメントすべきではないか。地域活性化の担い手として評価される関係人口は未だ広く認識されていない用語との前提において、そもそも同主体の拡大が必要であれば、その根拠を本文において簡潔に説明することが要されると思われる。重要性を増した課題における「所得の県外流出」についても同様にその根拠について触れる必要があるのでは。</p>	⑤その他	<p>新たに生じた課題の『離島地域における「関係人口」の拡大』と重要性を増した課題の「所得の県外流出」については、沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(令和2年3月公表)に記載されている沖縄県振興審議会からの付帯意見を抜粋したものです。</p> <p>同報告書において、離島地域における「関係人口の拡大」については、『移住定住促進を進めるに当たって、受け入れる側にも入る側にもハードルが高い場合がある。社会サービスや集落機能を維持する持続可能な地域づくり、という観点から、定住人口や交流人口だけでなく「関係人口」を創出するため、例えば離島留学などの具体的な取組を進める必要がある。』とあります。</p> <p>また、重要性を増した課題における「所得の県外流出」については、『沖縄振興予算を含めた公共部門の支出が沖縄県内で循環できておらず、資金が県外企業等へ流れてしまっている。県内企業への受注拡大に向けた取り組み強化が必要である。』とあります。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
7	I 総論	4		<p>&lt;新たな沖縄振興に向けて P4&gt;                      ・新沖縄発展戦略の新たな振興計画及び各種施策への融合において、我が国及びアジア・太平洋地域の発展への貢献として「アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成と県土構造の再編」を柱の一つとしているが、「県土構造の再編」とは何か。</p>	⑤その他	<p>新沖縄発展戦略においては、「I アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成と県土構造の再編」の枠組の中で、6つの重要な施策事項を掲げており、その中で、県土構造の再編に特に関連する重要な施策事項としては、駐留軍用地跡地利用、鉄軌道の導入となっております。</p> <p>沖縄21世紀ビジョンでは、「戦後、米軍基地に県土の枢要部分を占有されたことにより、生活環境、交通インフラ等様々な歪んだ都市構造を余儀なくされている、都市再生の視点から跡地利用を推進し、人と自然が調和する良質な空間を回復する」と記述されており、駐留軍用地跡地利用や鉄軌道の導入の推進などにより、生活環境、交通インフラ等、様々な歪んだ都市構造を是正し、高度な都市機能の形成を目指しております。</p>	企画部
8	II 制度提言	8	沖縄らしいSDGs推進特区	<p>P.8 SDGsの推進                      是非採択されるようお願いをしたい。沖縄県内の企業は中小零細が多く、これらの取り組みを継続性を持って行うどころか着手すらできない事業者が多いのではないだろうか。SDGs関連の投資に税制優遇を実施いただくことで、新たな産業が生まれ、経済振興に大きく寄与されると考えており、制度実現に向けて当社も大変期待をしている。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>県内企業の皆様が、SGDsが創出する市場や新たな雇用を取り込むことができる、社会的課題解決型の持続的な成長企業になれるよう、必要な環境を整えてまいりたい。</p>	企画部
9	II 制度提言	8	沖縄らしいSDGs推進特区	<p>P8 SDGsの推進                      是非採択されるようお願いをしたい。沖縄県内の企業は中小零細が多く、取組への躊躇また実施している企業を中心に継続的に取り組みを県内企業一体となった取組みとするためにも、SDGs関連の投資に税制優遇を実施いただきたい。それにより、新たな産業が生まれ、経済振興に大きく寄与されると考えており、制度実現に向けて当社も大変期待したい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>県内企業の皆様が、SGDsが創出する市場や新たな雇用を取り込むことができる、社会的課題解決型の持続的な成長企業になれるよう、必要な環境を整えてまいりたい。</p>	企画部
10	II 制度提言	8	沖縄らしいSDGs推進特区	<p>・「制度概要」中、&lt;大まかな流れ&gt;_2の「知事又は大臣が、…認定」について                      民間企業の自由なアイデアに基づく政策課題発見力を最大限生かす主旨を踏まえて認定した方がよいと考えるが、どのような認定プロセスを想定しているか</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本制度は、ESGを意識した経営を行い、沖縄県内において本業としてSDGsの推進に取り組む企業を対象とし、当該企業が「沖縄らしいSDGs推進計画」を作成して、知事等の認定を申請することを想定しています。</p> <p>認定に当たっては、「SDGsの達成に寄与するものであること」及び「沖縄の政策課題の解決を図るために有効かつ適切なものであること」及び「計画が着実に実施されると見込まれるものであること」等について審査することを想定しています。</p>	企画部

## 新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
11	Ⅱ 制度提言	8	沖縄らしいSDGs推進特区	<p>・「制度概要」中、＜大まかな流れ＞_3の「イニシャルコスト減」及び4の「ランニングコスト減」について</p> <p>民間企業がSDGs推進計画に基づき政策課題をどの程度解決したのかについて、社会的インパクト評価等の手法を用いて成果を確認した上で行う方がよいと考えるが、どうか。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本制度は、企業が沖縄県の社会的課題と向き合い、本業として解決に取り組む流れを主流化することを目的の一つとしています。</p> <p>よって、認定された計画に基づいて行われる財やサービスの構築及び事業の実施にあたっては、遅滞なく一定程度のインセンティブを付与することを想定しています。</p> <p>なお、達成しようとする目標及び成果指標については、推進計画に明示することを求める予定であり、定量的なアウトカムの事後検証のあり方についても検討を進めてまいります。</p>	企画部
12	Ⅱ 制度提言	8	沖縄らしいSDGs推進特区	<p>【初期投資に対する投資税額控除】</p> <p>・優先課題には理念のみで具体的な活動の記載がないためどのような設備投資があり得るのかが不明</p> <p>・概要には国税・地方税が掲げられているが、具体的な税に関する記述は投資税額控除のみ</p> <p>・特別償却、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税等の税目の記述が必要ではないか</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本制度は、ESGを意識した経営を行い、沖縄県内において本業としてSDGsを推進する事業を営む企業を対象とし、SDGsの達成に寄与するものであること及び沖縄の政策課題の解決を図るために有効かつ適切なものであること等、一定の要件を満たす事業について、知事又は主務大臣の認定を受けた場合に税・財政上の優遇措置を講じる内容としています。</p> <p>具体的な活動は、事業を実施する企業が、実施計画において定めることとしています。</p> <p>なお、国税においては、特別償却及び投資税額控除による法人税の軽減を、地方税においては、事業税、不動産取得税、固定資産税の免除及び事業所税の軽減を想定しています。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
13	Ⅱ 制度提言	8	沖縄らしいSDGs推進特区	<p>「企業活動に対しての財政支援、現在措置に関連する制度」とのことですが、企業規模・業種・経営年数等の制約は考えているのでしょうか。また、持続可能な取組であるとの評価は、どこが実施するのでしょうか。</p> <p>加えて、「一人当たり県民所得が全国の7割程度であるなど、沖縄振興は未だ道半ばである」とのことですが、県経済を成長させるためには、地域経済循環率を高める必要があります。</p> <p>そのためには、以下のように県外から獲得した所得(沖縄振興予算)と県内にある所得をいかに地域内で循環させ、その地域内における所得の循環を力強く継続していけるかが重要になります。たとえ、予算を多く受け取ったとしても、所得の多くが県外に流出してしまう産業構造では、効率的な経済成長は望めないと考えています。</p> <p>例えば、沖縄県の経済を「バケツ」に、お金を「水」に例えて考えてみるとバケツにできるだけたくさん水を注ぎこもうと、沖縄振興予算を多く獲得する努力をし、バケツに大量の水を注いでも、バケツの容量が小さければ、水はすぐ溢れてしまいます。また、バケツに穴があいていると、そこから水は流れ出てしまいバケツの水は減ってしまいます。経済(バケツ)に残る所得(水)を溜める・増やすためには、政府から補助金を獲得するなどの「バケツに水を注ぐ施策」は当然のことながら、県内企業の経済の規模を大きくするとともに、受注拡大を高めるために「地域外に漏れ出るお金を減らし、できるだけ地域内で循環させることにより、域内所得</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本制度は、ESGを意識した経営を行い、沖縄県内において本業としてSDGsを推進する事業を営む企業を対象とし、SDGsの達成に寄与するものであること及び沖縄の政策課題の解決を図るために有効かつ適切なものであること等、一定の要件を満たす事業について、知事又は主務大臣の認定を受けた場合に税・財政上の優遇措置を講じる内容としています。</p> <p>企業規模、業種、経営年数に制限を設けることは想定しておりません。</p> <p>企業が申請した事業計画は沖縄県において審査し、知事等が認定を行う予定です。</p> <p>このほか、経済循環率や労働生産性の向上等については、新たな沖縄振興においても重要なテーマであり、部局横断的かつ総合的な対応が必要であると考えますので、引き続き、関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>	企画部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
				<p>と域内投資を増やす施策」が求められています。</p> <p>沖縄経済成長の実態は、公共事業が牽引しており、その財源の大部分は、人口1人あたり全国5位となる国からの補助金です。そのなかの国庫支出金(他県にはない一括交付金形式の沖縄振興予算)だけなら全国1位です(ちなみに沖縄県の人口は145万人で全国25位)。それらを運用して行われる公共事業は、内閣府所管の各機関によって運用されていますが、沖縄総合事務局が発注する公共事業のうち、2011年度～18年度までの国直轄事業において、「県外企業が受注した契約金額の合計は約1,805億3,800万円で全体の45%」これに対し「県内企業は約2,202億3,600万円で55%」で半数近い額が県外に流れています。また、沖縄経済全体をみても、沖縄県内の利益の21%(1兆円超)が県外企業に流出しており、地域経済循環率は全国ワースト4位(全国44位)。沖縄県は生み出された需要やお金を県内で循環させることや留めておくことのできない「漏れバケツ」になっており、沖縄の1人当たりの県民所得は12年連続で全国ワーストに位置しています。</p> <p>このような現状を踏まえ、県内での雇用の確保・賃金上昇、労働者の保護のための「県内業者の受注拡大・優先発注」に向けた体制づくりを強く要望いたします。</p>			

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
14	Ⅱ 制度提言	8	沖縄らしいSDGs推進特区	<p>現状課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な企業がSDGsの取組を始めようとしている中で、具体的に何をしたら正解なのかわからずこの足を踏んでおり、SDGsの活動は思うように進められていない。</li> <li>・上記の理由から県内企業及び県民に浸透していない。</li> </ul> <p>必要性</p> <p>これまでの活動及び様々な企業や団体は既存業務とSDGsを紐づけてSDGsの活動を図ろうとしているが、活動のインパクトは弱い、沖縄県から発信するSDGsを普及、及び活動を活発化させる制度の一つとして提案コンペ形式で参加企業を募る</p> <p>具体的取組</p> <p>予め絞られたいくつかのゴール及びターゲットに対して、地域課題を解決する活動を提案。 優れた提案をした団体に対し損益の補助ではなく活動資金として補助金から支出する。</p> <p>参加資格</p> <p>おきなわSDGs/パートナー登録企業が参加する団体とする。 ※共同企業体の場合はどちらかが登録企業でも可とする。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本制度は、ESGを意識した経営を行い、沖縄県内において本業としてSDGsを推進する事業を営む企業を対象とし、SDGsの達成に寄与するものであること及び沖縄の政策課題の解決を図るために有効かつ適切なものであること等、一定の要件を満たす事業について、知事又は主務大臣の認定を受けた場合に税・財政上の優遇措置を講じる内容としています。</p> <p>いただいたご意見の、企画コンペ方式とすることや活動資金を補助することについては、制度実現に向けた調整過程において、効果や実現可能性の観点等から議論してまいりたい。</p>	企画部
15	Ⅱ 制度提言	9	自然環境の保全再生支援制度	<p>P.9 環境保全</p> <p>沖縄のサンゴ礁は世界に誇るべき財産であると考え。国内外から多くの観光客が豊かなサンゴ礁を見るために沖縄に来ている現状も踏まえて、これから先も官民共同でこれらのサンゴ礁を守っていく必要があると考える。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>サンゴ礁、藻場、干潟等の保全、希少動植物の保護、外来種対策等の自然環境の保全・再生の取組を実施するため「自然環境の保全再生支援制度」(p9)の創設を求めています。同制度を創設することで、引き続きサンゴ礁の保全に取り組んでいきます。</p>	環境部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
16	Ⅱ 制度提言	9	自然環境の保全再生支援制度	<p>P9 環境保全                      沖縄のサンゴ礁は世界に誇るべき財産であると考え。国内外から多くの観光客が豊かなサンゴ礁を見るために沖縄に来ている現状も踏まえて、これから先も官民共同でこれらのサンゴ礁を守っていく 制度拡充、財政支援は必要と考える。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>サンゴ礁、藻場、干潟等の保全、希少動植物の保護、外来種対策等の自然環境の保全・再生の取組を実施するため「自然環境の保全再生支援制度」(p9)の創設を求めています。同制度を創設することで、引き続きサンゴ礁の保全に取り組んでいきます。</p>	環境部
17	Ⅱ 制度提言	9	自然環境の保全再生支援制度	<p>1 「サンゴ礁、藻場、干潟等の保全再生に取り組む                      県は、沖縄県自然環境再生指針(平成27年3月)を策定し、当指針を活用してこれまで再生事業を進めてきておりますが、再生事業は長期間のモニタリング等の対策が必要不可欠であります。また、再生事業を実施しようと計画する市町村もあることから継続した財政支援が必要と考えます。                      2 希少種動植物の保護、外来種対策等の取り組みについては、来年度「奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島」の世界自然遺産登録をも見据えた記述をお願いしたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>1について、県では同指針の全県的な普及を図るため、令和元年度から浦添市とうるま市に対し協議会等の運営に係る費用等を支援し、地域主導型の再生事業の推進を図っているところで                      2について、ご意見を踏まえ、この制度の中で支援の対象となるよう検討していきます。                      2について、ご意見を踏まえ、現状・課題の1つめの次に「特に生物多様性の極めて高い沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録を目指すなかで遺産価値の保全と適正な利用の両立を図る必要がある。」を追記します。</p>	環境部
18	Ⅱ 制度提言	9	自然環境の保全再生支援制度	<p>①沖縄のサンゴ礁、藻場、干潟等に関しては、保全のみでなく、増大する観光を背景にした利用対策や事業に対しても財政支援の対象とする。                      ②外来種に対しては、特に、繁殖力が旺盛なものや景観に大きな影響を及ぼすものを優先的駆除対象とした対策・事業の実施が喫緊である。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>サンゴ礁、藻場、干潟等の保全、希少動植物の保護、外来種対策等の自然環境の保全・再生の取組を実施するため「自然環境の保全再生支援制度」(p9)の創設を求めています。ご意見については、現在要望している制度のなかで対応していきます。</p>	環境部
19	Ⅱ 制度提言	9	自然環境の保全再生支援制度	<p>「現状・課題」の中の「気候変動の影響を受けやすい」と同時に、外来種の影響の受けやすさとして島嶼ゆえの生態系の脆弱性についても強調して記載いただきたいと思えます。                      また、新規の自然環境保全の取り組みとして、特に外来種問題に関して最重要課題である「環境教育・普及啓発」の推進についても記載いただきたいと思えます。                      教育行政とも関連しますので、別項目とした方がよいかもしれません。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>現状・課題の3つめに「一方、島嶼圏であるがゆえに生態系が脆弱であり、人的活動や地球温暖化を一因とする気候変動の影響、外来種の影響を受けやすい」を追記します。                      また、外来種問題に関する環境教育・普及啓発については、現在要望している制度のなかで対応していきます。</p>	環境部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
20	II 制度提言	9	自然環境の保全再生支援制度	<p>①自然再生事業等を継続拡充するため、財政支援創設することに賛成。</p> <p>・これまで以上に県の環境部局以外の教育、観光部局、市町村及び民間企業、NPO等との連携を強化し取り組み、地域経済の活性化につなげることが重要と考えます。</p> <p>・サンゴ、藻場、干潟だけでなく、閉塞した河川や、陸上の森林、原野、里山の再生も必要と考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>自然環境の保全再生支援制度の中で支援の対象となるよう検討していきます。</p> <p>なお、提案にあるように、海域だけでなく、陸域の再生事業についても包含する記述に修正します。</p>	環境部
21	II 制度提言	9	自然環境の保全再生支援制度	<p>自然環境の保全、持続可能な循環型社会の構築、産業廃棄物処理、地球温暖化対策、離島廃棄物処理について、現在、弊社取り組んでいる技術提案に合致致します。既に沖縄県へ提案済み(11/19,12/17)であり、CO2削減と産業廃棄物削減、持続可能な循環型社会の構築を実現させるために取り組むべき事業であると考えます。</p>	⑤その他	<p>生コンスラッジは、その物の性状、通常の取扱い形態、取引価値の有無等の各種判断要素から産業廃棄物に該当します。</p> <p>よって、利活用に当たっては製品の品質や安全性等を確認する必要があります。</p> <p>沖縄県では、循環型社会の構築を目指し、県内の産業廃棄物等を原料とした「ゆいくる材」を認定し、公共工事等で優先使用することとしております。</p> <p>ゆいくる材の認定においては、製品の品質・性能、環境に対する安全性等について、各種法令及びJIS基準等への適合性を評価しており、認定基準は、各種法令及び基準に準じて、適正に定める必要があります。</p>	環境部
22	II 制度提言	9	自然環境の保全再生支援制度	<p>社会基盤整備をはじめとする各種開発に関わる企業には環境問題に対する教育活動を義務付け、その活動に対する財政支援補助制度の設置を要望いたします。</p> <p>そのほか、子どもたちへの環境問題に対する教育活動は活発に行われていますが、環境を改変させる仕事に関わる大人への教育活動が不十分なのではないでしょうか。大人への環境教育が不足すると、環境保全のために具体的に何をすればよいのかわからず、SDGsの目標達成は難しいと思われれます。</p>	③制度要望はせず新たな計画への記載を検討中	<p>沖縄こどもの国園内に設置している沖縄県地域環境センターを拠点として、幅広い年齢層に対して、出前講座や自然観察会等を実施しているところです。</p>	環境部
23	II 制度提言	10	国立自然史博物館の設立	<p>「国立自然史博物館の設立」の「必要性」欄に以下の趣旨を反映頂きたい。</p> <p>やんばる国立公園の誕生、そして世界自然遺産(ユネスコ)登録を見据えて、世界に誇る沖縄の自然を広くアピールし、実現の機運を高めるためには、県民運動として展開する必要がある。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>同制度の必要性の1つめに、「…自然史科学を支える拠点として国際貢献に大きく寄与する。また、世界自然遺産登録を目指す沖縄島北部及び西表島を含む生物多様性の極めて高い沖縄に設立することにより、世界的に類のない展示と自然のフィールドを活かした研究・調査、人材育成、新しい魅力要素としての観光拠点として多大な貢献が期待される。」を追記します。</p> <p>また、ご意見にありました「機運を高めるために県民運動として展開すること」については、同制度の創設後、必要な展開を検討してまいります。</p>	環境部

## 新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
24	Ⅱ 制度提言	10	国立自然史博物館の設立	<p>○国立自然史博物館は、今後登録される予定の「奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島」の世界自然遺産地の自然環境の情報発信の拠点となるばかりでなく、その展示施設は本県観光施設の大きな拠点ともなりうるものであり、経済的効果も大きいと考えます。</p> <p>○新たな沖縄振興の基軸ともなりうるものであることから、県環境部のみならず企画部、商工労働部、文化観光スポーツ部、教育庁を関係担当部署として位置付けて取り組みを推進する。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	国立自然史博物館は、環境保全、観光、教育など多目的拠点となることから、設立に向けては庁内関係機関の協力が必要であるとされており、庁内連絡会議を設置し、国立自然史博物館の誘致に向け全庁的に取り組みます。	環境部
25	Ⅱ 制度提言	10	国立自然史博物館の設立	<p>②国立自然史博物館設立を特措法に規定することに賛成。 ・希少野生生物の標本は、県内だけでなく県外に多くあることから収集、管理する仕組みを早急に作るため予算措置、人員の拡充が急務と考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	今回、沖縄振興特別措置法に「国立自然史博物館の設立」の規定を新たに盛り込むことを求めています。ご意見の点については国立自然史博物館の設立に併せて国に求めています。	環境部
26	Ⅱ 制度提言	10	国立自然史博物館の設立	東・東南アジアの拠点に加えて、「沖縄らしいSDGs」の「⑫世界の島しょ地域における技術・経験の共有と国際貢献・グローバルパートナーシップ」のとおり、同じ島しょ国である大洋州などの拠点も目指す必要があるのではないのでしょうか。	①現在要望している制度で対応を検討中	国立自然史博物館では、地球規模で研究等を進める必要があると考えております。ご意見については、同制度の創設するなかで検討が進められるものと考えております。	環境部
27	Ⅱ 制度提言	10	国立自然史博物館の設立	地域の博物館との連携協力が必要不可欠であり、連携協力体制の確立が求められる。	①現在要望している制度で対応を検討中	国立自然史博物館の設立にあたり、地域の博物館との連携協力は必要であると考えております。同制度の創設により、今後、地域の博物館との連携について検討を進めることができると考えております。	環境部
28	Ⅱ 制度提言	11	うちなーロード・セーフティ事業	<p>ロードキル対策として横断ボックスがこれまでのモニタリングで有効と認められるのであれば、大幅な増設が望まれますので、横断ボックスについては強調して記載いただきたいと思っております。</p> <p>また、側溝における落下死の対策として、側溝の落下防止対策や脱出対策も（一部では対策がなされていますが）必要と考えられますので、記載いただきたいと思っております。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	道路環境の改善を図るため、横断ボックスの整備のほか、側溝の落下防止対策等についても、当該制度により想定している整備内容に含まれております。	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
29	Ⅱ 制度提言	11	うちなーロード セーフティ事 業	③整備完了路線の改良によるロードキル抑制に関する財政支援創設に賛成。 ・地域住民の協力を得るなどロードキル調査の効率的な実施を行い、効果的な対策を推進することが重要と考えます。	①現在要望している制度で対応を検討中	ロードキル調査の効率化や対策等について、関係機関及び地域住民の協力を得ながら取り組んでいきたいと考えております。	土木建築部
30	Ⅱ 制度提言	11	うちなーロード セーフティ事 業	観光客増加に伴う 道路通行車両の増加など、様々な要因からロードキルが発生しており、道路施設整備以外に安全な周遊の誘導などのナビゲーション等の開発が検討可能と思われます。ソフト事業を創設して頂くことも検討して頂きたいと考えております。	①現在要望している制度で対応を検討中	道路施設整備による道路環境の改善を図るとともに、路上の野生生物への注意喚起について、道路交通情報と併せてドライバーに周知する手法などについて検討していききたいと考えております。	土木建築部
31	Ⅱ 制度提言	11	うちなーロード セーフティ事 業	【現状・課題】についての意見 世界自然遺産登録候補地であるやんばる地域では、「ヤンバルクイナ」だけではなく、「ケナガネズミ(国指定天然記念物、内希少野生動植物種)」、「リュウキュウヤマガメ(国指定天然記念物、国内希少野生動植物種)」など野生動物のロード・キルが発生しています。 また、世界自然遺産登録候補地である西表島においては、「イリオモテヤマネコ(国指定特別天然記念物、国内希少野生動植物種)」、「カムリワシ(国指定天然記念物、国内希少野生動植物種)」など野生動物のロード・キルが発生しており、近年、増加傾向にある。特に「イリオモテヤマネコ」の交通事故は、下図のとおり増加しており、イリオモテヤマネコの生息を脅かす大きな要因となっています。 さらに、沖縄は島嶼であり、特定の地域・島にしか生息しない動物(固有種：例：沖縄県指定希少野生動植物種 トカシキミナミサワガニ：渡嘉敷島固有、ヤエヤマヤマガニ：石垣島・西表島固有)が多く生息しているが、今後の道路整備事業などによる生息域や生態系の変遷、世界自然遺産登録に伴う道路通行車両(観光客)の増加など、さまざまな要因から、ロード・キルが発生・増加	①現在要望している制度で対応を検討中	【土木建築部道路管理課】 沖縄に生息する貴重な生物のロードキルを抑制するため、幅広い地域や動物種に対応できるよう、道路環境の改善に努めていきたいと考えております。  【土木建築部道路街路課】 整備完了路線のみならず、道路改良事業実施時においても本制度を適用できるよう国と調整していきます。	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
				<p>し、希少な動物種のロード・キルの抑制が課題となるおそれがあることから、地域や動物種を限定せずに、「ロード・キル警戒標識」、「動物横断管渠」、「小動物のロード・キルに配慮した側溝」の整備など、柔軟な対応が可能な「グリーンインフラ事業におけるエコロードとしての道路整備」が望まれます。</p> <p>そのほか、道路整備完了路線が対象とのことであるが、道路新設時や維持管理時において自然が持つ多様な機能の活用を図るグリーンインフラの実現に資する制度も考える必要があるのではないだろうか。</p> <p>【担当部課】についての意見 現在の沖縄県内の野生動物のロード・キルの発生状況の実態が把握されていないことや、事業などによる生息域などの変遷および道路通行車両（観光客など）の変化などにより、野生動物のロード・キルが多く発生しているおそれがあることから、野生動物のロード・キルの発生状況・課題を的確に把握するため、土木建築部だけではなく、環境部を追加するとともに、農道においても野生動物のロード・キルは発生していることから、これにも対応できるよう農林水産部も追加したほうがよいと考えます。</p>	⑤その他	<p>【農林水産部農地農村整備課・森林管理課】 農道については、関連する既存の国庫補助事業も総合的に勘案しながら、関係機関と連携し適切に対応したいと考えております。</p> <p>また、林道についても既存の補助事業等を活用して対策を行っており、引き続き必要に応じて対策を行ってまいります。</p> <p>そのため、農道・林道については制度提言への追加はせずに、関連部局と連携しながらロードキル防止に取り組んでまいります。</p>	農林水産部
32	Ⅱ 制度提言	12	赤土等流出防止対策制度	<p>○赤土等流出対策は、数次の沖縄振興計画で取り組みが進められ、発生の原因や、流出防止対策は一定の効果を得てきたところである。</p> <p>○しかしながら、依然として農地を中心とした流出が後を絶たないことから、新たな沖縄振興では、抜本的な農地等対策技術の構築と、営農行為時の対策農家への支援制度を設けることで赤土等流出防止対策を加速化する。また、その効果を検証する継続した赤土等モニタリングシステムを構築する。</p> <p>○担当部課には、農林水産部水産課及び漁場漁港課も入れて、農地、河川、海域といった視点で対策を行う。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>現在、一括交付金で取り組んでいる赤土等流出防止営農対策促進事業において、県内10市町村に対策の支援を実施しているところであり、新たな制度においても、予算を拡充し更に対策内容や支援対象地域を拡大して、対策に取り組んでいきたいと考えているところであり、</p> <p>また新たな制度においても、関係機関が実施した赤土等流出防止対策の効果を検証するため、赤土等モニタリングシステムの構築が必要と考えています。</p> <p>さらに水産関係課とも連携を図り、赤土等流出防止対策を推進していきます。</p>	環境部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
33	Ⅱ 制度提言	12	赤土等流出防止対策制度	④赤土流出防止対策、環境教育等の取り組みに財政支援を創設することに賛成。 ・これまで以上に県の農林、環境部局以外の教育、観光部局、市町村及び民間企業、NPO等との連携を強化し取り組むことが重要と考えます。 ・土木建築部の砂防ダムの貯留土砂の有効利用の可能性を調査研究するなど、対策に含める必要があると考えます。	①現在要望している制度で対応を検討中	今後の新たな制度の施策展開の中で、農林、教育、観光部局、市町村及び民間企業、NPO等との連携を図っていきたいと考えております。 砂防ダムを活用した流出防止対策について、制度概要2「農地等以外における赤土等流出防止対策に係る国の財政支援を創設する」において、求めていきます。	環境部
34	Ⅱ 制度提言	12	赤土等流出防止対策制度	「沖縄らしいSDGs」の「⑫世界の島しょ地域における技術・経験の共有と国際貢献・グローバルパートナーシップ」のとおり、沖縄の課題解決だけではなく、赤土等流出防止対策の知見を、世界の島しょ地域(大洋州等)の課題解決につなげることも必要ではないでしょうか。また、この技術開発・海外展開に対しての支援制度も検討すべきと考えます。	①現在要望している制度で対応を検討中	【土木建築部土木総務課】 赤土防止対策の技術開発や海外展開につきましては、「亜熱帯地域における建設技術の研究開発促進制度」においても支援できる制度要望をしております。	土木建築部
					①現在要望している制度で対応を検討中	【環境部環境保全課】 制度名「グローバルグリーンアイランド(GGIS)推進」において、国際会議等に積極的に参加し、赤土等流出防止対策など本県の取組・技術を発信することで、島しょ地域に共通の国際的な環境問題解決を図ることを考えております。 なお、流出防止対策の海外展開等は、県の関係部局や海外支援機関との連携を検討してまいります。	環境部
35	Ⅱ 制度提言	13	石綿(アスベスト)含有建材除去・処理促進制度	石綿含有建材の除去・処理を促進する必要がありますが、除去の前段階の建材中のアスベスト含有検査についても、施主、特に個人となると金銭的負担が大きいことから、本当に必要に迫られるまで(建築物の解体など)は、アスベストの含有検査を受けないという事例も多いと思われます。 よって、平常時において石綿含有建材の除去・処理を促進するためには、アスベスト検査の費用に対する補助も含めるとよいのではないのでしょうか。	①現在要望している制度で対応を検討中	アスベスト含有検査の費用に対する補助についても必要であると考えており、除去・処理の補助と合わせて財政支援を求めてまいります。	環境部
36	Ⅱ 制度提言	14	海岸漂着物総合対策体制構築支援制度	⑤海岸漂着物回収処理に財政支援を拡充することに賛成。 ・ドローンやAIを活用した効率的な調査に基づき取り組むことが重要と考えます。	①現在要望している制度で対応を検討中	ご意見の内容は、「海岸漂着物総合対策体制構築支援制度」の中で対応していきます。	環境部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
37	Ⅱ 制度提言	14	海岸漂着物総合対策体制構築支援制度	<p>制度概要や現状・課題、必要性についての記述に問題はありませんが、環境部環境整備課が担当部局となっていることに、違和感を覚えます。</p> <p>海岸整備は海岸4省庁(農林水産省 農村振興局 農林水産省 水産庁 国土交通省 河川局 国土交通省 港湾局)で行っており、沖縄県の担当部局である土木建築部と農林水産部が記述されていないのは疑問です。</p> <p>また、沖縄県の観光資源として海岸保全の重要性はいうまでもないように、観光担当課も積極的にかかわるべきだと考えます。</p> <p>よって、本提言は文化観光スポーツ部、環境部、土木建築部、農林水産部も担当部局として横断的な組織体制を構築し、沖縄県一体となって行うことを明記すべきであると考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【環境部環境整備課】</p> <p>現行の海岸漂着物処理推進法に基づく補助金の執行にあたっては、環境部から土木建築部、農林水産部に予算を分任し、各部課で海岸漂着物の回収事業を行っており、これまでも連携して取り組んできたところです。</p> <p>本制度提言では現行の補助金の所管課として環境部環境整備課を記載しているところですが、関係部課との連携体制を引き続き維持しながら海岸漂着物対策に取り組んでまいります。</p>	環境部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【文化観光スポーツ部観光振興課】</p> <p>ご意見のとおり、海岸環境は重要な観光資源であります。文化観光スポーツ部としては、海岸を利用する観光客に対して、ごみを残さずきれいに利用するように啓発するとともに、海岸清掃活動等への支援を継続して参ります。</p>	文化観光スポーツ部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【土木建築部海岸防災課】</p> <p>環境部環境整備課が担当部局となっている環境省所管の海岸漂着物回収処理等に係る国庫補助事業について、国土交通省所管海岸は土木建築部において当該事業の分任予算を執行しています。本制度提言で国の財政支援が拡充されれば、現在の取り組みがより推進されるものと認識しており、引き続き環境部局と連携してまいります。</p>	土木建築部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【土木建築部港湾課】</p> <p>港湾における海岸漂着物総合対策体制構築支援制度については、限りある予算の効果的かつ効率的な執行の観点から、海岸が主となっているところですが、県内の一部の港湾において事業を活用していることも踏まえ、環境部と連携して対応していきたいと考えております。</p>	土木建築部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【農林水産部農地農村整備課】</p> <p>農林水産省農村振興局所管海岸保全区域においても海岸漂着物対策に対し、国庫補助事業(環境省)である海岸漂着物等地域対策推進事業費を毎年度、環境部より分任を受け、対策に取り組んでおります。</p> <p>海岸管理を担う所管課はこれまで同様、環境部を中心に組織体制を構築し、連携して対策に取り組んでまいります。</p>	農林水産部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
38	Ⅱ 制度提言	14	海岸漂着物総合対策体制構築支援制度	<p>制度概要や現状・課題、必要性についての記述に問題はありません。ただ、環境部環境整備課が担当部局となっておりますが、違和感を覚えます。</p> <p>海岸整備は海岸4省庁（農林水産省農村振興局、農林水産省水産庁、国土交通省河川局、国土交通省港湾局）で行っており、沖縄県の担当部局である土木建築部と農林水産部が記述されていないのは疑問です。</p> <p>また、沖縄県の観光資源として海岸保全の重要性はいうまでもないように、観光担当課も積極的にかかわるべきだと考えます。</p> <p>よって、本提言は文化観光スポーツ部、環境部、土木建築部、農林水産部も担当部局として横断的な組織体制とし、沖縄県一体となって行うことを明記すべきであると考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【土木建築部港湾課】</p> <p>海岸漂着物総合対策体制構築支援制度については、限りある予算の効果的かつ効率的な執行の観点から、海岸が主となっているところですが、県内の一部の港湾において事業を活用していることも踏まえ、環境部と連携して対応していきたいと考えております。</p>	土木建築部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【土木建築部海岸防災課】</p> <p>環境部環境整備課が担当部局となっている環境省所管の海岸漂着物回収処理等に係る国庫補助事業について、国土交通省所管海岸は土木建築部において当該事業の分任予算を執行しています。本制度提言で国の財政支援が拡充されれば、現在の取り組みがより推進されるものと認識しており、引き続き環境部局と連携していきます。</p>	土木建築部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【環境部環境整備課】</p> <p>現行の海岸漂着物処理推進法に基づく補助金の執行にあたっては、環境部から土木建築部、農林水産部に予算を分任し、各部課で海岸漂着物の回収事業を行っており、これまでも連携して取り組んできたところです。</p> <p>本制度提言では現行の補助金の所管課として環境部環境整備課を記載しているところですが、関係部課との連携体制を引き続き維持しながら海岸漂着物対策に取り組んでまいります。</p>	環境部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【農林水産部農地農村整備課】</p> <p>農林水産省農村振興局所管海岸保全区域においても海岸漂着物対策に対し、国庫補助事業（環境省）である海岸漂着物等地域対策推進事業費を毎年度、環境部より分任を受け、対策に取り組んでおります。</p> <p>海岸管理を担う所管課はこれまで同様、環境部を中心に組織体制を構築し、連携して対策に取り組んでまいります。</p>	農林水産部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【文化観光スポーツ部観光振興課】</p> <p>ご意見のとおり、海岸環境は重要な観光資源であります。</p> <p>文化観光スポーツ部としては、海岸を利用する観光客に対して、ごみを残さずきれいに利用するように啓発するとともに、海岸清掃活動等への支援を継続して参ります。</p>	文化観光スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
39	Ⅱ 制度提言	15	島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築	<p>自然環境の保全、持続可能な循環型社会の構築、産業廃棄物処理、地球温暖化対策、離島廃棄物処理について、現在、弊社取り組んでいる技術提案に合致致します。既に沖縄県へ提案済み(11/19,12/17)であり、CO2削減と産業廃棄物削減、持続可能な循環型社会の構築を実現させるために取り組むべき事業であると考えます。</p>	⑤その他	<p>生コンスラッジは、その物の性状、通常の取扱い形態、取引価値の有無等の各種判断要素から産業廃棄物に該当します。よって、利活用に当たっては製品の品質や安全性等を確認する必要があります。</p> <p>沖縄県では、循環型社会の構築を目指し、県内の産業廃棄物等を原料とした「ゆいくる材」を認定し、公共工事等で優先使用することとしております。</p> <p>ゆいくる材の認定においては、製品の品質・性能、環境に対する安全性等について、各種法令及びJIS基準等への適合性を評価しており、認定基準は、各種法令及び基準に準じて、適正に定める必要があります。</p>	環境部
40	Ⅱ 制度提言	15	島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築	<p>我が国の使用済み紙おむつ(以下、「紙おむつ」という。)の量は年間約300万tで、一般家庭から出される子供・大人用紙おむつは全体の70%、事業系30%(病院、施設)が「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」として焼却処分されています。現在、紙おむつの焼却処理費は、1,000億(45,000円/t)といわれており、2025年には2,000億円を超えると予想されています。</p> <p>この状況を鑑み、環境省は「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン(令和2年3月 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室)」を策定しました。また、東京都では、「廃棄物の循環利用の更なる促進」の観点から、使用済み紙おむつのリサイクルに向けた取組みを推進しています。</p> <p>紙おむつの焼却処分は、焼却炉への負荷も大きく、今後、沖縄県でも「紙おむつの減量化・再資源化」が課題になると考えられます。持続可能な循環型社会の構築のためには、本県においても速やかに「使用済み紙おむつの再生利用」を検討し推進すべきではないでしょうか。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>廃棄物処理の新技術導入に係る支援については提言している制度により対応できるものと考えます。</p> <p>また、島しょ県である沖縄県において、使用済み紙おむつの再生利用技術が単純焼却よりコスト・環境負荷低減効果が見込めるのか検討する必要があります。他県の導入事例等の情報収集に努めてまいります。</p>	環境部
41	Ⅱ 制度提言	16	離島廃棄物処理促進に関する財政特例制度	<p>小規模離島を対象として、海岸漂着物島内処理を可能とすると同時に、処理熱を発電に利用するための技術開発や事業に対して財政支援対象とする。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>ご意見の内容は、「離島廃棄物処理促進に関する財政特例」及び「島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築制度」の中で求めています。</p>	環境部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
42	Ⅱ 制度提言	16	離島廃棄物処理促進に関する財政特例制度	自然環境の保全、持続可能な循環型社会の構築、産業廃棄物処理、地球温暖化対策、離島廃棄物処理について、現在、弊社取り組んでいる技術提案に合致致します。既に沖縄県へ提案済み(11/19,12/17)であり、CO2削減と産業廃棄物削減、持続可能な循環型社会の構築を実現させるために取り組むべき事業であると考えます。	⑤その他	生コンスラッジは、その物の性状、通常の見取り形態、取引価値の有無等の各種判断要素から産業廃棄物に該当します。よって、利活用に当たっては製品の品質や安全性等を確認する必要があります。 沖縄県では、循環型社会の構築を目指し、県内の産業廃棄物等を原料とした「ゆいくる材」を認定し、公共工事等で優先使用することとしております。 ゆいくる材の認定においては、製品の品質・性能、環境に対する安全性等について、各種法令及びJIS基準等への適合性を評価しており、認定基準は、各種法令及び基準に準じて、適正に定める必要があります。	環境部
43	Ⅱ 制度提言	17	放置艇・廃船等の処分費用に係る国費支援制度の拡充	港湾施設の放置艇・廃棄船等の処分・とありますが、漁港施設や河川施設などにおいて、船舶が停船または陸揚できる環境であれば同様な状況にあります。放置艇など自力航行可能な場合、港湾から漁港・河川などに場を移すなど「いたちごっこ」になるおそれもあります。 よって、本提言は土木建築部だけではなく農林水産部も担当部局として横断的な組織体制とし、国庫支援制度の拡充について、沖縄県一体となっていくことが重要だと考えます。	①現在要望している制度で対応を検討中	【土木建築部港湾課】 港湾と漁港では、管理方法、関係団体や既存事業の有無等に相違が見られることから、港湾と漁港に共通する支援の可能性等を含め検討したいと考えております。	土木建築部
					①現在要望している制度で対応を検討中	【土木建築部河川課】 河川においては、放置艇等により河川の利活用に支障が生じている状況はありませんが、港湾管理者、漁港管理者等の関係機関と情報共有を図りたいと考えております。	土木建築部
					①現在要望している制度で対応を検討中	【農林水産部漁港漁場課】 漁港と港湾では、管理方法、関係団体や既存事業の有無等に相違が見られることから、港湾と漁港に共通する支援の可能性等を含め検討します。	農林水産部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
44	Ⅱ 制度提言	18	地球温暖化対策の更なる推進(革新的技術の導入拡大及び電気自動車の普及拡大への支援措置)	<p>「(仮称)うちなープラスチャレンジ」の創出と財政支援制度の構築</p> <p>○米国ハワイ州は、国連の持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDG's)を基準に、ハワイ州のゴールを設定した特別プログラム「アロハプラスチャレンジ」に取り組んでいる。</p> <p>○その主な取組みとしては、「クリーンエネルギーへの転換」として2030年までにエネルギー供給量の70%をクリーンエネルギーへ転換を目指し、目標の70%のうち、40%を再生可能なエネルギー、残り30%をエネルギー効率として転換し、2045年には100%代替エネルギーで供給することとしている。</p> <p>○また、日本政府は、今回2050年までに温室効果ガスの排出ゼロを目指し、取組むことを表明し、全省庁的に取組む姿勢を示した。特に、経済産業省がこの政策に大きく方向を転換した。</p> <p>○そこで、沖縄県も全国に先駆けて、ハワイ州での取組みを先例にしつつ、本県独自の地球温暖化対策を進める「(仮称)うちなープラスチャレンジ」を展開し、県内全世帯へのLED化(量販店での購入時補助制度)や、電力の単独供給に適した再生可能エネルギー転換技術の開発などに取組む。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>県においても、現在、策定作業中の沖縄県地球温暖化対策実行計画において、2050年の長期目標を温室効果ガス排出実施ゼロとして設定することとしており、その達成に向けて、様々な施策を行っていくことを検討しております。</p> <p>そのため、「地球温暖化対策の更なる推進」の中で、革新的技術の導入拡大に向けた先進モデル地域として実証事業の実施等を求めることとしており、ハワイ州の事例等も参考にしたいと考えています。</p>	環境部
45	Ⅱ 制度提言	18	地球温暖化対策の更なる推進(革新的技術の導入拡大及び電気自動車の普及拡大への支援措置)	<p>国の財政支援で現行の固定価格買取制度(FIT)に見合う制度を創設し、既存の太陽光などの施設・設備の継続利用で延命化を図り、廃棄コストの低減と地球温暖化対策の一助とする。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>太陽光発電の継続利用、延命化を図ることは重要であることから、エネルギー安定供給支援制度の中で、FITを終了した設備所有者に対する蓄電池導入への補助金の創設を盛り込んでおります。</p>	環境部
46	Ⅱ 制度提言	18	地球温暖化対策の更なる推進(革新的技術の導入拡大及び電気自動車の普及拡大への支援措置)	<p>⑥再生可能エネルギー設備を有する者が電気自動車の購入等の財政支援を創設することに賛成。</p> <p>・商工労働部と連携し、再生エネルギーの導入加速に向けた調査を充実させることが重要と考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>ご意見にあるとおり、連携して取り組んでいきます。</p>	環境部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
47	Ⅱ 制度提言	18	地球温暖化対策の更なる推進(革新的技術の導入拡大及び電気自動車の普及拡大への支援措置)	自然環境の保全、持続可能な循環型社会の構築、産業廃棄物処理、地球温暖化対策、離島廃棄物処理について、現在、弊社取り組んでいる技術提案に合致致します。既に沖縄県へ提案済み(11/19,12/17)であり、CO2削減と産業廃棄物削減、持続可能な循環型社会の構築を実現させるために取り組むべき事業であると考えます。	⑤その他	生コンスラッジは、その物の性状、通常の見取り形態、取引価値の有無等の各種判断要素から産業廃棄物に該当します。よって、利活用に当たっては製品の品質や安全性等を確認する必要があります。 沖縄県では、循環型社会の構築を目指し、県内の産業廃棄物等を原料とした「ゆいくる材」を認定し、公共工事等で優先使用することとしております。 ゆいくる材の認定においては、製品の品質・性能、環境に対する安全性等について、各種法令及びJIS基準等への適合性を評価しており、認定基準は、各種法令及び基準に準じて、適正に定める必要があります。	環境部
48	Ⅱ 制度提言	20	花と緑あふれる緑化対策強化支援制度	那覇空港旅客ターミナルビル内はランを中心とした熱帯植物を各所に展示して観光客をお迎えしています。一方で、空港周辺の美化は十分とは言えず、温暖多雨の気候によって雑草も生い茂っており、観光リゾート地沖縄のイメージを損なっています。管理者である国及び沖縄県等において必要な予算を確保し、重点的かつ継続的に空港アクセス道路の美化を行うよう要望いたします。	①現在要望している制度で対応を検討中	県管理道路においては適正な道路管理に努めるとともに、当該制度による対応を検討していきます。	環境部 土木建築部
49	Ⅱ 制度提言	20	花と緑あふれる緑化対策強化支援制度	沖縄県では先の大戦により貴重な樹木の多くが焼失した。このため、大戦を生き延びた樹木については、県の名木指定を受けている貴重木が多々ある。しかしながら、これらの樹木は、保護管理が充分でなく枯損するものが多数発生している。このため、これら樹木が将来に亘り保全していけるよう財政支援を含めた、特段の配慮が必要である。	①現在要望している制度で対応を検討中	同制度の創設により名木の保護管理について取り組んでいけるものと考えております。	環境部 土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
50	II 制度提言	20	花と緑あふれる緑化対策強化支援制度	<p>必要性の項目に、「沖縄らしい熱帯・亜熱帯性花木の活用」と記載されていますが、「沖縄らしいとは沖縄在来であるということを示すのか」、「沖縄のイメージを印象付ける(外来種を含む)植物の何を示すのか」が不明です。将来的にギンネムのように外来種問題に発展しないためにも、逸出のおそれが少ない種や在来種を積極的に用いた緑化対策についても制度内に盛り込むべきではないでしょうか。</p> <p>また、外来種であるギンネムを防除することで、景観および生態系の保全・向上に貢献しますが、現状は効果的な防除方法がなく、分布拡大の一途をたどっています。</p> <p>今後は効果的な防除方法を確立し、景観上重要な観光地等に対象を絞り込み、防除を実践することが望ましいと思われまます。その際には、防除によって得られる効果を定量的に評価することで、防除活動がより活発になると考えます。</p> <p>そのほか、空港や港湾のみならず、多くの観光客が飲食やショッピングで利用する都市部においても、グリーンビルディングなどによる、さらなる緑地整備が望ましいと考えています。</p> <p>さらに、花木の維持管理についても、計画の段階から検討を行い、予算を十分に確保して、除草・落葉・落実回収作業などを徹底して行うことも必須です。沿道内の落葉・落果物は自然消滅することなく、側溝・集水桝・アンダーパスに流入し、目詰りを発生させ、排水機能を低下させることにより、水害リスクを増大させ、海域へ流出すると海域の景観・環境を悪化させます。維持管理を考えると、人工芝、人工樹木、人工植物、造花などの活用も検討すべきではないでしょうか。道路緑化アドバイザー(グリーンコーディネーター)制度の制定も必要と思われまます。</p> <p>最後に「花と緑あふれる緑化対策強化支援制度」については、公的資金のみならず、観光客からの協力金やクラウドファンディングなどの新たな基金の創設とその活用方法を検討することも必要ではないでしょうか。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	【土木建築部道路管理課】 適正な道路管理に努めるとともに、道路の景観・環境の改善について、当該制度により取り組んでいきたいと考えています。	土木建築部
					①現在要望している制度で対応を検討中	【土木建築部都市計画・モノレール課】 都市部の緑地整備については、現在要望している制度「沖縄らしい風景づくり制度」において、市町村が景観形成を推進する地区において、住民や企業等が取り組む緑化等の景観形成に対する国の財政支援の創設を要望しております。	土木建築部
					①現在要望している制度で対応を検討中	【環境部環境再生課】 県では、令和2年3月に「沖縄県緑の回廊形成ガイドライン」を策定し、在来種の積極的活用や、侵略性のない外来種の活用を推奨しており、広く普及啓発を図っております。外来種ギンネムについては、効率的且つ効果的な防除が図られるよう、防除対策マニュアルの策定に取り組んでおり、同マニュアル策定後は、その周知を広く図ることとしております。なお、ギンネム防除の取組については、現在要望している制度「花と緑あふれる緑化対策強化支援制度」において、国の財政支援の創設を要望しております。 <p>県管理道路においては適正な道路管理に努めるとともに、道路の景観・環境の改善について、現在要望している制度「花と緑あふれる緑化対策強化支援制度」により取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>緑化に関する寄付金制度としては、緑の募金法に基づく緑の募金制度があり、緑化の推進に活用されております。また、県においては、観光目的税について令和3年度導入を目指し検討を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、観光産業は世界的に多大な影響を受けており、導入を目指していた時期と比べ、全く異なる状況となっております。同税の導入は必要であると考えており、引き続き観光関連団体等との意見交換を密に行い、検討していきたいと考えております。</p>	環境部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
51	Ⅱ 制度提言	20	花と緑あふれる緑化対策強化支援制度	<p>花と緑あふれる緑化対策強化支援制度 P20                      沖縄らしい風景づくり P28                      県民の健康づくりを推進する道路環境の整備 P31                      無電柱化推進事業 P80</p> <p>上記4項目を個別に実施実行出来たとしても、沖縄らしい風景づくり、沖縄の道路景観と言う大きな括りから見ると一貫性、連続性のない風景づくり、道路環境の整備となってしまうと危惧します。</p> <p>空港、港湾、国道、県道、市道とそれぞれ植栽設計も管轄も異なることから、全県の道路緑化対策、(特に観光主要路線)沖縄らしい風景づくりを一元的に協議する『緑化審議会(仮称)』を設置し、沖縄県の求める世界水準のリゾート地づくりに行政の垣根を越えた横断的組織は必要不可欠になると考えます。日本で唯一、亜熱帯気候に属する島国であるという植物の特異性をアピールしこれを生かした沖縄らしい風景づくりがなされるなら、観光立県を推進する大きな要因になると考えます。加えてその資金源の一部には県独自の観光税(入島税、宿泊税)等の税の徴収制度を導入し、その一部を活用して整備に充当する方法も検討すべきだと考えます。</p>	④対応の方向性を検討中	<p>【文化観光スポーツ部観光政策課】                      観光目的税は、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、観光関連団体等との意見交換を重ねながら、その導入に向け検討を進めてまいりました。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、観光産業は世界的に多大な影響を受けており、令和3年度までの導入を目指していた時期と比べ、全く異なる状況となっております。県としては、同税の導入は必要であると考えておりますが、その導入に向けた取組や時期については、沖縄観光を取り巻く情勢の変化を適切に把握するとともに、引き続き観光関連団体等との意見交換を密に行い、検討していきたいと考えております。</p> <p>観光目的税の用途については、持続可能な観光地づくり、利便性・満足度の向上、受入体制の充実・強化、県民理解の促進の4つの柱の中で、県と市町村との役割を整理した上で、事業選定の方法や市町村への交付方法等を検討してまいります。</p>	文化観光スポーツ部
				④対応の方向性を検討中	<p>【環境部環境再生課】                      県行政組織規則に基づき、各部局及び教育庁にまたがる緑化行政の総合調整を担うこととして、庁内横断的な組織「緑化マトリックス組織」が環境部に設置されております。県としましては、同組織を活用し、緑化行政に関する円滑な情報共有や意見交換を行い、関係各課で連携を図りつつ、県土緑化の推進に努めて参ります。</p>	環境部	
				④対応の方向性を検討中	<p>【土木建築部道路管理課】                      県管理道路においては適正な道路管理に努めるとともに、当該制度による対応を検討していきます。</p> <p>世界水準の沿道景観の形成に向けては、県の関係部局、国、市町村等と連携した取り組みが重要であり、関係部局と意見交換を行いたいと考えております。</p>	土木建築部	
52	Ⅱ 制度提言	21	駐留軍活動への環境管理対策の強化	<p>米軍活動に起因する環境問題が発生した場合に沖縄県の主導で調査が可能となるように日米地位協定の改定等の法制度を整備する。</p>	⑤その他	<p>提言の趣旨は、環境事故等の際の基地内外での環境調査、浄化等の実施主体が基地提供者の国であることを明確化するための提案です。日米地位協定の見直しは、今後も継続的に渉外知事会や軍転協等を通じ日米両政府へ求めていきます。</p>	環境部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
53	Ⅱ 制度提言	22	「空手の聖地・沖縄」の形成に向けた支援	文化としての空手振興がここ数年の施策によってどう達成度されたかも踏まえて、次期振計の新たな目標、あるいは数値的な目標を見立てた方が良いのではないかと。また、空手ツーリズムにおいても同様に課題等もあるのでこれまで事業の総括に一步踏み込んで新たな施策の推進を取る方が良いと思われる。	①現在要望している制度で対応を検討中	沖縄空手の保存・継承・発展を図るため、関係者と意見交換させていただきながら、より効果的な制度（支援）となるよう検討していきたいと考えております。	文化観光スポーツ部
54	Ⅱ 制度提言	22	「空手の聖地・沖縄」の形成に向けた支援	JICA沖縄センター（JICA沖縄）では、沖縄だからこそ伝えられる知見・経験に関する研修を実施しており、空手については、日系社会研修「ユネスコ無形文化遺産登録に向けた沖縄伝統空手の普及継承」コースについて、関係団体と協議を継続中です。 また、スポーツ庁が2020年3月に策定した「武道ツーリズム推進方針～日本の武道が世界を繋ぐ～」において、JICAと連携した情報発信や人材ネットワーク形成の取組の必要性が指摘されています。 ついでに、本制度が実現すれば、空手に関し、沖縄振興特別措置法に根拠が定められることにより、JICAとしても、国際協力と沖縄振興を繋ぐ事業の推進に一層取り組んでいきます。	①現在要望している制度で対応を検討中	沖縄空手の保存・継承・発展を図るため、関係者と意見交換させていただきながら、より効果的な制度（支援）となるよう検討していきたいと考えております。	文化観光スポーツ部
55	Ⅱ 制度提言	24	沖縄文化の基層であるしまくとぅばの保存・普及・継承に向けた支援	学校教育、あるいは大学の中の履修科目として推進し、体系的に普及活動を図った方が良いのではないかと。	⑤その他	【教育庁義務教育課、県立学校教育課】 小中学校の学校教育において児童生徒に「しまくとぅば」の文化的な価値を理解させ、尊重する心を育み、普及・継承していくことは、重要だと考えております。よって教育課程の範囲内で「しまくとぅば」の普及・継承に取り組んでいきたいと考えております。 例えば、小学校・中学校ともに学習指導要領「国語科」において、方言についての学習内容が位置付けられており、共通語・方言のよさ・違いについて現在小学校第5学年と中学校第2学年で年間1・2時間程度扱うことになっております。また、総合的な学習の時間、学習発表会・文化祭での方言劇、エイサー等の学校行事やクラブ活動等で「しまくとぅば」に係る内容に取り組んでいる学校がございます。高等学校においては、高等学校教育課程の範囲内で、生徒がしまくとぅばについて学ぶことができるよう、沖縄県教育委員会作成の副教材等を活用し指導ができるよう支援してまいります。	教育庁

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
					⑤その他	<p>【文化観光スポーツ部文化振興課】                      沖縄県立芸術大学においては、音楽学部琉球芸能専攻及び大学院音楽芸術研究科での琉球芸能に係る科目のほか、琉球芸能専攻の教育実践の場におけるしまくとぅばの導入に向けた調査研究等を行う「しまくとぅば実践教育事業」の実施により、しまくとぅばを活用した講義を行っています。また、学内の共通科目である全学教育科目のなかで琉球語の基礎を学ぶ科目等を開設し、しまくとぅばについて学習することができます。</p>	文化観光スポーツ部
56	Ⅱ 制度提言	24	沖縄文化の基層であるしまくとぅばの保存・普及・継承に向けた支援	<p>JICAが行う国際協力事業において、民族特有の文化・言語等の継承・教育は、特に平和構築やその基盤となる多様性の受容において非常に重要なものであると捉え、支援を行っています。加えて、JICAは、国際理解教育・開発教育支援も実施しており、世界の民族語の継承・教育の状況やJICAの取組経験を、県内の教育現場等へ還元することにより、しまくとぅばの保存・普及・継承に対する理解促進に貢献できると考えます。ついで、本制度が実現すれば、しまくとぅばの保存・普及・継承に関し、沖縄振興特別措置法に根拠が定められることにより、JICAとしても、国際協力と沖縄振興を繋ぐ事業の推進に一層取り組んでいきます。</p>	④対応の方向性を検討中	<p>引き続きJICA沖縄の知見・経験の共有及び意見交換等を継続させていただくとともに、しまくとぅばの保存・普及・継承について、国際理解教育・開発教育支援等にしまくとぅばを取り上げていただく等、JICA沖縄との連携協力について検討してまいります。</p>	文化観光スポーツ部
57	Ⅱ 制度提言	24	沖縄文化の基層であるしまくとぅばの保存・普及・継承に向けた支援	<p>島言葉について、様々な取り組みが行われており、感謝いたします。さて、島言葉の継承や普及について、標準語で説明する時、「語源」について問われることが多々ございます。古代日本語が「狭母音化」により転訛した言葉や、中国語が移入したケース等、島言葉の語源を説明する冊子があれば、これまで以上に話題に上り、興味を持つ人が増えると思います。ご検討をお願いします。</p>	⑤その他	<p>沖縄には、各島ごと、各地域ごとに多様なしまくとぅばがあります。現在、県ではしまくとぅば普及センターを通して、各地域ごとに順次しまくとぅばの講師養成講座を展開しているところです。ご意見にある島言葉の語源の説明については、同講座の効果的な実施という観点で、同講座に可能な限り反映できるよう検討していきたいと考えています。</p>	文化観光スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
58	Ⅱ 制度提言	26	「琉球・沖縄関係資料」知の集積と発信	<p>世界から三線文化発祥の地として注目される沖縄において、研究や情報集積が遅れていることへ危機感があり、未来へ琉球・沖縄文化を継承するうえで、三線に関する情報集積や発信の拠点づくりが早急に必要と考えます。</p> <p>沖縄県三線製作事業協同組合では、国の伝統的工芸品指定を目指す取組の中で、団体や流派、音楽ジャンルを超え、意見交換や情報収集、ブランディングに取り組んでまいりましたが、こういった事業の拡大と共に、琉球・沖縄文化の情報を発信するための拠点として、「三線会館(仮)」の設立を提案いたします。</p>	⑤その他	<p>県では、「沖縄工芸ブランド強化事業(H28～H30)」において、三線の伝統的工芸品の指定に向けた基礎調査、普及活動、販路拡大支援に取り組んでまいりました。</p> <p>令和4年に供用開始予定の「おきなわ工芸の杜」は、工芸品の展示に加えICTの活用による工芸品及び産地に関する情報発信機能を備えており、この機能により引き続き三線を含めた沖縄工芸の魅力と価値を発信し、工芸産業の振興に取り組んでまいります。</p> <p>また、県立博物館・美術館において、沖縄の自然・歴史・文化等についての文化講座や学芸員講座等を行うとともに、県政出前講座(県の文化振興について)やしまくとぅば講師養成講座等を実施しているところです。</p>	文化観光スポーツ部 商工労働部
59	Ⅱ 制度提言	26	「琉球・沖縄関係資料」知の集積と発信	<p>必要性について、琉球沖縄関係資料について、収集・保存作業を行うにあたり温湿度管理が十分な保管場所の確保が求められる。また散逸した資料のほとんどが経年劣化や使用痕などにより修理が必要な状態だと思われる。文化財保護の観点から修理センターの設立や人材育成が課題である。</p> <p>また散逸した琉球沖縄関係資料の実物資料は県立博物館・美術館等の施設で広く公開し琉球沖縄の歴史を学び地域の活性化につなげるべきである。</p> <p>担当部課に文化振興課を追記する。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>・原資料を収集した場合は、温湿度管理が可能な各機関へ移管することを想定しており、当該施設または展示可能施設で公開することにより県民への還元も可能となります。</p> <p>・原資料の修理・修復が必要である場合は、専門家の指導のもと、外部委託での実施を想定しており、現制度で予算措置を行うことで対応可能と考えます。</p> <p>・また資料のデジタルデータについては、バックアップ作成を必須とすることに加え、原資料所蔵機関等にも同データを提供し、デジタルデータの永続的な保管に努め、琉球沖縄関係資料のデジタルアーカイブの公開・県民への普及・地域の活性化につなげたいと考えております。</p>	教育庁
					⑤その他	<p>当該制度の担当部課に文化振興課を追記します。</p>	文化観光スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
60	Ⅱ 制度提言	28	沖縄らしい風景づくり制度	<p>沖縄では、特に離島において空き家等の増大が顕著である。これらに対して、景観形成を目的として赤瓦や石垣を用いた家屋の維持・補修や民泊利用のための増改築、およびICTを活用した施設利用やネットワーク形成に対して、財政と税制支援の対象とする。</p> <p>（これらの施設では、物件が集中する場合、「まちなみ地区」とすることができるとともに、他府県で深刻な状況を引き起こす春先の花粉症からの一時的避難所としての利用や利用者の定住化も期待できる）</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>景観形成を目的として赤瓦や石垣を用いた家屋の維持・補修や民泊利用のための増改築につきましては、「3(1)市町村が景観形成を推進する地区において住民や企業等が取り組む景観形成」に「赤瓦、石積、石張」等の修景を位置付けており、財政支援の対象として提言します。さらに、沖縄まちなみミュージアム地区(仮称)内の修景建築物につきましては、税制優遇措置の対象として提言します。</p> <p>また、ICTを活用した施設利用及びネットワークの形成等につきましては、「3(4)沖縄県がICT等を活用して実施する広報啓発、人材育成、研究開発、景観アセスメント及び良好な景観形成に向けた屋外広告物に係る実態調査等に対する財政支援」において取り組むこととしております。</p>	土木建築部
61	Ⅱ 制度提言	28	沖縄らしい風景づくり制度	<p>⑦沖縄らしい風景づくりを推進する取組み財政支援を創設することに賛成。</p> <p>・ドローンやAIを活用した調査、アセスメントに基づき取り組むことが重要と考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>沖縄らしい風景づくり制度の「3(4)沖縄県がICT等を活用して実施する広報啓発、人材育成、研究開発、景観アセスメント及び良好な景観形成に向けた屋外広告物に係る実態調査等」において新技術の活用や景観アセスメントに取り組む予定となっております。</p>	土木建築部
62	Ⅱ 制度提言	28	沖縄らしい風景づくり制度	<p>沖縄らしい風景づくりは、景観だけではなく、文化、風土なども表すと思っている。特に子どもが多い沖縄県では、学生が多い。学生に沖縄の伝統文化などを伝え、また伝統工芸品の一部を制服に添える(例:紅型をポケットのふち、ネクタイを袖にするなど)などして子ども達の沖縄に対する気持ちや誇りと高めていくことにより、沖縄の風景づくりに寄与すると思われる。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>沖縄らしい風景とは、一括りに捉えられるものではなく、各地域の個性的な特徴とともに、自然や歴史・文化、時代の変遷を背景とした多面性を持つもので、特定の時代の風景を指すものではなく、地域の「自然風景」や「伝統的風景」と「人と暮らしの風景」の調和した姿であると考えております。</p> <p>頂いた御意見につきましては、「3(4)沖縄県がICT等を活用して実施する広報啓発、人材育成、研究開発、景観アセスメント及び良好な景観形成に向けた屋外広告物に係る実態調査等」のうち「広報啓発」や「人材育成」において取り組む内容と考えており、財政支援の対象として提言します。</p>	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
63	Ⅱ 制度提言	28	沖縄らしい風景づくり制度	<p>「沖縄らしい風景づくり制度」については、公的資金のみならず、観光客からの協力金やクラウドファンディングなどの新たな基金の創設とその活用方法を検討することも必要ではないでしょうか。また、風景を構成しているものには街並みだけではなく、河川風景、海岸風景などもあると考えています。</p> <p>今の沖縄に「沖縄らしい河川風景」は皆無に近い状態になっているのではないのでしょうか。河畔林は消滅し、河岸にはギンネムなどの外来植物が繁茂しており、河床には土砂が堆積して雑草が繁茂し陸化している河川も多くみられます。海岸風景は、モクマオウ、ギンネムなどの外来植物の繁茂や観光地が進み、本来の「沖縄らしい海岸風景」が失われています。そのため、「沖縄らしい河川風景、海岸風景を取り戻すための景観保全・再生対策」が必要と考えます。</p>	③制度要望はせず新たな計画への記載を検討中	<p>新たな振興計画では、「沖縄の歴史と景観に配慮した空間の創出」のための施策として「魅力的な景観創出のための仕組みづくり」を掲げており、景観形成の着実な推進に向けたPFI・PPP等の民間活力の導入についての記載を検討しているところです。</p> <p>河川の景観保全・再生対策として、現在、自然環境に配慮した手法（多自然川づくり）による河川整備を推進しているところであり、次期振興計画においても「自然環境再生型公共工事の推進」を掲げているところであります。</p> <p>また、河床の土砂浚渫については、令和2年度から令和6年度にかけて緊急浚渫事業費（起債）が創設されており2級河川、準用河川等における浚渫が可能となっております。</p> <p>海岸保全施設整備については、環境関連の指針等に基づき、整備箇所における環境調査を行い、自然環境への配慮に取り組んでいます。また、景観についても「景観評価システム」を活用するなどして景観への配慮に取り組んでいます。ご意見を踏まえ、海岸整備における環境や景観への影響について、最新の知見を反映した手法の活用について、新たな沖縄振興計画への記載を検討します。</p>	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
64	Ⅱ 制度提言	28	沖縄らしい風景づくり制度	<p>花と緑あふれる緑化対策強化支援制度 P20                      沖縄らしい風景づくり P28                      県民の健康づくりを推進する道路環境の整備 P31                      無電柱化推進事業 P80</p> <p>上記4項目を個別に実施実行出来たとしても、沖縄らしい風景づくり、沖縄の道路景観と言う大きな括りから見ると一貫性、連続性のない風景づくり、道路環境の整備となってしまうと危惧します。</p> <p>空港、港湾、国道、県道、市道とそれぞれ植栽設計も管轄も異なることから、全県の道路緑化対策、(特に観光主要路線)沖縄らしい風景づくりを一元的に協議する『緑化審議会(仮称)』を設置し、沖縄県の求める世界水準のリゾート地づくりに行政の垣根を越えた横断的組織は必要不可欠になると考えます。日本で唯一、亜熱帯気候に属する島国であるという植物の特異性をアピールしこれを生かした沖縄らしい風景づくりがなされるなら、観光立県を推進する大きな要因になると考えます。加えてその資金源の一部には県独自の観光税(入島税、宿泊税)等の税の徴収制度を導入し、その一部を活用して整備に充当する方法も検討するべきだと考えます。</p>	⑤その他	<p>(沖縄らしい風景づくりについて)</p> <p>県では、沖縄の望ましい景観の将来像を描き、その実現を図るために、国、県、市町村、関係事業者等、平成24～令和3年度までの各主体の役割分担を示す『沖縄県景観向上行動計画』を策定しております。また、当該計画の策定にあたっては、各主体が沖縄らしい風景づくりの重要性・必要性に加え、課題解決に向けた取組を共有し、連携・協働して活動を推進していくため「沖縄県風景づくり推進協議会」及び特定の課題や分野に関する「部会」を設置しており、沖縄らしい風景づくりに資する緑化については「緑化部会」において検討することとしております。</p> <p>令和4年度の景観向上行動計画の改定に向けて、令和3年度に風景づくり推進協議会及び部会を開催する予定であり、頂いた御意見を踏まえ、関係部局と連携・協働しながら検討して参ります。</p>	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
65	Ⅱ 制度提言	28	沖縄らしい風景づくり制度	<p>風景づくり制度に以下の要素も加えてもよいのではと考える（既に含まれている要素もあるとは思いますが・・・）</p> <p>①基地の街の横文字ストリート、ナトリウムランプに映える独特の基地の夜景（基地の存在を容認するものではないが存在している以上活用してもよいのでは。）、工場地帯や石油タンクの夜景（全国的にもかなり認知されている）、本島東海岸（中城、西原近辺）の田畑の緑地帯で構成される海岸低地の魅力（個人的には面白い風景と思う）、宮古伊良部島佐良浜地区の遠景がエーゲ海のような風景（白で統一すると更に魅力的）等々。</p> <p>②夜景や都市のイメージカラーの創設</p> <p>全国の主要都市にはイメージカラーがあるところもある。もちろん、個人や世代等で異なるものではあると考えるが、一般的に連想するカラーもあり、また、なければ観光に資する資源の一つとして創設してもよいのでは、と考える。</p> <p>・例えば私個人のイメージではあるが、                  横浜⇒ブルー（いしだあゆみの「ブルーライト横浜」から）、                  長崎⇒紫（瀬川瑛子の「長崎の夜は紫」から）</p> <p>・ネット検索からは                  ①札幌市⇒白（雪のイメージ） ②仙台市⇒緑（青葉城・杜の都） ③東京23区⇒黒（すべてを飲み込んでいるイメージ） ④横浜市⇒青（港町・海と空の青） ⑤名古屋市⇒金（名古屋城のしゃちほこ・キラキラ嫁入り道具） ⑥京都市⇒紫（高貴なイメージ） ⑦大阪市⇒玉虫色（ミナミのネオン街） ⑧神戸市⇒レンガ色（異人館） ⑨広島市⇒赤（カーブ・紅葉） ⑩福岡市⇒黄（ホークス・アジアっばい）</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>沖縄の景観の特性は、地域ごとの景観資源の多様性にあります。また、沖縄らしい風景とは、一括りに捉えられるものではなく、各地域の個性的な特徴とともに、自然や歴史・文化、時代の変遷を背景とした多面性を持つもので、特定の時代の風景を指すものではなく、地域の「自然風景」や「伝統的風景」と「人と暮らしの風景」の調和した姿であると考えております。</p> <p>頂いた御意見につきましては、地域ごとの景観資源を活かした多様性のある具体的な取組内容として、「3(1)市町村が景観形成を推進する地区において住民や企業等が取り組む景観形成」に含まれるものと考えており、財政支援の対象として提言します。</p>	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
66	Ⅱ 制度提言	31	県民の健康づくりを推進する道路環境の整備	<p>沖縄県民は、歩かないことでの健康への弊害があり長寿県1位から転落している事実がある。学校登校も徒歩登校が少なく、児童の4割が自動車で通学している。歩かない理由に、歩道の整備がされていない、歩道に影がないので暑い、自転車道がないので、歩道に自転車が走ることがあり、歩いていると安全ではない、慢性的な交通渋滞による排気ガス、街灯がついていなくて暗くて怖い等々があげられる。自転車道を整備し、歩道の環境を改善し、街灯をつけることが望まれる。また、徒歩登下校できるような環境を整えることにより、児童の時から歩く習慣をつけ、大人になっても歩くことが苦にならないようにしていただきたい。</p> <p>公共交通機関(バス、モノレールなど)が利用しやすくしていただきたい。現在、110か所近くのバス停が危険な箇所設置されていることも見直しを図る必要がある。また、市内は、一律のバス賃にする等の検討も必要なのではないか。</p>	⑤その他	<p>【土木建築部道路管理課】 自転車通行空間の整備や歩道の整備などは、既存の補助メニューにおいて対応が可能なため、既存の補助メニューにおいて取り組んでいきたいと考えております。</p>	土木建築部
				①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【企画部交通政策課】 県内のバス停留所における安全性確保対策は、国において調査がなされ、「バス停留所安全性確保対策リスト」が公表されたところです。</p> <p>今後は、国が関係機関と連携し、安全上の優先度に応じて、バス停留所の移設または廃止、バス停留所付近の注意喚起看板等の設置、バス車内放送による乗降時のアナウンス等の対策を実施することとなっております。</p> <p>市内の一律バス運賃制への御意見に関連して、今回要望している「シームレスな乗り継ぎ環境構築制度」において、公共交通乗り継ぎ無料化に係る補助制度等の創設を検討しております。内容としては、乗り継ぎ後の初乗り料金に対し、公的補助が行える制度を創設することを含んでおります。市内など短距離移動でありながら一回の乗車で利用できず乗り継ぎ料金が発生することを理由に利用を諦める県民に対し、公共交通利用者の乗り継ぎ抵抗を軽減し、既存バス路線ネットワークを組み合わせることで最終目的地までの移動に公共交通を選択して利活用できるような環境を整備し、自家用車からの公共交通への転換を図ることを目指しております。</p>	企画部	
67	Ⅱ 制度提言	31	県民の健康づくりを推進する道路環境の整備	<p>道路が改善される⇒健康寿命が延びる、という根拠が示されていない。一方、運動しない理由として「面倒」「時間がない」等の記載から、普段生活の中に運動しやすい環境を入れる方が良い。例えば下記要素を入れることで、道路整備、日常運動機会の拡大、通勤渋滞緩和施策にも繋がる。 (例)①国道・県道における自転車専用のブルーラインの整備②企業への自転車通勤促進 ※①で注意すべきは、道路を分離帯で仕切るとコストが上がり、また活用幅が制限される。</p>	⑤その他	<p>自転車通行空間の整備は、既存の補助メニューにおいて対応が可能なため、既存の補助メニューにおいて取り組んでいきたいと考えております。</p>	土木建築部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
68	Ⅱ 制度提言	31	県民の健康づくりを推進する道路環境の整備	<p>下記のような取り組みがどこかに挿入できたらと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの有無にかかわらず県民皆が参加できる健康・生きがいづくり</li> <li>・一人でも多くの県民がスポーツに親しむ社会（スポーツ参画人口の拡大）実現のための取り組み。今までスポーツに疎遠であった人でも楽しみ、障がいの有無にかかわらず皆が参加できるという視点から、健康・生きがいづくりにつながるスポーツ・レクリエーション活動の推進。</li> <li>・県民を元気づけ、健康長寿社会づくりをめざすスポーツ・レクリエーション活動の推進</li> <li>・障がいの有無にかかわらず皆が参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進</li> </ul>	⑤その他	<p>ご意見を頂きました制度提言とは異なりますが、現在要望している制度提言「スポーツアイランド沖縄の形成に向けた支援」において「スポーツ・レクリエーション活動」を含めてスポーツの振興を推進していくものとしております。</p> <p>県としてましては、引き続き、障害者が地域社会の中で、社会の一員としていきいきと暮らせるように、障害者等のニーズを踏まえながら、社会参加の促進に向けた支援体制の強化やスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できる環境づくりに取り組んで参ります。</p>	文化観光 スポーツ部 子ども生活福祉部
69	Ⅱ 制度提言	31	県民の健康づくりを推進する道路環境の整備	<p>地域によっては、住宅地から少し離れたところにウォーキングに適した場所があり、そこに辿り着くまでの道が暗く、夜はウォーキングをする気になれません。よって、「県民の健康づくりを推進する道路環境の整備」については、夜間でも安全で安心してウォーキングなどの運動ができる「運動施設およびその周辺環境の街灯整備」を要望いたします。</p> <p>そのほか、街中の賑わい創出につながる歩きやすい環境づくりも含めた道路環境の制度も必要と考えています。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>県管理道路において夜間でも安全で安心してウォーキングなどの運動ができるよう照明の整備も含めて考えております。</p>	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
70	Ⅱ 制度提言	31	県民の健康づくりを推進する道路環境の整備	<p>花と緑あふれる緑化対策強化支援制度 P20                      沖縄らしい風景づくり P28                      県民の健康づくりを推進する道路環境の整備 P31                      無電柱化推進事業 P80</p> <p>上記4項目を個別に実施実行出来たとしても、沖縄らしい風景づくり、沖縄の道路景観と言う大きな括りから見ると一貫性、連続性のない風景づくり、道路環境の整備となってしまうと危惧します。</p> <p>空港、港湾、国道、県道、市道とそれぞれ植栽設計も管轄も異なることから、全県の道路緑化対策、(特に観光主要路線)沖縄らしい風景づくりを一元的に協議する『緑化審議会(仮称)』を設置し、沖縄県の求める世界水準のリゾート地づくりに行政の垣根を越えた横断的組織は必要不可欠になると考えます。日本で唯一、亜熱帯気候に属する島国であるという植物の特異性をアピールしこれを生かした沖縄らしい風景づくりがなされるなら、観光立県を推進する大きな要因になると考えます。加えてその資金源の一部には県独自の観光税(入島税、宿泊税)等の税の徴収制度を導入し、その一部を活用して整備に充当する方法も検討するべきだと考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	関連する他事業と一体的、連続的な整備が実施できるよう当該制度で対応を検討したいと考えております。	土木建築部
71	Ⅱ 制度提言	31	県民の健康づくりを推進する道路環境の整備	<p>歩道空間は健常者のみならず障害者(視覚障害、車椅子など)も利用するものである。</p> <p>近年、高齢者や障害者等が社会・経済活動に参加する機会を確保することが求められるなか、本提言は、健康長寿を主体とする取組内容となっているため、障害者等も不自由を感じさせることのない幅広歩道やバリアフリーを考慮した環境整備を追記してはどうか。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	歩道のバリアフリーを含めた道路環境の整備を当該制度で対応を検討したいと考えております。	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
72	Ⅱ 制度提言	33	北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所にかかる施設、設備、運営に要する費用に対する補助制度	北部地域及び離島・へき地における公立病院及び診療所にかかる施設、設備、運営に要する費用に対する補助制度の「現状・課題」or「必要性」欄に以下の趣旨を反映頂きたい。 離島・へき地の定住化を促進するためには、現地診療所において対応することが困難な診療科目（産婦人科や歯科等）にかかる設備、運営方法の確立、医療体制の確保が不可欠である。	⑤その他	離島・へき地診療所では、医療資源が限られる中、地域住民が求める医療を医師1名体制で提供する必要があり、多様な診療領域に対応できる幅広い臨床能力を身につけた医師（主に総合診療医）が診療に従事しています。 また、県では離島・へき地における専門科の受診機会を確保するために特定診療科目の巡回診療を実施しているほか、島外の医療施設への通院費の負担を軽減するための取り組みを行っているところであり、個別の診療所の機能を維持しながら、各種施策事業を組み合わせることで、離島・へき地の医療体制を確保してまいりたいと考えております。	保健医療部 病院事業局
73	Ⅱ 制度提言	35	沖縄振興を下支えする社会的検査の推進	P.35 保健医療 社会的インフラに従事する社員へのPCR検査は非常に重要であり、社会経済活動を維持していくためには有効な制度と考える。併せて観光がリーディング産業であるという点から、そのゲートウェイとなる那覇空港に「PCRセンター」もしくは「総合病院の設置」を求めている。今後After Coronaになっても医療体制の充実度は必須であり、そこを緩めることなく取り組んでいくことが大事だと考える。併せて感染症り患者を入県させないような法的拘束力を持つ法整備を求む。	⑤その他	国際線を有する主要空港においては、海外へ渡航する際に必要な陰性証明を発行する目的でPCR検査センターが設置されていると認識しております。 現在、県では、来訪者に対する検査として、サーモグラフィにて熱を感知した方を、TACOにおいて問診を行い検査につなげているところです。 なお、空港でのPCR検査センターの継続的な設置については、疫学的な観点や県内医療資源の状況、県内民間検査機関の活用などを踏まえて整理する必要があると考えております。	保健医療部
74	Ⅱ 制度提言	35	沖縄振興を下支えする社会的検査の推進	P35 保健医療 社会的インフラに従事する社員へのPCR検査等防疫体制は非常に重要であり、社会経済活動を維持していくためには有効な制度である。併せて観光がリーディング産業であるという点から、そのゲートウェイとなる那覇空港に「PCRセンター」もしくは「総合病院の設置」を求めている。今後After Coronaになっても今後の新規感染症に対する防疫、危機管理、それに対する医療体制の充実がグローバル化の時代においては地域の安心と観光受入体制の継続性は必須であり、そこを緩めることなく取り組んでいくことが大事だと考える。	⑤その他	国際線を有する主要空港においては、海外へ渡航する際に必要な陰性証明を発行する目的でPCR検査センターが設置されていると認識しております。 現在、県では、来訪者に対する検査として、サーモグラフィにて熱を感知した方を、TACOにおいて問診を行い検査につなげているところです。 なお、空港でのPCR検査センターの継続的な設置については、疫学的な観点や県内医療資源の状況、県内民間検査機関の活用などを踏まえて整理する必要があると考えております。	保健医療部
75	Ⅱ 制度提言	35	沖縄振興を下支えする社会的検査の推進	必要性の記載に「国の方針がないことから」とあるが、現状・課題では「国も方針を明らかにしておらず」とあるため統一すべきではないか。	①現在要望している制度で対応を検討中	左記ご意見のとおり現状・課題と同一の文言に修正致します。	保健医療部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
76	Ⅱ 制度提言	35	沖縄振興を下支えする社会的検査の推進	<p>エッセンシャルワーカーと言われている医療従事者や介護従事者だけではなく、保育者もその分野だと思つたので、是非、社会的検査の推進をして欲しい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>エッセンシャルワーカーや保育士などの社会的検査を希望する場合に検査が行えるよう、引き続き検査体制を整備してまいります。</p>	保健医療部
77	Ⅱ 制度提言	35	沖縄振興を下支えする社会的検査の推進	<p>県民の安全のために社会的検査は重要だが、観光も経済活動として回す必要がある。一方、TACOでの取り組み現状を見ても、待機時間、待機場所の確保の点からも、全ての観光客に対して行政負担の下、PCR検査を行うのは難しい。</p> <p>首都圏同様に、PCR 検査、抗原検査が住民、観光客双方の目的に合わせて手軽に受けられるよう、検査できる“民間クリニックと観光事業者と連携した取り組み”への支援を検討いただきたい。それにより、検査量は増え、保健所負担と財政負担を抑えられると考えている。現実問題として、県民約144 万人に加えて観光客(OCVB 目標700 万人)の検査を行うことは、保健所だけでは対応しきれず、行政主導の整備を待っている間に、廃業事業者は増加(観光基盤の弱体化)～生活困窮家庭が増える要因に繋がると考える。</p> <p>現在TACO で顕在化された待機場所の確保、結果の通知なども解決の可能性があるので、今後OCVB、また県内の民間連携で推進を相談したい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>県においては、検査体制を拡充するため医療機関以外にも県内の環境分析系の検査機関や新たに検査事業に参入する企業等に対しても機器整備を行い検査体制の拡充を図っているところです。また、県外に検体を送付し検査を実施する企業等に対しても積極的に情報提供を行う等、自由診療で検査を行える検査体制の拡充に向けて引き続き協力を行ってまいります。</p>	保健医療部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
78	II 制度提言	42	ICTを活用した遠隔医療の推進	<p>提言のとおり沖縄の離島・へき地では、問題点、課題は多く存在しており、ICTを活用した遠隔医療などの体制整備は大きく貢献できる可能性がある。オンライン診療システムについては、多くの負担を抱える離島かかりつけ医（総合診療医）と離島住民の直接的診療をサポートするには非常に有効なツールではある。しかし、コロナ禍で離島に縛られる住民に、適時に適切な医療（専門的）を提供するためには、個々の住民の継続した健康・医療・福祉の情報を共有する体制、機微な医療情報を医療者間で共有できる体制が必要である。</p> <p>沖縄県には県全域を網羅する医療情報共有システムである「おきなわ津梁ネットワーク」があり、各情報セキュアな環境で共有することが可能である。県内すべての離島医療機関にこのネットワークを利用できる設備整備、運営費用補助とともに、システム内での医療者間のカンファレンス機能を整備することで、これらの問題点の大半を解決できる。</p> <p>更に本システムは、沖縄本島・離島・へき地自治体の所有するKDBなどの情報連携や自治体による住民の事前登録の勧奨で、発病前から有病期の情報も網羅することが可能となり、救急医療や災害医療の際にも非常に有効な手段となり得る。</p> <p>以上のことから、提言への下記事項の追加について検討いただきたい。</p> <p>(1) 県内すべての離島医療機関、医療介護連携関連施設に「おきなわ津梁ネットワーク」を利用できる設備整備、運営費用補助する。</p> <p>(2) 「おきなわ津梁ネットワーク」内での医療者間カンファレンス機能の整備</p> <p>(3) 沖縄本島・離島・へき地自治体の所有するKDBの情報連携や自治体による住民の事前登録の勧奨</p> <p>(4) 沖縄本島内に沖縄県主導で「おきなわ津梁ネットワーク」や他の行政データベースを運用できるクラウド型データセンターを構築する。</p>	⑤その他	<p>(1) 沖縄県では、地域医療構想の実現に資する事業であることを前提として、地域医療介護総合確保基金により、全ての医療機関等がおきなわ津梁ネットワークを利用するために必要なサーバー構築費等の設備費用を補助しているところですが、</p> <p>なお、運営費については、国が地域医療介護総合確保基金を当該経費に充当することは、受益者負担の考え方に基づき望ましくないと示しており、ネットワークの利用者から適正な会費収入等を求めることにより確保することが、適正であると思慮します。</p> <p>(2) おきなわ津梁ネットワークに係る機能の追加については、地域医療連携体制推進事業の対象となっています。</p> <p>(3) KDB（国保データベース）の目的は、市町村国保等保険者が地域の疾病傾向や個人ごとの健診・医療・介護情報を把握して、きめ細やかな保健事業等を行うために利用されており、他機関等への提供及び目的外利用にあたっては、医療保険法等法令上の制限があり現時点では困難となっています。</p> <p>一方、KDBシステムに限らず、個人の保健医療情報の連携の必要性については、国もデータヘルス改革プランにおいて法改正を含め検討しているところであり、その取組を注視していきます。</p> <p>また、住民の事前登録については、県から各市町村に対し、住民への事前登録の勧奨に係る協力依頼を行います。</p> <p>(4) おきなわ津梁ネットワークは、生活習慣病（糖尿病、脳卒中、心筋梗塞等）を中心とした地域医療連携の基盤整備を推進していくために、沖縄県医師会が主体となって構築されたものであり、県はその支援を行うものとして実施されています。</p> <p>また、医療分野で活用できるデータベースとしてはKDBがありますが、(3)に記載のとおりです。</p>	保健医療部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
79	Ⅱ 制度提言	44	黄金っ子(くがにっこ)応援特別制度(誰もが安心して子育てを行える環境の実現)	認可外保育施設は、個人の財源で行われていることから、質の確保、向上、さらに保育士の確保が難しい状況、認可外から認可化を推進する方向がよいと考える。 当県の合計特殊出生率が全国1高いのは、若年妊娠出産などが要因している。出生率が高いことはいいことではあるが、産婦人科の減少で産みやすく、また、離婚率の高さなどで養育が難しくなる、所得が低いなど育てやすい環境にはなっていないことが危惧されている。	①現在要望している制度で対応を検討中	県は、待機児童の解消を図るため、認可外保育施設の認可化促進や保育所等の施設整備に取り組んでおり、保育定員の拡大は図られたものの、保育士不足による定員割れ等の課題も生じていることから、潜在保育士を含む保育士確保等の支援に取り組むこととしております。 また、全国と比較して、認可外保育施設へ入所する乳幼児が多いことから、認可外保育施設における指導監督基準の達成・継続や保育の質の確保・向上に取り組むこととしております。 そのほか、多子世帯への保育料等軽減等に取り組むことにより「誰もが安心して子育てを行える環境の実現」に努めてまいりたいと考えております。	子ども生活福祉部
80	Ⅱ 制度提言	44	黄金っ子(くがにっこ)応援特別制度(誰もが安心して子育てを行える環境の実現)	《保育士確保等の支援》《子どもの貧困対策に関すること》《ファミリーサポートセンター》 保育士確保等問題は「潜在保育士確保」施策では、保育の量や質の確保は難しいと考える。 特に待機児童問題は根が深い問題であり、公立保育所・認可保育園・認可外保育園・小規模保育園・こども園他、保育士不足であり保育の質の低下も否めない大きな問題。 現状の保育所(園)に関する取り組みを継続しながら、沖縄県として、保育士・幼児教育者養成のための4年制大学(他業種からも転入可能な)設立と子どもの発達や環境問題等研究する大学院設立を提案する。10年後は子ども支援日本一の沖縄県にすることに予算を使うことが賢明なことではないでしょうか。一時保育(緊急一時保育)、夜勤務母親の家庭支援24時間保育&学童・親(兄弟)入院した際の預かり、緊急親子宿泊所・病児預かり等。	⑤その他	県では、保育士確保のため、修学資金の貸付や市町村が行う保育士試験対策講座への費用補助、潜在保育士に対する復職支援などを行っています。 また、保育士養成施設(大学、専門学校)と連携し、キャリアアップ研修や保育スキル向上研修等により保育士の育成に努めています。 「黄金っ子応援特別制度」において、潜在保育士を含む保育士並びに保育教諭の復職支援や離職防止等に対する財政支援等に取り組むこととしており、引き続き、市町村、保育士養成施設(大学、専門学校)と連携し保育士確保、保育の資質向上に向け取り組んでまいります。	子ども生活福祉部
81	Ⅱ 制度提言	46	沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度				

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
82	Ⅱ 制度提言	44	黄金っ子(くがにっこ)応援特別制度(誰もが安心して子育てを行える環境の実現)	共働き家庭の増加、子どもの出生率全国一の沖縄では、保育所問題は最も大きな課題です。 公立幼稚園等より認可外保育施設への支援充実が先決で、待機児童ゼロの解決にあたることを入れてほしい。	①現在要望している制度で対応を検討中	県は、待機児童の解消を図るため、認可外保育施設の認可化促進や保育所等の施設整備に取り組んでおり、保育定員の拡大は図られたものの、保育士不足による定員割れ等の課題も生じていることから、潜在保育士を含む保育士確保等の支援に取り組むこととしております。 また、全国と比較して、認可外保育施設へ入所する乳幼児が多いことから、認可外保育施設における指導監督基準の達成・継続や保育の質の確保・向上に取り組むこととしております。	子ども生活福祉部
83	Ⅱ 制度提言	44	黄金っ子(くがにっこ)応援特別制度(誰もが安心して子育てを行える環境の実現)	「(2)潜在保育士を含む保育士確保等の支援」について以下の通り、再度ご検討をお願い致します。 就学前の施設において、国は以下のように表記を分けています。 ・幼稚園＝教諭 ・認定こども園＝保育教諭 ・保育所＝保育士 本振興計画では、上の項目において「保育士」と表記しており、他の就学前施設は対象外となっているかのような印象がありますが、実際は幼稚園でも、認定こども園でも人材確保が難しい状況には全く変わりはありません。 待機児童解消と幼児教育・保育の質の向上は、この黄金っ子応援プランの大きな柱の一つだと考えますし、幼稚園も認定こども園もその大きな役割を果たしております。 「保育士」ではなく、せめて「保育士等」と表記していただき、人材確保のための支援対象を、幼稚園、認定こども園にも拡大していただきますようお願い申し上げます。	①現在要望している制度で対応を検討中	ご意見を踏まえ、本制度において、保育士のみでなく、保育教諭を含めて幅広く人材確保の支援に取り組むこととします。	子ども生活福祉部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
84	Ⅱ 制度提言	46	沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度	<p>今回、新たな交付金制度を創設し、これまでの「沖縄子供の貧困緊急対策事業」で実施してきた取り組みの更なる充実・強化策を提案されたことを評価したい。</p> <p>今後、整備された各居場所の自立運営を促進するため、居場所が相互に学び合うネットワークの形成や、地域の支援者（ボランティア・企業等）とのマッチング等を行うコーディネート機能の強化が重要である。</p> <p>については、校区・市町村・県などの圏域において、居場所相互や支援者とのネットワークの形成を促し、地域の実情に応じて必要な支援を調整するコーディネート機能の強化策をご検討いただきたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>既存の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」において、子供の貧困対策支援員や子供の居場所の関係者、学校、その他関係機関や関係団体で構成する協議会の運営や居場所間のネットワークの形成など、地域での連携の促進によって、支援員や居場所の機能の強化を図る取り組みが行われております。</p> <p>子供の貧困対策に係る国の財政支援（交付金制度）は、既存の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」の継続とともに、当該交付金を活用し、沖縄の実情を踏まえた事業が実施できる制度となるよう要望を行っていきたいと考えております。</p>	子ども生活福祉部
85	Ⅱ 制度提言	46	沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度	<p>提言書P9～10「②子どもの貧困対策」を参照</p> <p>・沖縄では、県民の4分の1が死亡した悲惨な地上戦により、多くの戦争孤児が生まれ、また戦後、米国の統治下に置かれたことから、日本本土と比較して社会福祉の整備が遅れた。このような歴史的な背景の中、子どもの貧困問題は自己責任論で議論するものではなく、我々経済界を含め、社会全体で考えるべき課題である。</p> <p>・貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、貧困対策支援員の配置や、子どもの居場所の運営支援など「沖縄子供の貧困緊急対策事業」の継続・拡充を要望する。また、沖縄の貧困問題解決を考えるにあたり、金銭的な貧困だけではなく、ネグレクト（育児放棄）による愛情不足を起因とする貧困がある。少子化が進む中、生まれてくる子どもは沖縄の「宝」であり、安心して過ごせる居場所の整備や、若年妊産婦に対するサポートなど、社会全体で育てる充実した支援策が必要不可欠である。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>支援が必要な子どもや保護者は未だに数多く存在しているため、引き続き、支援員や居場所による支援を継続する必要があると考えております。</p> <p>既存の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」では、支援員の配置や居場所の運営支援のほか、「拠点型子供の居場所」や「若年妊産婦の居場所」など、専門的な支援が必要な子どもや若年妊産婦に対して、安心して過ごせる居場所の提供や生活相談などの支援が行われております。</p> <p>子供の貧困対策に係る国の財政支援（交付金制度）は、既存の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」の継続とともに、当該交付金を活用し、沖縄の実情を踏まえた事業が実施できる制度となるよう要望を行っていきたいと考えております。</p>	子ども生活福祉部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
86	Ⅱ 制度提言	46	沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度	<p>提言書P11「④現役世代へのリカレント教育」を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄では10代の妊娠・出産の割合が全国と比べて高く、また、経済的な理由により進学を諦めざるをえない家庭も多い。このような事情により、十分な高等教育を受けられなかった若年者や社会人に対して、県内大学等と連携し、多様な学習機会を提供する社会教育の基盤づくりを行い、進学や就職等に起因する格差ならびに貧困が、世代を越えて繰り返される負の連鎖を解消する。</li> <li>・社会教育の基盤づくりが進んだとしても、生活が困窮する中で社会的に孤立し、情報を適切に受け取れない環境では、その支援を必要とする当事者まで届かない。適切な支援が届く社会的な仕組みづくりが必要である。また、学び直しの機会を提供して終わりではなく、参加した当事者が、学び直しをきっかけとした所得の向上や、生活環境の改善を実感できるよう充実したアフターフォローを要望する。</li> </ul>	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	<p>【商工労働部労働政策課】</p> <p>現沖縄振興計画においては、公共職業訓練における在職者訓練を実施するなど、社会人の学び直しを支援しており、新たな振興計画においても継続して行ってまいります。</p> <p>また、「現役世代や定年退職者を対象とした官民連携組織によるリカレント教育の強化」につきましては、国において大学や専修学校等における社会人向け講座の認定制度や受講料等の教育訓練給付金制度があり、企業に対しては長期教育訓練休暇制度への助成等の支援制度があります。</p>	商工労働部
					⑤その他	<p>【教育庁生涯学習振興課】</p> <p>県教育委員会では、県民の自主的な学習活動を支援するため、沖縄県生涯学習推進センターを設置し、国、県、市町村、高等教育機関、各種関係団体等の生涯学習に関する情報を収集し、学習機会の提供に努めています。また、生涯学習情報のウェブサイト「まなびネットおきなわ」の運営等により、市町村及び関係団体の生涯学習関連施策を支援しています。</p>	教育庁
					⑤その他	<p>【総務部総務私学課】</p> <p>近年、通信制高等学校は、不登校や中途退学、経済的困難、スポーツや文化活動等多様な課題、ニーズのある生徒の受け皿としてその役割を担っており、通信制高等学校についても、授業料の一定額を助成する高等学校等就学支援金や高校を中退した者が再び私立の高校等に入学して学び直している生徒を支援する学び直し支援金等の対象となっております。</p> <p>県内には、県知事所轄の私立広域通信制高等学校が4校あり、県では、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう上記支援金等により支援しているところです。</p>	総務部
				⑤その他	<p>【教育庁教育支援課】</p> <p>高校での学び直し等の際には、所得要件を満たす高校生に対しては、高等学校等就学支援金や学び直し支援金の支給、又は授業料減免などにより授業料実質無償とする等の支援を行っているところです。</p>	教育庁	

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
87	Ⅱ 制度提言	46	沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度	<p>沖縄県の取り巻く厳しい経済雇用情勢を踏まえ、内閣府、沖縄県がこれまで取り組んできた「子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業」を新たな沖縄振興策定に向けて、持続可能なものとして計画してもらいたい。</p> <p>子どもの貧困は、子ども達だけの問題ではなく、親の経済的自立に向けた支援など、根本的な課題と緊急な課題に対する措置の両面を今後も統括して行っていただきたい。そして、沖縄県の各地域に設置されている「子ども居場所」や本学生ボランティアセンターとの連絡調整の窓口として取り組んでもらいたい。</p> <p>これまで取り組んできた本事業では、学生ボランティアの居場所での各種支援に対しては有償ボランティアとして謝金を支払っているが、現在の予算にはそれは計上されていないため、県内企業の篤志、寄付を充当してきた。しかし、その寄付も年々厳しさを増し、このまま推移すると令和3年度の支払い懸念がある。寄付拡大に向けた取組み拡充のための各種予算追加と共に、令和4年度以降の新たな沖縄振興策においては有償ボランティア謝金の事業費としての計上も検討していただきたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>県では、本県の厳しい貧困状態を踏まえ、国・市町村等と連携し、子どもの貧困対策に緊急的・集中的に取り組んでまいりましたが、未だに様々な課題が山積しており、その解消を図るためには、子どもに対する支援をはじめ、保護者に対する生活や経済的な支援など、総合的な対策を継続していく必要があると考えております。</p> <p>このため、国に対して本制度による財政措置（交付金制度）の創設を要望しており、この中で既存の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」の継続についても求めていくこととしております。</p> <p>居場所の子どもたちに将来の夢や希望を与える学生ボランティアの派遣についても継続を考えておりますが、本事業では、子どもの貧困問題に関心があり、子どもたちと関わりたい学生をボランティアとして派遣するという趣旨や目的がある一方で、学生を支援するため企業からの寄付金を元に謝金を支給しているという実情もありますので、国への要望にあたっては、事業のあり方や仕組みなども含め、意見交換してまいりたいと考えております。</p>	子ども生活福祉部
88	Ⅱ 制度提言	46	沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度	<p>【ひとり親を正規雇用した事業者に対する税制優遇】 ひとり親の雇用者に対する税制上の特例措置とは、税額控除なのか？</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>令和4年度から令和13年度までに沖縄県内に現地法人を有する中小企業者が、母子家庭の母または父子家庭の父を正社員として新規雇用した場合に、法人税の課税所得から一定割合を3年間減額する制度の創設を要望しております。</p> <p>対象となる中小企業については、要件を設ける予定です。</p>	子ども生活福祉部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
89	Ⅱ 制度提言	46	沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度	<p>東京都町田市では、2017年2月に「町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート(子育て世帯の自立応援プロジェクト実施計画)」を策定し、母子家庭、父子家庭又は養育家庭の子どもを対象とした以下のような学習支援事業を開始していることから、沖縄県においても、同様なプロジェクトの策定を希望いたします。</p> <p>ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)または養育家庭の子どもに対して、塾形式の「集合型学習支援」もしくは家庭教師形式の「派遣型学習支援」を通じて、次のことを目的として実施します。</p> <p>(1) 宿題の習慣付けを通じて、基礎学力の定着を図ります。  (2) 校内学習の復習を通じて、自学の促進を図ります。  (3) 他者との関わりを通じて、家庭環境の改善を図り、かつ、幅広い社会性の定着を促します。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポートは、子どもの貧困対策の推進に関する法律の規定に基づく町田市の子どもの貧困対策計画となっております。沖縄県におきましても、平成28年3月に沖縄県子どもの貧困対策計画を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでいるところであります。</p> <p>経済的に厳しい状況におかれた児童・生徒に対し、一人ひとりの学習の定着状況や多様な進学希望に対応した学習支援に取り組む必要があると考えております。</p> <p>沖縄県においては、「子育て総合支援モデル事業」や「子どもの学習・生活支援事業」で、要保護及び準要保護世帯等の小中学生や児童扶養手当受給世帯等の高校生に対する学習支援を行っております。</p> <p>子どもの貧困対策に係る国の財政支援(交付金制度)は、当該交付金を活用し、既存の「子育て総合支援モデル事業」を継続できる制度となるよう要望するとともに、「子どもの学習・生活支援事業」に対する国の財政支援が拡充されるよう要望を行っていきたく考えております。</p>	子ども生活福祉部
90	Ⅱ 制度提言	48	離島小規模特養等支援事業	<p>制度・概要において「付属設備の修繕等に係る国の財政支援を創設」とされているが、現状・課題で「経営的に厳しい構造となっている」とあるため、赤字補てん的な財政支援制度の創設も加えるべきではないのか。</p>	⑤その他	<p>離島地域における介護保険事業所等への運営費補助については、現在、島しょ型福祉サービス総合支援事業(沖縄振興特別推進交付金事業)で実施しているところであり、引き続き、離島地域における介護保険サービスの維持確保ができるよう制度継続を国に要望してまいります。</p>	子ども生活福祉部
91	Ⅱ 制度提言	49	離島福祉人材確保・育成事業	<p>(1) 離島・過疎地域におけるオンライン受講の環境整備に対する財政支援制度の新たな創設については、コロナ禍における安全な研修受講という面からも賛成である。</p> <p>特に、認可外保育施設や小規模事業所などにおいては、オンライン体制の整備は必要不可欠であり、機器の整備等のハード面のみならず、操作方法のレクチャーやオペレーター派遣等のソフト面も含めた支援が必要だと考える。</p> <p>併せて、離島・過疎地域側の環境整備だけでなく、研修実施主体側へのハード面等での体制整備も取り組む必要があると考える。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>現在、要望を検討している「離島福祉人材確保・育成事業」においては、離島・過疎地域といった受信側における通信体制の整備のみならず、配信側における環境整備も支援の対象としております。</p> <p>また、小規模離島等においては、受講する際の機器等の設置や操作方法等にも課題があると想定されますので、その際のオペレーターの派遣等も支援の対象と考えております。</p>	子ども生活福祉部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
92	Ⅱ 制度提言	49	離島福祉人材確保・育成事業	<p>(2) 離島・過疎地域への福祉人材確保は慢性的な課題であり、平成29年度から県で取り組んでいる移住促進施策（定住条件の整備や子育て環境の整備等）をより一層強化する必要があると考える。</p> <p>上記(1)、(2)の支援策を一体的な取り組みとして推進することで、福祉人材の確保・育成・定着につながると考える。</p>	⑤その他	<p>【子ども生活福祉部】</p> <p>基金を活用した島しょ地域介護人材確保対策事業においては、離島・過疎地域の介護事業者に対して、介護専門職の受入経費（渡航旅費、引越代、住居確保に係る初期費用（家賃は除く）等）及び介護専門職の採用活動経費（島外での採用活動に要する旅費）の一部を補助しております。</p> <p>また、沖縄振興特別推進交付金を活用し、離島を含む市町村が実施する保育士試験受験者支援事業等への支援、保育所・保育士総合支援センターによる宮古・石垣市保育園見学バスツアー、保育士合同説明会、厚生労働省国庫補助事業による保育士宿舍借り上げ支援事業などを実施しているところです。</p> <p>福祉人材研修センター事業で平成30年度及び令和元年度に実施した離島・過疎地域の人材確保の取組（ふるさと回帰フェア、沖縄移住相談会への参加等）については、効果を検証し、今後の施策を検討してまいります。</p> <p>引き続き、これらの施策の実施により、離島の福祉人材確保に努めてまいります。</p>	子ども生活福祉部
					⑤その他	<p>【企画部地域・離島課】</p> <p>県では、離島の置かれた状況等を検証・聴取しながら新たな離島振興計画策定に向けて取り組んでいるところであり、移住促進においても地域で不足している人材確保を視野に入れた取組（ターゲット移住等）を市町村と連携しながら進めてまいります。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
93	Ⅱ 制度提言	49	離島福祉人材確保・育成事業	<p>離島の社会福祉施設に従事する職員が、資格取得や研修等を受講する際のオンライン環境の整備等は、現従事者の育成・離職防止という点からとても有益な施策と考えます。</p> <p>一方、福祉に従事する人材(相談支援員・介護職員・保育士等)の確保という点からみると、福祉の職場は離島に限らず慢性的な人材不足となっており、各福祉施設では経営努力により人材確保に取り組んでいるところです。しかし、離島地域は、本島中・南部地域と比較しても、人口そのものが伸びておらず、一部離島においては人口が減少しています。</p> <p>そうした状況のなかで、新たに福祉人材を確保することは非常に困難であり、法人の経営努力だけでその問題を解決することは難しいと考えます。</p> <p>沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン(平成29年度～)」及び「沖縄県人口増加計画」において離島の人口増加・移住促進施策の推進を掲げており、県企画部を中心に様々な取り組みが行われております。こうした離島関連施策と連携し、就業場所が福祉の職場であることを前提とする、本島中・南部地域及び県外からの移住促進・支援策を講じることで、総合的・複合的に離島の福祉人材確保・育成を図ることができるのではないかと考えます。</p> <p>具体的な施策例として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外(東京・大阪)にて開催される離島フェアへの福祉業界ブースの出展支援</li> <li>・福祉業界での就業を前提とした移住者への住宅確保支援(公営住宅の空き室の活用など)</li> <li>・離島の社会福祉施設(法人)が、移住者向けの民間賃貸物件を借り上げる場合の家賃補助</li> </ul> <p>などが考えられます。</p>	⑤その他	<p><b>【子ども生活福祉部】</b></p> <p>基金を活用した島しょ地域介護人材確保対策事業においては、離島・過疎地域の介護事業者に対して、介護専門職の受入経費(渡航旅費、引越代、住居確保に係る初期費用(家賃は除く)等)及び介護専門職の採用活動経費(島外での採用活動に要する旅費)の一部を補助しております。</p> <p>また、沖縄振興特別推進交付金を活用し、離島を含む市町村が実施する保育士試験受験者支援事業等への支援、保育所・保育士総合支援センターによる宮古・石垣市保育園見学バスツアー、保育士合同説明会、厚生労働省国庫補助事業による保育士宿舍借り上げ支援事業などを実施しているところです。</p> <p>福祉人材研修センター事業で平成30年度及び令和元年度に実施した離島・過疎地域の人材確保の取組(ふるさと回帰フェア、沖縄移住相談会への参加等)については、効果を検証し、今後の施策を検討してまいります。</p> <p>引き続き、これらの施策の実施により、離島の福祉人材確保に努めてまいります。</p>	子ども生活福祉部
				⑤その他	<p><b>【企画部地域・離島課】</b></p> <p>県では、離島の置かれた状況等を検証・聴取しながら新たな離島振興計画策定に向けて取り組んでいるところであり、移住促進においても地域で不足している人材確保を視野に入れた取組(ターゲット移住等)を市町村と連携しながら進めてまいります。</p>	企画部	

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
94	Ⅱ 制度提言	49	離島福祉人材確保・育成事業	<p>提言書P14「(3)子育て環境の充実」を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県全体を国家戦略特区として、次世代移動通信システム等を利用した基盤通信網の整備が進めば、その最新IT技術の活用により、通勤・通学という概念が変わり、働く「場所」と「時間」の選択自由度が高まる。働きやすい環境が整備されるとともに、仕事の選択肢が増えることで、子育て世代、女性、高齢者、障がい者の社会進出に貢献する。</li> <li>※基盤通信網の整備が進むことで、各種法定研修の受講のみならず、オンラインにより「働く場所」の選択自由度が高まる。これにより離島地域でも職が確保できるようになり、UターンやIターンなど移住者が増えることで、福祉に関する地域全体での取り組み（＝相互扶助）が活性化されることを期待する。</li> </ul>	⑤その他	<p>【企画部総合情報政策課】</p> <p>県では、これまで本島と離島を結ぶ海底光ケーブルや、離島・過疎地域17市町村において光ファイバ網の整備推進を図るなど、離島等の定住条件の整備に取り組んでおりますが、情報格差の是正が未だに十分でない地域が県内に残されております。そのため、「情報通信基盤高度化促進制度」(P69)において、離島等における情報格差の是正に向けて、5Gをはじめとした次世代の情報通信基盤の整備を安定的、計画的に図るための整備費用等に係る国の財政支援制度の創設を求めているところであります。</p> <p>引き続き、関係市町村及び関係事業者等と連携し、新たな沖縄振興計画において、情報通信基盤の高度化の実現に向け、取り組んでまいります。</p>	企画部
					③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	<p>【企画部地域・離島課】</p> <p>県では、離島地域の遠隔不利性をICTを活用し解消するため、働く時間や場所にとらわれない個人事業主型テレワーカーの育成等に努めており、引き続き、ICTを活用した離島振興を図ります。</p>	企画部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【子ども生活福祉部】</p> <p>現在要望している制度は離島における負担の軽減につながるものであるため、Uターン等の促進にも資するものと考えております。一方、基盤通信網の整備の進展は、当該制度の前提となるものですので、引き続き関係部局と連携しながら要望を進めてまいります。</p>	子ども生活福祉部
95	Ⅱ 制度提言	51	離島住民等交通コスト負担軽減制度	<p>P.51 離島振興(定住条件整備)</p> <p>同制度により安定的な離島路線の運営に繋がっていることは疑いの余地もなく離島路線を多く抱える地元航空会社としては事業運営上必須の制度と考えている。今後も自社での運航コスト削減を至上命題としつつ、同制度を活用の上、沖縄本島と離島間に快適かつ自由度が高い移動が出来るよう取り組んでいきたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>沖縄県としては、現在、一括交付金を活用して実施している離島住民等の交通コスト負担軽減を安定的かつ継続的に実施することが重要であると考えております。</p> <p>引き続き、離島住民等交通コスト負担軽減のため取り組んでまいります。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
96	Ⅱ 制度提言	51	離島住民等交通コスト負担軽減制度	P51 離島振興（定住条件整備） 同制度により安定的な離島路線の運営に繋がっていることは疑いの余地もなく離島路線を多く抱える地元航空会社としては事業運営上必須の制度と考えている。今後も自社での運航コスト削減を至上命題としつつ、同制度を活用の上、沖縄本島と離島間に快適かつ自由度が高い移動が出来るよう取り組んでいきたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	沖縄県としては、現在、一括交付金を活用して実施している離島住民等の交通コスト負担軽減を安定的かつ継続的に実施することが重要であると考えております。 引き続き、離島住民等交通コスト負担軽減のため取り組んでまいります。	企画部
97	Ⅱ 制度提言	51	離島住民等交通コスト負担軽減制度	特に国境離島地域に対する支援は、国土管理の視点からも国益に資する施策であること強く訴える必要があるのではないのでしょうか。	⑤その他	沖縄県としては、現在、一括交付金を活用して実施している離島住民等の交通コスト負担軽減を安定的かつ継続的に実施することが重要であると考えております。 離島住民等交通コスト負担軽減の継続については、離島の果たす役割等も踏まえ国に対して要望してまいりたいと考えております。	企画部
98	Ⅱ 制度提言	52	離島の旅館業に係る特例措置の拡充	【特別償却50%】 ・法人税の要件拡充と期限延長を要望しているが、固定資産税の要件も同様とし、課税免除対象とすべき ・特別償却だけではなく税額控除の選択適用も必要 ・離島は資材及び建築人材の確保が困難であるため、建設コストが高額になりがちであり、設備投資に対する手当は必要 ・現行法では旅館業用建物・建物附属設備のみが対象であるが、構築物や、離島滞在の不便解消のための通通信設備（ソフトウェア）を含めるべき ・対象資産に機械装置・器具備品も追加すべき	⑤その他	いただいた特例措置の拡充について、県内市町村との意見交換や意見照会においてのご意見はなく、提言内容には含んでおりませんが、引き続き制度の効果を検証するとともに、市町村からのご意見を踏まえながら、適宜、検討してまいります。	企画部
99	Ⅱ 制度提言	54	小規模離島地域の情報通信基盤の強靱化推進制度	P54 離島振興（定住条件整備） 台風の被害により情報通信施設の破損により、天候回復により航空輸送は可能となったが情報通信電力含めの回復を待たざるを得ない経験が少なくないため、更なる基盤の強靱化を推進して貰いたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	情報通信基盤の地下埋設による強靱化に向けた整備費用等に係る国の財政支援制度の創設を求めているところです。 引き続き、関係市町村及び関係事業者等と連携し、新たな沖縄振興計画において、情報通信基盤の強靱化の実現に向け、取り組んでまいります。	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
100	Ⅱ 制度提言	56	水道広域化の推進に係る国の補助割合の特例	<p>水道は生活及び社会経済活動を支える基盤施設であり、必要不可欠な社会インフラであります。</p> <p>県内の水道施設は、老朽化が進み更新時期を迎えています。離島や過疎地域である本島北部では自前で水源、浄水場を保有しており、莫大な更新整備費が必要となっています。</p> <p>水道事業体は、更新整備費を補助金と起債(借金)で賄っています。財政基盤が弱い離島・過疎地域の水道事業体では、収入(水道料金)のほとんどを起債(借金)の返済に充てられており、健全な事業運営ができない状態です。このままでは大幅な水道料金の値上げ、あるいは財政破綻に繋がる可能性があります。</p> <p>水道料金の値上げは住民生活に直接、大きな影響を与えるため、老人の独居世帯、所得収入の低い世帯が多い離島・過疎地域住民の流出が懸念されます。</p> <p>県では、水道広域化の推進を行っていますが、借金を抱えた財政基盤が弱い事業体が複数合併しても経営が改善されることは難しいと考えます。</p> <p>水平統合を実施する事業体だけでなく、水源や浄水場を保有している事業体に対しても国庫補助率引き上げを適用することで、離島・過疎地域定住条件整備の一環として、離島・過疎地域の水道事業体が、健全な運営が行えるよう、「起債償還の補助」の追加が必要なのではと考えています。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>各水道事業者(市町村等)が行う水道施設整備の国庫補助については、既に沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助において全国よりも高い補助率となっており、簡易水道事業の補助率は2/3です。</p> <p>また、簡易水道事業については、国庫補助金等を除いた簡易水道事業の建設改良に要する経費に対して地方財政措置が講じられています。</p> <p>さらに、過疎地域においては、過疎対策事業債による支援も行われています。</p> <p>一方で、小規模な水道事業体の経営基盤や技術基盤の強化を図るためには、事業統合による水道広域化は有効な手法の一つと考えられますが、事業統合の中心となる水道事業体の財政的負担が課題となります。</p> <p>このため、小規模事業体(簡易水道事業)を含む圏域又はブロック単位の事業統合を実施する水道事業体の施設整備等に対して、国の財政支援の拡充を要望していきます。</p> <p>今回の要望では、離島・過疎地域の簡易水道事業の施設整備に対しても補助率を8/10に引き上げる要望内容となっています。これにより、離島・過疎地域の簡易水道事業者の起債償還等の負担も軽減されるものと考えています。</p>	保健医療部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
101	Ⅱ 制度提言	64	離島廃棄物処理促進に関する財政特例制度	自然環境の保全、持続可能な循環型社会の構築、産業廃棄物処理、地球温暖化対策、離島廃棄物処理について、現在、弊社取り組んでいる技術提案に合致致します。既に沖縄県へ提案済み(11/19,12/17)であり、CO2削減と産業廃棄物削減、持続可能な循環型社会の構築を実現させるために取り組むべき事業であると考えます。	⑤その他	生コンスラッジは、その物の性状、通常の見取り形態、取引価値の有無等の各種判断要素から産業廃棄物に該当します。よって、利活用に当たっては製品の品質や安全性等を確認する必要があります。 沖縄県では、循環型社会の構築を目指し、県内の産業廃棄物等を原料とした「ゆいくる材」を認定し、公共工事等で優先使用することとしております。 ゆいくる材の認定においては、製品の品質・性能、環境に対する安全性等について、各種法令及びJIS基準等への適合性を評価しており、認定基準は、各種法令及び基準に準じて、適正に定める必要があります。	環境部
102	Ⅱ 制度提言	65	離島の教育環境向上支援制度(本島・本土と変わらない公平な教育環境の実現)	GIGAスクール構想の取組みにより、各小中学校に一人一台のパソコン配備に伴い学校内のNWが高速化され、更に小中高校へのSINETの開放も見込まれている現状において、離島の教育環境向上に向けては、このSINETの接続点を本島に加え離島への延伸の推進、及びそのための環境整備に伴う支援制度が必要ではないか、と考える。	⑤その他	SINETについては、文部科学省が「初等中等段階のSINET活用実証研究事業」令和3年度新規事業として予算要求しており、今後活用可能性について議論がなされると考えていることから、状況を注視して参りたいと考えております。	教育庁
103	Ⅱ 制度提言	65	離島の教育環境向上支援制度(本島・本土と変わらない公平な教育環境の実現)	離島学生寮の増設を加えていただきたい。	⑤その他	沖縄県では高校へ進学する際の生徒の寄宿舎等の機能を併せ持つ施設として平成28年1月4日に「離島児童生徒支援センター」を開所し、高校のない離島出身者の経済的・精神的負担の軽減に努めております。学生寮の設置については、入寮希望者のニーズや児童生徒数の推移を踏まえつつ、関係市町村と意見交換を行い、慎重に議論する必要があると考えております。	教育庁

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
104	Ⅱ 制度提言	68	都市公園の整備促進	<p>全国よりも厳しい環境(塩害、台風等)におかれていることもあり、既存都市公園の老朽化も著しい状況です。整備のみならず維持管理に必要となる支援制度も必要ではないでしょうか。</p> <p>また、沖縄県が管理する公園等には、ミフクラギ(オキナワキョウチクトウ)等の有毒植物が生育しています。今後、県外・海外からの観光客増大に伴い、幼児など施設利用者等が有毒植物に接触し、食中毒や皮膚の炎症等の被害にあうおそれがあることから、これらの被害発生を防止するため、公園内に生育する有毒植物の実態調査を実施し、当該植物による被害発生を防止する対応策(伐採、多言語かつ幼児でも理解できる注意看板の設置等)の検討をお願いします。</p>	⑤その他	<p>既存都市公園の老朽化対策については、長寿命化計画等に基づき実施していきます。</p> <p>また、公園内に生育する有毒植物については、公園利用者が接触可能な場所を中心に、伐採や注意喚起を実施していきます。</p>	土木建築部
105	Ⅱ 制度提言	69	情報通信基盤高度化促進制度	<p>先島、大東島の情報格差是正として、これまで放送機器等の情報通信基盤を整備してきました。</p> <p>今後も情報通信基盤を維持管理し、強靱化していくためには、耐用年数を過ぎた機材の更新も必要となります。</p> <p>しかし、機材更新のための費用負担が大きく、情報通信サービス提供事業者において課題となっております。</p> <p>情報通信基盤の強靱化を推進するにあたり、機材更新への支援についてもご配慮くださいますようよろしくお願いいたします。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>当該制度において、テレビ中継局機能強化(放送設備の整備等)も含め、取り組んでいくことを想定しておりますので、制度概要に取組内容を記載いたします。</p> <p>引き続き、関係市町村及び関係事業者等と連携し、新たな沖縄振興計画において、情報通信基盤の高度化の実現に向け、取り組んでまいります。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
106	Ⅱ 制度提言	69	情報通信基盤高度化促進制度	<p>離島等における情報格差の是正に向けて、5Gを初めとした次世代の情報通信基盤の整備のための支援を求めることに賛同します。</p> <p>一方、5Gには、これまでのように携帯事業者がそのサービス提供のために整備する、いわゆる「キャリア5G」のほかに、自治体や一般企業等が自ら設置運用する「ローカル5G」の制度が設けられ、本年から運用されています。</p> <p>この「ローカル5G」を自治体が設置運用することにより、離島等における防災、インフラ保守点検、教育、医療・健康、観光等、様々な分野において、いわゆる「キャリア5G」の整備だけでは期待できない多大な効果を発揮するものと考えられます。</p> <p>つきましては、5Gの整備支援の要求においては、この「ローカル5G」の整備についても支援要求すべく、「ローカル5G」に関する文言を追加して、明確化してはいかがかと考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>当該制度において、「キャリア5G」や「ローカル5G」に関わらず、5Gの基盤整備に取り組んで行くことを想定しており、総称して「5G」と記載しております。</p> <p>引き続き、関係市町村及び関係事業者等と連携し、新たな沖縄振興計画において、情報通信基盤の高度化の実現に向け、取り組んでまいります。</p>	企画部
107	Ⅱ 制度提言	69	情報通信基盤高度化促進制度	<p>離島等の情報格差の是正、及びその安定化（2ルート化、地中化、設備更改等）や高度化（5Gの普及展開等）に向け、ぜひ国からの財政支援を受け進めて頂きたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>情報通信基盤の整備を安定的、計画的に図るための整備費用等に係る国の財政支援制度の創設を求めているところです。</p> <p>引き続き、関係市町村及び関係事業者等と連携し、新たな沖縄振興計画において、情報通信基盤の安定化や高度化の実現に向け、取り組んでまいります。</p>	企画部
108	Ⅱ 制度提言	69	情報通信基盤高度化促進制度	<p>情報通信基盤の高度化が進んでいない地域の整備促進及び海底光ケーブルのループ化による超高速ブロードバンド化とその面整備について記載していただきたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>当該制度において、海底光ケーブルや島内の光ファイバ網の整備も含め、取り組んでいくことを想定しておりますので、制度概要に取組内容を記載いたします。</p> <p>引き続き、関係市町村及び関係事業者等と連携し、新たな沖縄振興計画において、情報通信基盤の高度化の実現に向け、取り組んでまいります。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
109	Ⅱ 制度提言	71	自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進体制の形成	<p>沖縄において、地域社会のDX(デジタル化)の推進や加速をしていくためには、現状の個別システム導入がデータ活用やオープン化の障害になっている面もあることから、オープンな共通基盤や連携を促進する連携基盤の整備が必要な分野を掲げ、データ活用やオープン化にむけた地域実装や利用促進をしていく必要性があると考えます。</p> <p>特にデータ連携、広域連携によるDX効果が高いとされる、観光・交通・医療・教育・防災の各分野においては、広域連携や裾野を広げたデータ連携ができるための連携基盤システムの整備、及びその利用促進施策のための助成施策の必要性について検討願いたい。</p>	⑤その他	<p>行政情報のオープンデータ化については、官民データ活用推進基本法において、取組の必要性が掲げられており、本県でも、「おきなわICT総合戦略」の基本施策に位置づけ、取り組んでいるところであります。</p> <p>令和2年12月、政府において策定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、民間事業者等の利活用の促進を図るためデータの質の向上等、地方公共団体におけるオープンデータ化の更なる推進が求められております。</p> <p>県としては、次年度終期を迎える「おきなわICT総合戦略」の後継計画においても、引き続き、オープンデータ化を基本施策に位置づけ、必要な事業等についても併せて検討してまいります。</p>	企画部
110	Ⅱ 制度提言	71	自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進体制の形成	<p>自治体DXの一つとして、総務省が進める「地方公共団体におけるテレワーク導入の推進」に向けた環境整備についても掲げるべきだと考える。</p> <p>テレワークは、職員一人一人のライフステージに合った多様な働き方を実現する「働き方改革」の推進に向けた一助となるとともに、ウィズ・コロナ、アフターコロナに対応するために民間企業だけが導入促進(制度名「産業高度化・事業拡大促進地域」(P.167)を進めるものではない、と考える。</p> <p>更には、各自治体が個々にテレワーク環境を整備するのでは、セキュリティの担保等困難な状況も想定されることから、リモートアクセス用の共通基盤の整備を推進頂きたい。</p>	⑤その他	<p>ご意見のありましたところにつきましては、同様に課題として認識しているところであります。</p> <p>地方公共団体のテレワーク導入の推進については、全国知事会からも国に提言を行っているほか、地方公共団体情報システム機構においてはテレワークシステム開発に取り組んでいることから、それらの動向も見据えながら対応していきたいと考えております。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
111	Ⅱ 制度提言	71	自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進体制の形成	<p>官民連携によるデータ基盤の構築について、本県においては全国に先駆けて「OKINAWA DATA PLATFORM」が実証的に構築され、データの蓄積やデータ提供サービスの試みが始まっているところである。当該プラットフォームを拡充・強化する方向で自治体DXを推進するためのオープンデータの提供・蓄積をご検討いただきたい。</p> <p>また、プラットフォームは観光情報をはじめとする民間のデータも蓄積されて価値が増大するものと考えられ、民間データ収集促進のための取り組みにも財政措置をご検討いただきたい。</p>	⑤その他	<p>行政情報のオープンデータ化については、「官民データ活用推進基本法」において、取組の必要性が掲げられており、本県でも「おきなわICT総合戦略」の基本施策に位置づけ、取り組んでいるところであります。</p> <p>令和2年12月、政府において策定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、民間事業者等の利活用の促進を図るためデータの質の向上等、地方公共団体におけるオープンデータ化の更なる推進が求められております。</p> <p>県としては、次年度終期を迎える「おきなわICT総合戦略」の後継計画においても、引き続き、オープンデータ化を基本施策に位置づけ、必要な事業等についても併せて検討してまいります。</p> <p>また、民間データ収集促進につきましては、「OKINAWA DATA PLATFORM」を活用したIoTシステム等の実証事業に対する支援等に取り組んでいるところです。</p> <p>今後は、上記の取組の他、データを利活用した事業活動の実証事業に対する支援等により、県内産業振興のためのデータ利活用促進を図ってまいります。</p>	企画部 商工労働部
112	Ⅱ 制度提言	71	自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進体制の形成	<p>沖縄県のデジタル化を推進するためには、小学校等の若い世代へのDX教育の導入とデジタルが苦手な中高年(デジタル弱者)を支援・対象としたDX能力向上を図るサポート体制の構築が必要と思われます。</p>	⑤その他	<p>人材育成については、「おきなわICT総合戦略」の分野の一つとして掲げ、基本方向及び基本施策を示し、取り組んでいるところであります。</p> <p>令和2年12月、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が策定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。</p> <p>県としては、デジタル活用支援の取組を推進するとともに、次年度終期を迎える「おきなわICT総合戦略」の後継計画において、デジタル社会に必要なリテラシーを育むための教育・学習などについて必要な施策等を検討してまいります。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
113	Ⅱ 制度提言	72	準用河川改修の推進	<p>準用河川における現時点の水害を低減するには、河床に堆積している土砂を計画的に浚渫することが必要と考えております。また、その際には、河床等に生息している生物に対しても環境調査を実施して、貴重な生き物を移動させるなどの環境保全措置が必要です。</p> <p>さらに、準用河川の河川改修事業を推進するにあたっては、河川の生物多様性向上にも配慮した工法とする必要があります。とくに河川の水際の生物多様性は高いといわれており、当該箇所にも配慮した改修とすることで沖縄県全体の生物多様性向上にも繋がると考えられます。</p> <p>加えて、生活雑排水の流入している準用河川も多いことから、水質測定地点を定め、定点観測することで課題となる区域、及び生物多様性に必要な水質、水量の現状を把握することも重要であると考えます。</p> <p>そのほか、市町村が管理する準用河川は、治水対策における管理区分が不明瞭に感じます。管理区分を明確化し、下水道の雨水対策なのか、河川治水対策なのか、農業排水路としての対策なのかを位置づけ、実行することが重要ではないでしょうか。位置づけによっては、準用河川の補助率よりも高い補助事業があると思われれます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>河積阻害や護岸構造への影響等を考慮したうえで、河川の浚渫等にも対応を行っていただけるよう、本制度を要望しているところであり、環境保全措置及び生物多様性向上に配慮した工法についても対応可能と考えております。</p> <p>なお、令和2年度から令和6年度については緊急浚渫事業費（起債）が創設されており2級河川、準用河川における浚渫が可能となっております。</p>	土木建築部
114	Ⅱ 制度提言	74	土砂災害防止対策の推進	<p>⑧土砂災害防止法に基づく基礎調査に財政支援を拡充することに賛成。</p> <p>・護岸や堤防、砂防施設の設計の際に、生物多様性や生態系、景観、地域文化などの環境への配慮が組み込まれるように調査を充実することが重要と考えます。</p> <p>・グリーンインフラの効果判定の調査を実施検討し、グリーンインフラの整備、コスト調整が重要と考えます。</p>	⑤その他	<p>土砂災害防止法に基づく基礎調査とは、ソフト対策として行う土砂災害警戒区域指定のために、法令に基づき、地形、地質、土地利用状況等、区域指定に必要な所定の項目について調査を実施するものであります。</p> <p>ご意見いただいた内容は、ハード整備と関連した調査についての内容になるかと思いますが、本県では、土砂災害対策について、土砂災害から国民の生命・財産を守ることを最優先の目的として、砂防関係事業を推進しているところです。なお、ハード整備については、景観や生物多様性を含む自然環境への配慮に対する社会的ニーズを踏まえ、安全面の確保との適切なバランスについても考慮する必要があると考えております。</p> <p>本県では、今後も引き続き、景観や自然環境への配慮等の項目について評価を行い、事業案に反映する「景観評価システム」を活用するなどして、安全面と景観、自然環境との適切なバランスを考慮し、できる限り両立を図っていきたいと考えております。</p>	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
115	Ⅱ 制度提言	74	土砂災害防止対策の推進	土砂災害防止においては、既存緑地への配慮が低いように感じます。崩壊や地すべりの対策をしっかり進めていくとともに、景観や生物多様性への配慮も取り入れていく必要があると考えます。	⑤その他	土砂災害対策については、土砂災害から国民の生命・財産を守ることを最優先の目的として、砂防関係事業を推進しているところです。なお、ハード整備については、景観や生物多様性を含む自然環境への配慮に対する社会的ニーズを踏まえ、安全面の確保との適切なバランスについても考慮する必要があると考えております。 今後も引き続き、景観や自然環境への配慮等の項目について評価を行い、事業案に反映する「景観評価システム」を活用するなどして、安全面と景観、自然環境との適切なバランスを考慮し、できる限り両立を図っていきたいと考えております。	土木建築部
116	Ⅱ 制度提言	80	無電柱化推進事業（要請者負担方式）	無電柱化はぜひ推進して頂きたい。台風などの災害や事故から大事なインフラを守ることは最重上課題だと捉えており、特に離島においては被災時の影響度よりその優先順位は高いものだと考える。また事業者間(自治体、電力会社等)の連携による、基盤設備の共同利用を促進する取り組みもお願いしたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	電線共同溝方式により合意路線として整備できる箇所に限りがあため、当該制度の活用により無電柱化の推進を図ることが可能と考えております。 電線共同溝以外の基盤整備(占用埋設管路等)の共同利用等については、電線管理者間の連携はもとより、無電柱化の課題の解決を図る中で道路管理者及び電線管理者双方で協議すべき事項と考えております。	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
117	Ⅱ 制度提言	80	無電柱化推進事業(要請者負担方式)	<p>花と緑あふれる緑化対策強化支援制度 P20                      沖縄らしい風景づくり P28                      県民の健康づくりを推進する道路環境の整備 P31                      無電柱化推進事業 P80</p> <p>上記4項目を個別に実施実行出来たとしても、沖縄らしい風景づくり、沖縄の道路景観と言う大きな括りから見ると一貫性、連続性のない風景づくり、道路環境の整備となってしまうと危惧します。</p> <p>空港、港湾、国道、県道、市道とそれぞれ植栽設計も管轄も異なることから、全県の道路緑化対策、(特に観光主要路線)沖縄らしい風景づくりを一元的に協議する『緑化審議会(仮称)』を設置し、沖縄県の求める世界水準のリゾート地づくりに行政の垣根を越えた横断的組織は必要不可欠になると考えます。日本で唯一、亜熱帯気候に属する島国であるという植物の特異性をアピールしこれを生かした沖縄らしい風景づくりがなされるなら、観光立県を推進する大きな要因になると考えます。加えてその資金源の一部には県独自の観光税(入島税、宿泊税)等の税の徴収制度を導入し、その一部を活用して整備に充当する方法も検討するべきだと考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	関連する他事業と一体的、連続的な整備が実施できるよう当該制度で対応を検討したいと考えております。	土木建築部
118	Ⅱ 制度提言	81	住宅・建築物の耐震化の推進	本提言を実現し、製糖工場への耐震診断や改修・立て替えが円滑に進めるようにお願いします。	①現在要望している制度で対応を検討中	昭和56年5月以前に建てられ、耐震性が不十分な建築物が円滑に解消されるよう、国に本提言を丁寧に説明し、実現に向けて対応します。	土木建築部
119	Ⅱ 制度提言	83	農漁村地域における施設の整備促進	農漁村地域における施設整備においては、自然環境に保全した施設整備とする必要があると考えています。農漁村地域は生物多様性が高いことから、自然環境保全に配慮した施設整備を進めていくことは、沖縄県全体の生物多様性保全という意味からしても重要と思われれます。	⑤その他	農漁村地域における施設整備については、引き続き地域の自然特性に配慮した整備を行ってまいります。	農林水産部
120	Ⅱ 制度提言	84	漁港の衛生管理体制の強化	近年、水産物の衛生管理を取り巻く環境においては、HACCP対応が求められるようになってきていることから、漁港での個別の衛生管理が推進できるように設備等の小規模整備を対象とした自由度の高い補助制度が必要。	⑤その他	今回の制度は、水産生産基盤事業における補助率のかさ上げを提言しており、小規模整備については既存補助事業等を活用して対応してまいります。	農林水産部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
121	Ⅱ 制度提言	86	亜熱帯地域における建設技術の研究開発促進制度	具体的な税制要望の記載がない	①現在要望している制度で対応を検討中	税制特例についても検討していましたが、既存の研究開発税制で対応できることがわかりましたので、本制度には含めないこととします。	土木建築部
122	Ⅱ 制度提言	86	亜熱帯地域における建設技術の研究開発促進制度	<p>本県は、我が国唯一の亜熱帯性海洋性気候にあり、他県と自然環境が大きく異なる状況であることから、構造物、建築物に与える影響にも大きな差があります。</p> <p>このようなことから、良質な社会資本の効率的な整備及び沖縄振興開発の推進においては、亜熱帯地域における建築、土木技術に関する研究開発、技術指導及び成果の普及等を行うことは重要であり、本制度の創設は業界からも望まれています。</p> <p>また、類似の機関として、北海道には、寒地土木技術に関する研究開発、技術指導等を行う「寒地土木研究所」があることから、我が国の自然環境、地域性を踏まえた場合、本県への研究機関設置は国益としても重要と考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	ご意見を受け、「亜熱帯地域における建設技術の研究開発促進制度」が実現できるよう国に働きかけて参ります。	土木建築部
123	Ⅱ 制度提言	86	亜熱帯地域における建設技術の研究開発促進制度	<p>過去の建設技術の研究開発事例があれば事例集を作成し、それを県のホームページにアップするとともに、県内の建設関連業者に情報を発信し、業者が研究開発に取組むための啓発活動を行うことが必要と考えています。</p> <p>また、業者が新製品をつくるために必要な研究開発に係る経費の補助と試験施工の場所の提供などをお願いします。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	過去の共同研究については、「亜熱帯地域における建設技術の研究開発促進制度」において情報を収集し、更なる技術や研究が進むよう公表して行きたいと考えております。また、研究開発の支援については、産学官が共同で調査研究することで支援できると考えております。	土木建築部
124	Ⅱ 制度提言	86	亜熱帯地域における建設技術の研究開発促進制度	制度に係る財政特例に関する提案は読めるものの、提案する制度の分類で規制緩和、税制優遇にも「○」が記されるが、これの具体的な制度提案の内容が見えない（読めない）と思われる。	①現在要望している制度で対応を検討中	税制特例についても検討していましたが、既存の研究開発税制で対応できることがわかりましたので、本制度には含めないこととします。	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
125	Ⅱ 制度提言	87	離島架橋の老朽化対策・耐震化の推進	<p>【離島架橋の老朽化対策・耐震化推進(P87)】 架橋やトンネルなどインフラの老朽化について、沖縄県特有の塩害や離島におけるインフラの管理等、他県に比べて特別な事情があると思料され、老朽化を含む検査にかかるコストも他県の比ではないと思われる。近年ではIoTの技術革新において、センサーの進歩、検査ロボットの進歩等数年前では考えられなかったことが可能となっている。更にAI技術の革新も目覚ましく、これら検査・予防保守の分野でも職人に頼らない的確な判断が行えるようになっており、予防や安全対策、適切な工事が実施でき、結果コストを抑える事も可能になっていると考える。</p> <p>このことから、本支援制度においてはIoT技術を活用した実証実験・実用化への取り組みへの財政措置を検討いただきたい。また、副次的なものとし、IoTによって収集した各種データを共通データ基盤上に蓄積し、(【自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進体制の形成】、【沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度】と関連)製造業・建設業への研究開発等へデータをフィードバックすることで、結果的に耐久性に優れた素材開発、新規ビジネス創出へと繋がり、沖縄県内の産業への貢献も行えると考える。このことから、IoTデータの収集・蓄積・活用に関する財政措置を検討いただきたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>現在、近接目視による点検が困難な箇所において、ドローンによる橋梁点検を一部実施するなど新技術の活用に取り組んでおります。</p> <p>今後もIoTの技術革新による点検、管理及び修繕方法に関する有効な新技術について積極的な活用に取り組んでいきたいと考えております。</p>	土木建築部
126	Ⅱ 制度提言	91	離島空港整備制度	<p>P.91 老朽化・長寿命化対策 離島県沖縄にとって離島空港の維持は必須であり島民の生活基盤の大前提であると考え。石垣・宮古・久米島などの離島空港については、観光誘客の主力を担う空港として、さらに機能拡大を行うことで地元経済への好影響の循環を回していく原動力となることが期待され、小規模離島については、島基幹のインフラとして災害にも利活用できる整備維持を図っていくべきと考える。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本制度により、離島空港において、耐震化・老朽化・長寿命化対策及び維持管理・更新など必要な施設整備を検討し、空港の機能強化に取り組む考えです。</p>	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
127	Ⅱ 制度提言	91	離島空港整備制度	<p>P91 老朽化・長寿命化対策 離島県沖縄にとって離島空港の維持は必須であり島民の生活基盤の大前提であると考えます。 特に小規模 離島空港は、地元生活需要・観光需要に応えるため重要なインフラであるが、現状において一部空港は待合室、手荷物受取場等が狭隘となっている事も対策が必要である。また、高温多湿な環境や潮風など塩害環境の厳しい空港は滑走路の劣化もある。劣化に対応する 定期的な清掃等は行って貰っているが維持・管理について制度・予算面での強化を図って貰いたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>離島空港において、耐震化・老朽化・長寿命化対策及び維持管理・更新など必要な施設整備を検討し、空港の機能強化に取り組む考えです。 本制度を活用することで、必要な施設整備に関して予算面での強化が図られると考えています。</p>	土木建築部
128	Ⅱ 制度提言	92	公立学校施設の延命化	<p>老朽化対策について、学校施設の大規模改造、予防的改修等に係る国の財政支援拡充として加え、周囲を海に囲まれていることや台風が常襲することに伴う塩害や暴風等厳しい環境下にある学校施設に関する沖縄に適した外壁塗装等の材料や改造改修工事施工方法を調査・検討し、県立を含め市町村立や私立の学校建設の目安となる一定の基準を作成することも重要である。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>学校施設の老朽化対策は、設置者が定めた長寿命化計画における基本的な方針に基づき、環境による施設の劣化状況等を踏まえて適切に評価した上で、実施していくものと考えております。 県としましては個別施設計画に基づく老朽化対策が確実に実施出来るよう、制度拡充を要望する必要があると考えております。</p>	教育庁
129	Ⅱ 制度提言	96	沖縄戦による遺骨収集等の国による取組強化	<p>県内の慰霊塔の状況は県が熟知していることから、国が直接支給するのではなく、身近な組織として日ごろから相談等のしやすい県を通して支給する仕組みとしていただきたい。 また、海外の沖縄関係の慰霊塔についてはフィリピンダバオとサイパンテニアンにもあるが、県内の慰霊塔同様、今後の管理は遺族の高齢化で困難となることが容易に推察できる。 これら慰霊塔についても、統廃合と管理費の財政措置をお願いする。 併せて、慰霊塔へのアクセス道路や駐車場を整備し、参拝者の利便を確保していただきたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>管理者への給付金については、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金と同様、慰霊塔の所在市町村を申請窓口とし、国からの委託業務として市町村から申請書の進達を受けた県で裁定等を行う仕組みの要望を検討しているところです。</p>	子ども生活福祉部
				⑤その他	<p>海外に建立されている慰霊塔について、今年度実施している「管理困難慰霊塔検討事業」にて管理者の意向を確認したところ、各管理者からは今後も管理可能との回答が得られていることから、引き続き管理者による管理が行われるものと考えています。 慰霊塔へのアクセス道路や駐車場の整備については、管理者から要望があった場合にどのような対応が可能か検討していきたいと考えています。</p>	子ども生活福祉部	

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
130	Ⅱ 制度提言	100	島しょ型スマートモビリティ推進制度（自動運転に対応したまちづくり）	P101（現状・課題の3～4行目） 「CO2排出量の増加」に関しては、タクシー事業者においては、温室効果ガス排出量の軽減に向けて、環境にやさしいLPG車を主に低燃費のハイブリッド車の導入も進めるなど、CO2排出量の抑制に取り組んでいることをご理解いただきたい。	⑤その他	タクシー等において、温室効果ガス排出量の軽減に向けた、環境にやさしいLPG車を主に低燃費のハイブリッド車の導入も進めていることについては認識しております。	土木建築部
131	Ⅱ 制度提言	100	島しょ型スマートモビリティ推進制度（自動運転に対応したまちづくり）	【投資税額控除、所得控除】 特別償却、法人事業税、不動産取得税、固定資産税も追加すべき	⑤その他	「島しょ型スマートモビリティ推進制度」における税制要望については、国における「5G導入促進税制」を参考に、法人税・所得税の税額控除又は特別償却、固定資産税を対象と考えております。	土木建築部
132	Ⅱ 制度提言	100	島しょ型スマートモビリティ推進制度（自動運転に対応したまちづくり）	現在、歩道部の柔軟な利活用は取組まれつつありますが、車道空間の柔軟な活用は難しい状況にあります。駐留軍用地等の存在により、限られた道路空間を有効活用する観点から、車道空間の柔軟な活用（トランジットモール時の車道部の飲食・物販、路肩部の利活用（カーブサイドマネジメント）等）ができる制度提案が必要ではないでしょうか。	⑤その他	トランジットモール時の車道部の飲食・物販、路肩部の利活用につきましては、既存の制度で対応しており、既に国際通りで歩車道を用いた活用が行われております。	土木建築部
133	Ⅱ 制度提言	102	沖縄の道路交通緩和に資するプラットフォーム整備事業	先端技術を活用して、交通に関するビッグデータを収集することは、大変重要な施策と評価したいと考えております。また、ビッグデータは絶えず更新される必要があり、民間がプラットフォームの利活用を進める為に、オープンデータ化されることを期待します。	①現在要望している制度で対応を検討中	収集方法やデータ保管方法等の仕様は事業化後に検討することから、収集したデータの権利関係等の制約が生じるのか現時点で想定できていませんが、収集したデータは出来るだけ多くの方に利用されることが望ましいことから、オープンデータ化について検討していきます。なお、データは一時的ではなく継続的に収集することを想定しています。	土木建築部
134	Ⅱ 制度提言	102	沖縄の道路交通緩和に資するプラットフォーム整備事業	国が保有しているETC2.0のデータをオープン化し、沖縄県や市町村でも利活用できる仕組みの提言も必要ではないでしょうか。	①現在要望している制度で対応を検討中	ETC2.0は国が整備したシステムであり、データ等の全ての権利を国が保有しています。今回提言している制度において、データの連携やオープン化を国と調整していきます。	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
135	Ⅱ 制度提言	103	路線バス及び離島航路・航空路の安定的な運営推進制度	<p>P103(現状・課題の1～2行目)                      提言する制度名が「路線バス及び離島航路・航空路の安定的な運営推進制度」であることから、「公共交通機関による陸上移動手段は路線バスに頼らざるを得ない。」との記載がなされているものと思料するが、沖縄総合事務局運輸部発行の運輸要覧(2018年度)によると、沖縄本島の公共交通輸送人員状況は、モノレールが約23%、乗合バスが約31%、タクシーは約46%となっており、タクシーはモノレール、バスを上回る乗客を輸送している。                      鉄軌道のない沖縄県において、タクシーが公共交通機関として果たす役割・貢献度についてご理解いただき、路線バスのみならずタクシーについても文章中への記載を検討されたい。</p>	⑤その他	<p>タクシーについては、路線バスの運行終了後も運行するなど、県民及び観光客の日常生活を支える公共交通機関として、重要な役割を果たしていることは認識しております。                      一方、本提言内容は、国が全国一律で実施する「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」に関する要件緩和等を内容としていることから、当該補助金の対象としている交通モードについて記載していることについて、ご理解お願いいたします。</p>	企画部
136	Ⅱ 制度提言	103	路線バス及び離島航路・航空路の安定的な運営推進制度	<p>P.103 陸上交通体系の確保                      コロナ禍における大規模な移動抑制は小規模離島路線の運営を著しく毀損し、財政補助が無かれれば、その維持が非常に厳しい状況にある。今後After Coronaにおいても小規模離島は人口減少に見舞われる中、抜本的な好天は見通せず、厳しい運営状況には変わりないと考えられるため、同制度の拡充を強く求めるところである。その中運航に係る国庫補助制度については、補助対象経費を実績損失額としていただくことを重ねてお願い申し上げたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>離島地域における航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっており、離島航空路線の運航費に係る国庫補助については、安定的な路線の維持・確保が図られるよう、実績損失額により補助金額を算定する新たな制度を要望しているところであります。                      引き続き、同制度の実現に向けて、様々な機会をとおして国に働きかけていきたいと考えております。</p>	企画部
137	Ⅱ 制度提言	103	路線バス及び離島航路・航空路の安定的な運営推進制度	<p>P103 陸上交通体系の確保                      コロナ禍における大規模な移動抑制は小規模離島路線の運営を著しく毀損し、財政補助が無かれれば、その維持が非常に厳しい状況にある。今後 After Corona においても小規模離島は人口減少に見舞われる中、厳しい運営状況は継続するものと考えられるため、同制度の拡充を強く求めるたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>離島地域における航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっており、離島航空路線の運航費に係る国庫補助については、安定的な路線の維持・確保が図られるよう、実績損失額により補助金額を算定する新たな制度を要望しているところであります。                      引き続き、同制度の実現に向けて、様々な機会をとおして国に働きかけていきたいと考えております。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
138	II 制度提言	103	路線バス及び離島航路・航空路の安定的な運営推進制度	<p>路線バスの補助金限度額の撤廃は、根本的な課題の解決には繋がらないと考える。公共交通の意味は重要だが、一方で（・国内人口の減少・需要減退・カー/サイクルシェアのシェアリングエコノミー増加・国を挙げてMaaSの推進・教育のオンライン化）等がすでに予見されるため、補助上限を撤廃しても“空気を運ぶ”という状況の改善には繋がらず、補助金頼りの状態から脱却する必要があると考える。</p> <p>そのため、路線バス事業者自身が稼ぐ力を強化する必要がある。それにはサービス向上、乗りやすさ等P104の施策とリンクする部分があるため、下記に合わせて記載する。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>人口減少等により乗客が減少し、運賃収入だけでは採算が確保できず赤字となっているバス路線は、民間事業者の経営判断により減便・廃止となることが考えられます。一方、学生や高齢者等、地域住民の日常生活に不可欠な路線は、移動手段の確保のため維持する必要があります。</p> <p>路線バスの補助制度は、前述のような地域にとって不可欠と認められた路線について、国、県、市町村が負担を行っているものであり、移動手段確保のためには、補助制度の継続及び拡充が重要と考えております。</p>	企画部
139	II 制度提言	104	シームレスな乗り継ぎ環境構築制度	<p>普通運賃での乗継割引は、公営の都営バスではバス⇄バス乗り継ぎに限定されている。また、民間事業者による乗継割引は、定期券等に限定している場合がほとんどで、普通運賃による乗継割引は極めて少ない。</p> <p>グループ企業同士であっても、他企業間の乗継割引の実施例はほとんどなく、割引原資の捻出や負担の在り方など、解決すべき課題は非常に多い。</p> <p>高松市において、ことごとくでんバスが乗継割引を実施しているが、高松市の補助金負担によるところが大きい。</p> <p>乗継割引については、「路線バス及び離島航路・航空路の安定的な運営推進制度」の制度概要1.（2）にあるように、補助又は交付金制度とセットでなければ、赤字運営の県内路線バスでの導入はむづかしい。</p> <p>割引実施による旅客増を見込む意見もあるが、割引に見合う増加は得られないことがほとんどである。全国で100円運賃の実施がはやったことがあったが、引き下げに見合う旅客の増加は得られず赤字だけが拡大し、ごく一部を除いて数年で廃止されている。</p> <p>割引は赤字の拡大要因でもあり、バス事業の健全性や継続性を大きく損なう可能性があることを踏まえて、補助を含めた枠組みの検討が不可欠である。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>今回要望している「シームレスな乗り継ぎ環境構築制度」において、公共交通乗り継ぎ無料化に係る補助制度等の創設を要望しておりますが、内容としては、乗り継ぎ後の初乗り料金や、路線共同運行化に向けたシステム・表示等の改修費用に対し、公的補助が行える制度を創設することを含んでおります。経営状況の厳しいバス事業者の負担を軽減しながら、公共交通利用者の乗り継ぎ抵抗を軽減し、最終目的地までの移動に公共交通を選択してもらえるような環境を整備し、自家用車からの公共交通への転換を図ることを目指しております。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
140	Ⅱ 制度提言	104	シームレスな乗り継ぎ環境構築制度	<p>P104(制度概要の4～5行目)</p> <p>他県の観光地や主要道路、公共施設等においては、タクシー専用の乗降場・待機場が整備されている事例が多く見受けられるところである。</p> <p>しかしながら、観光立県を掲げている沖縄県内においては、その事例が少ない状況にあることから、主要観光地である国際通りや国道58号線の松山交差点周辺を手始めにタクシー専用の乗降場・待機場を整備することが、利用者利便の向上や安全性、持続的な観光振興の観点からも重要と考える。</p> <p>このことから、県民や観光客が安心・安全に利用できるようタクシー専用の乗降場・待機場の整備の推進や、特に、高機能バス停(ハイグレードバス停)と同様に、デジタルサイネージ等でタクシー利用における目的地までの目安となる料金・時間・距離などが表示されているハイグレードタクシー乗り場等の設置についてもご検討願いたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>今回の提言内容は、公共交通の乗り継ぎ環境を整えるための結節点強化を目指すものであり、タクシーとの乗り継ぎも視野に入れた要望を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、タクシー業界においては、運転手不足やタクシー乗り場の整備など取り組むべき課題があることから、引き続き、業界を含む関係団体等と課題解決に向けた協議を重ねていきたいと考えております。</p> <p>ハイグレードタクシー乗り場等の設置については、タクシー乗降場整備の必要性と併せて、検討してまいりたいと考えております。</p>	企画部
141	Ⅱ 制度提言	104	シームレスな乗り継ぎ環境構築制度	<p>P104(制度概要の7～8行目)</p> <p>ユニバーサルデザインタクシーの導入促進については、高齢化社会が進展する沖縄県において、高齢者や障がい者の輸送手段を確保する観点からも非常に重要と考えている。</p> <p>このため、「沖縄県タクシー関係バリア解消促進協議会」においては、平成31年3月31日現在178台が導入済のユニバーサルデザインタクシーについて毎年20台以上の増加目標を掲げ、令和3年度までに260台以上の導入促進を図るとしている。</p> <p>ユニバーサルデザインタクシー車両の導入については、タクシー事業者への国(国土交通省)からの補助制度がある中で、東京都をはじめ多くの地方公共団体では国の補助に協調しての追加補助がなされていることから、沖縄県においても行政からの支援についてご検討いただきたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>国においては、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標」が取りまとめられ、ユニバーサルデザインタクシーについて、タクシー総車両数の約25%を導入目標とすることとされております。</p> <p>本県における導入率は国の目標を下回っており、公共交通の利便性向上に向けても、ユニバーサルデザインタクシーの導入は有効であると考えております。このため、国に対して、財政支援の特例措置の制度化を求めてまいりたいと考えております。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
142	Ⅱ 制度提言	104	シームレスな 乗り継ぎ環境 構築制度	<p>コロナ前の那覇空港は、旅客需要の増大によって駐車場、モノレール、レンタカー送迎乗降場等が混雑し、利用者のストレスと時間損失が生じていました。</p> <p>限られた那覇空港の敷地内では、駐車場の整備やレンタカー送迎の受入に限界があるため、てだこ浦西駅などを活用した駐車場及び※1レンタカー引渡し場所の分散化と、※2パークアンドライドに伴う公共交通機関料金の低減化に対する国及び沖縄県の取組強化を要望いたします。</p>	⑤その他	<p>【文化観光スポーツ部観光振興課】 那覇空港周辺にレンタカーの貸渡場所が集中することにより、那覇空港やその周辺道路の混雑に繋がっている状況は県としても認識しており、中北部も含めたレンタカー貸渡場所の分散化は必要であると考えていることから、事業化も含めて対応を検討してまいります。</p>	文化観光 スポーツ部
				⑤その他	<p>【土木建築部都市計画・モノレール課】 ※1について 道路区域内(橋梁桁下等)にレンタカーの引き渡し可能なスペースを確保する計画ではありますが、車庫法により同区域内では車両の保管が認められていないため、国家戦略特区制度等の活用を検討しています。これと併せて、てだこ浦西駅周辺に今後整備される民間施設との連携も検討しています。 ※2について パーク＆ライド駐車場と併せてモノレールを利用する利用者に対し、駐車場利用料金及び運賃の割引等が可能かモノレール株式会社と連携し検討を行います。</p>	土木建築 部	
143	Ⅱ 制度提言	104	シームレスな 乗り継ぎ環境 構築制度	<p>陸上交通体系の確保 運転免許証を返納した高齢者や交通弱者の移動手段の確保。 外出を促進するために地域にコミュニティバス等の導入を早急に拡充してほしい。</p>	①現在要望している制度で 対応を検討中	<p>コミュニティバス等の活用は、地域の移動ニーズを踏まえた検討が重要であることから、各市町村において主体的に取り組まれているものと認識しております。 県では、路線バスやコミュニティバスの運行維持経費について、現行の特別交付税措置に代わる安定的な財源確保のための制度創設を求める考えです。</p>	企画部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
144	Ⅱ 制度提言	104	シームレスな 乗り継ぎ環境 構築制度	<p>沖縄県の路線バスの稼働力を強化しサービスを向上するための課題として、わかりづらいということがあげられる。県民にせよ国内外観光客にせよ、利用者からすると、二次交通は目的地に到着するための手段でしかなく、「どの路線に乗れば、どれくらい時間で、どこに行けるのか？」がわかりづらいため、利用率が上がらない。また今後、コロナ禍においてテレワークが推進されると、通勤定期も不要になり、さらに利用率の低下が予想される。</p> <p>稼働仕組みづくりを推進するためには、路線バス事業者が他事業者と連携しサービス向上を図る必要があるため、バス会社と協力しその仕組みづくりを行うバス会社と民間企業に対して、構造改革に必要な投資を沖縄県が支援する形を検討いただきたい。 例)・電子チケット拡充・市町村のハブ&amp;スポーク・デマンドバス、タクシーの拡充支援 ・沖縄県バス協会の体制強化(民間視点) ・乗り継ぎ情報の整備～システムのAPI連携推進のための情報公開促進支援</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>沖縄県内においては、乗り継ぎ環境(運賃・設備・案内)の整備が進んでいなかったことが要因の一つとなり、既存バス路線ネットワークを活かした公共交通の利用が進んでいないという現状があります。</p> <p>今回要望している「シームレスな乗り継ぎ環境構築制度」において、公共交通への利用転換促進を目的とし、複数事業者間を含む公共交通のスムーズな乗り継ぎが行えるような分かりやすい案内表示、複数事業者の連携による共同運行化に伴うシステム改修等に対する公的補助が可能な制度の創設を要望しております。</p> <p>乗り継ぎ環境の改善というテーマで制度要望をしながら、ご提案の内容を含む具体的な補助事業メニューについては、事業者のご意見を伺いながら各事業年度において具体的なメニューを検討・調整していきたいと考えております。</p>	企画部
145	Ⅱ 制度提言	104	シームレスな 乗り継ぎ環境 構築制度	<p>バス停の上屋やデジタルサイネージなどの設置だけではなく、「運用・維持管理対しての仕組みづくりや支援制度」、「料金決済に関連(チャージ機設置含む)する支援制度」なども必要と思われる。</p> <p>公的資金の支援により整備されたものから得られたデータは、公共財としてオープンデータとして利活用できるようにすることが必要ではないでしょうか。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>今回要望している「シームレスな乗り継ぎ環境構築制度」において、公共交通への利用転換促進を目的とし、複数事業者間を含む公共交通のスムーズな乗り継ぎが行えるような分かりやすい案内表示、複数事業者の連携による共同運行化に伴うシステム改修等に対する公的補助が可能な制度の創設を要望しております。</p> <p>乗り継ぎ環境の改善というテーマで制度要望をしながら、ご提案の内容を含む具体的な補助事業メニューについては、事業者のご意見を伺いながら各事業年度において具体的なメニューを検討・調整していきたいと考えております。</p> <p>一般的に補助事業にて整備および取得した成果物の所有権は補助事業者にあるとされていますが、個別の補助事業において、成果品をオープンデータ化し第三者が利活用できる環境が構築できるよう補助事業者との調整も必要であると考えております。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
146	Ⅱ 制度提言	105	沖縄鉄軌道の整備	<p>新型コロナウイルスの影響かで沖縄県内における通勤・通院・買い物などの輸送需要が2割以上減少し、観光需要に至っては大幅に減少している。鉄軌道導入の調査時点と比較して輸送需要が大幅に減少しており、鉄軌道を導入する必要性はあるのか？</p> <p>終戦以来、鉄軌道のない沖縄県においてはバスが旅客の大量輸送を担っており、旅客のニーズに応じてバス路線網を形成し、県民の足として利用されている。</p> <p>これまで、島内唯一の大量交通・公共交通としての使命感をもって路線を維持し、4社中3社が民事再生を経験するなどの苦境を経て今日まで路線網を維持してきたことも踏まえて、鉄軌道導入に際する補償措置を検討いただきたい。</p> <p>鉄軌道を導入した場合、本島内の幹線輸送を担っている路線バスの廃止や縮小が大幅になり、バス事業者の経営を圧迫し、運転手の雇用の問題も出てくる。どうしても鉄軌道を導入するとなれば、これらバス事業者に対する補償措置が不可欠である。</p> <p>また、豊肥本線は九州豪雨災害の際に長期の運休を余儀なくされましたが、鉄路が損傷した場合の代替運行を担うのはバスであり、災害に強い交通体系を作るためにも、健全な路線バス事業者の存在は不可欠なものであることも踏まえて、補償措置や支援について、十分な配慮をお願いしたい。</p>	⑤その他	<p>鉄軌道の導入は、鉄軌道と路線バス等が連携するフィーダー交通ネットワークを構築し、過度な自動車利用から多くの県民を公共交通へ利用転換させることを目的としております。</p> <p>鉄軌道の導入に係る需要予測によると、バスの利用者数は、バスを代表交通手段として用いる利用者は減少するものの、鉄軌道駅へのアクセス手段として用いる利用者があらわれるため、バス利用者全体としては、増加が見込まれております。</p> <p>県としては、鉄軌道導入にあたっては、鉄軌道と路線バスとの乗り継ぎをスムーズに行えるような交通結節点の整備やMaaSの導入促進等、関係者と連携して取り組んで行くこととしており、これら取り組みを通して公共交通全体の安定的運営につなげていきたいと考えております。</p>	企画部
147	Ⅱ 制度提言	105	沖縄鉄軌道の整備	<p>P106(必要性の4～7行目) 無人タクシーについては、国の施策やその動向、実証実験における安全面や機能面の課題などを十分に確認いただきたい。</p>	⑤その他	<p>県民や観光客の様々なニーズに対応するためには、移動手段の選択肢拡大が重要と考えております。このため、県では、鉄軌道の導入とあわせて、駅と最終目的地を結ぶフィーダー交通ネットワークの構築に取り組むこととしております。</p> <p>制度提言の必要性においては、将来的に「ラストワンマイル」での活躍が期待されている新たな交通手段として、無人タクシーや、自動運転カーシェアリング、自動運転バスなどを例示させていただいたところであり、具体的検討にあたっては、安全面や機能面を含め技術革新や国の施策の動向等を踏まえつつ、取り組んでまいります。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
148	Ⅱ 制度提言	105	沖縄鉄軌道の整備	アフターコロナの航空需要の回復と更なる増大に向けた、那覇空港二次交通の機能強化として、大量輸送機関である沖縄鉄軌道の整備は不可欠であると考えます。沖縄鉄軌道の検討は、那覇空港駅の整備を前提に進めて頂くよう要望いたします。	①現在要望している制度で対応を検討中	本格的な高齢社会、外国人を含む観光客の増加等に対応するためには、誰もが過度に車に頼らなくても移動できる公共交通ネットワークの構築、県民や観光客の様々なニーズに対応した移動手段の選択肢拡大が重要と考えております。このため、県では、鉄軌道の導入とあわせてバスやモノレール等のフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むこととしております。 鉄軌道の那覇空港への接続については、観光客の移動利便性の向上や災害時における那覇都心部への移動手段の代替性の確保等、世界水準の観光リゾート地の形成等に資するものと考えられる一方、ゆいレールの経営への影響も懸念されます。このため、次の段階の計画段階においては、効果や影響も含めつつ、駅位置や具体的ルート等について検討を行っていくこととしております。	企画部
149	Ⅱ 制度提言	105	沖縄鉄軌道の整備	P.105 陸上交通体系の確保 沖縄観光の主な弱点として2次交通が脆弱であることが上げられるが、那覇空港から中北部(南部)まで鉄道で結ぶことで、ストレスフリーな移動が確保され、さらに観光の質が上がると考えている。今後シニア層や国際免許証を持たない外国人が増えていく中で、車に頼らない観光における移動を真摯に考える必要があり、鉄道を基幹2次交通と位置付け、そこにバスを組み合わせることで、新たな観光マーケットの開拓が出来るのではと考える。	①現在要望している制度で対応を検討中	本格的な高齢社会、外国人を含む観光客の増加等に対応するためには、誰もが過度に車に頼らなくても移動できる公共交通ネットワークの構築、県民や観光客の様々なニーズに対応した移動手段の選択肢拡大が重要と考えております。このため、県では、鉄軌道の導入とあわせてバスやモノレール等のフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むこととしております。	企画部
150	Ⅱ 制度提言	105	沖縄鉄軌道の整備	P.105 陸上交通体系の確保 沖縄観光の主な弱点として2次交通が脆弱であることが上げられるが、那覇空港から中北部(南部)まで鉄道で結ぶことで、ストレスフリーな移動が確保され、さらに観光の質が上がると考えている。今後シニア層や国際免許証を持たない外国人が増えていく中で、車に頼らない観光における移動を真摯に考える必要があり、鉄道を基幹2次交通と位置付け、そこにバスを組み合わせることで、新たな観光マーケットの開拓が出来るのではと考える。	①現在要望している制度で対応を検討中	本格的な高齢社会、外国人を含む観光客の増加等に対応するためには、誰もが過度に車に頼らなくても移動できる公共交通ネットワークの構築、県民や観光客の様々なニーズに対応した移動手段の選択肢拡大が重要と考えております。このため、県では、鉄軌道の導入とあわせてバスやモノレール等のフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むこととしております。	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
151	Ⅱ 制度提言	107	観光地形成促進地域制度の継続・拡充	<p>【法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、固定資産税、事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続・10年延長拡充を求めているが、コロナ禍で顕著になった宿泊業のダメージの回復策であることを強調すべき</li> <li>・法人税とは税額控除・特別償却であることを明記すること</li> <li>・県への報告制度は別記（特区共通）</li> </ul>	②制度の追加要望も含め検討中	「観光地形成促進地域制度」については、本制度での優遇措置の必要性や効果等を含め、関係者と意見交換しながら、より効果的な制度となるよう検討していきたいと考えております。	文化観光スポーツ部
152	Ⅱ 制度提言	107	観光地形成促進地域制度の継続・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長らく沖縄観光の発展を支えてきた既存の宿泊施設・観光施設の老朽化に伴う改修に対しても何らかの優遇措置が必要だと考えます。それにより公平な競争環境を担保し、質の向上を促し、沖縄全体の魅力の向上に資すると考えます。</li> <li>・世界水準の観光地として世界の市場から認められるべく、脱炭素・再生可能エネルギー利用への設備投資、省エネ・脱プラスチック等の環境配慮型の設備投資に対する優遇措置を行うべきだと考えます。</li> <li>・アフターコロナを見据えた国際的な競争のなか、沖縄観光の競争力をつけるために、観光地形成地域にはくまなく高度な通信インフラの整備が必要だと考えます。そのうえで事業者に対して、IOTの導入への優遇措置を創設し、新しいサービスの創造、生産性の向上を促す必要があると考えます。</li> </ul>	②制度の追加要望も含め検討中	観光地形成促進地域制度については、本制度での優遇措置の必要性や効果等を含め、関係者と意見交換させていただきながら、より効果的な制度となるよう検討していきたいと考えております。	文化観光スポーツ部
153	Ⅱ 制度提言	107	観光地形成促進地域制度の継続・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設だけでなく観光有料施設等の追加</li> <li>・投資税額控除の繰越期間の延長を10年とする。ここ数年は赤字もしくは控除する税額が少ない見込みのため。</li> </ul>	②制度の追加要望も含め検討中	観光地形成促進地域制度については、本制度での優遇措置の必要性や効果等を含め、関係者と意見交換させていただきながら、より効果的な制度となるよう検討していきたいと考えております。	文化観光スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
154	Ⅱ 制度提言	107	観光地形成促進地域制度の継続・拡充	スポーツ産業の拠点整備にあたっては、当該体育施設のみならず、まちと施設をひとつのエリアとして一体的に整備することで、交流人口を増やし、賑わいの創出が可能とすることが重要と考える。については、自治体の保有する体育施設と連携しつつ、管理・運営を行うような民間施設（例えば、自治体の保有する体育施設は総合公園等に立地する例もあり、Park-PFI等の手法により、公園内に民間事業者が設計・整備するような店舗・施設を含む）については、沖縄県が策定している「観光地形成促進地域制度」における「特定民間観光関連施設」の対象となるよう対象の拡充を要望する。	②制度の追加要望も含め検討中	観光地形成促進地域制度については、本制度での優遇措置の必要性や効果等を含め、関係者と意見交換しながら、より効果的な制度となるよう検討していきたいと考えております。	文化観光スポーツ部
155	Ⅱ 制度提言	109	沖縄型特定免税店制度	那覇空港を含む沖縄におけるショッピングの魅力向上と観光収入の増加に大きく寄与してきた沖縄型特定免税店制度は継続を強く要望いたします。	①現在要望している制度で対応を検討中	沖縄型特定免税店制度は、沖縄におけるショッピングの魅力を高め、沖縄観光の振興に寄与していることから、関税暫定措置法によって講じられている関税の免除措置期限を延長し、同制度を継続することが重要であると考えております。	文化観光スポーツ部
156	Ⅱ 制度提言	111	海外旅客の玄関口となる港湾・空港のCIQの体制強化	P.111 観光産業振興 After Coronaにおいてインバウンド需要は必ず戻ってくることは明白であり、これまで整備が追い付いていなかった中、いまだからこそCIQを含めた国際旅客の受け入れのための整備は重要だと考える。特に石垣や宮古など今後さらにインバウンド旅客が伸びていくであろう地域の強化・拡充をお願いしたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	【文化観光スポーツ部観光振興課】 沖縄県としまして、今後も水際対策を徹底した上で外国人観光客を安全・安心に受け入れ、また円滑な受入体制の構築により観光客等の満足度向上を図ることが沖縄観光の持続的な成長において重要であると考えているため、空港・港湾におけるCIQ体制の強化等を求めてまいります。	文化観光スポーツ部
					①現在要望している制度で対応を検討中	【土木建築部港湾課】 平良港と石垣港では、国においてクルーズバースの整備が進められており、各港湾管理者においてCIQ施設を含む旅客ターミナルの整備を進める予定であります。	土木建築部
					①現在要望している制度で対応を検討中	【土木建築部空港課】 新石垣空港においては、新石垣空港ターミナル(株)によりCIQ施設を含む国際線ターミナルビル増改築工事が実施されております。 下地島空港においては、ターミナルビルを運営する下地島空港エアポートマネジメント(株)によりCIQ施設が整備されております。	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
157	Ⅱ 制度提言	111	海外旅客の玄関口となる港湾・空港のCIQの体制強化	<p>P111 観光産業振興</p> <p>After Corona においてインバウンド需要は必ず戻ってくることは明白であり、これまで整備が追い付いていなかった中、いまだからこそCIQを含めた国際旅客の受け入れのための整備は重要だと考える。特に石垣や宮古など今後さらにインバウンド旅客が伸びていくであろう地域の強化・拡充をお願いしたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【文化観光スポーツ部観光振興課】</p> <p>沖縄県としまして、今後も水際対策を徹底した上で外国人観光客を安全・安心に受け入れ、また円滑な受入体制の構築により観光客等の満足度向上を図ることが沖縄観光の持続的な成長において重要であると考えているため、空港・港湾におけるCIQ体制の強化等を求めています。</p>	文化観光スポーツ部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【土木建築部港湾課】</p> <p>平良港と石垣港では、国においてクルーズバースの整備が進められており、各港湾管理者においてCIQ施設を含む旅客ターミナルの整備を進める予定であります。</p>	土木建築部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【土木建築部空港課】</p> <p>新石垣空港においては、新石垣空港ターミナル(株)によりCIQ施設を含む国際線ターミナルビル増改築工事が実施されております。</p> <p>下地島空港においては、ターミナルビルを運営する下地島空港エアポートマネジメント(株)によりCIQ施設が整備されております。</p>	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
158	Ⅱ 制度提言	111	海外旅客の玄関口となる港湾・空港のCIQの体制強化	<p>1. 那覇空港機能拡張整備【関連/参考P111】                      那覇から東アジアやアセアン諸国の主要都市まで約3時間から5時間程度のフライトでリーチ可能と、那覇空港は日本のゲートウェイとして国際線に関しても成長できる可能性を有している。ポストコロナの県経済の振興発展のためには、玄関口である那覇空港の機能拡張整備が極めて重要である。                      ○国際競争力のある世界最高水準の「国際リゾート・ビジネス空港」整備                      ・那覇空港の旅客ターミナル・駐機場・商業施設等の整備                      ・多様なニーズに対応した施設整備・サービスの提供（プライベートジェット専用施設、富裕層向け空港サービスの提供等）                      ・那覇空港を拠点とした二次交通の整備（高速自動車道、鉄軌道、モノレール、高速船等）</p>	⑤その他	<p>那覇空港の世界水準の拠点空港化を目指した更なる機能強化は重要と考えており、多様なニーズに対応し、アジアのダイナミズムを取り込む機能を拡充するため、空と陸のシームレスな交通体系の強化に取り組むとともに、空港エリア拡張による旅客ターミナルや駐機場等の機能強化について、関係機関と議論してまいります。</p> <p>那覇空港を拠点とした二次交通の整備につきましては、空港と接続する那覇空港自動車道（小禄道路）を含む各拠点間のネットワークを構築するハシゴ道路ネットワークや2環状7放射道路の整備を国と共に推進してまいります。</p> <p>また、今後利用客の増加が見込まれる沖縄都市モノレールにつきましては、輸送力増強を目的に、車両を3両編成に増備する事業に令和2年度より取り組んでおります。</p> <p>また、県では観光2次交通機能強化事業により、これまで公共交通機関の時刻表等のデータをオープンデータ化し、大手検索サイトでの乗換検索を実現する取組やオープンデータを活用した那覇空港内のデジタルサイネージでの公共交通案内表示の取組、観光客の利用が多い一部路線バスにおけるリアルタイムの運行情報整備に係る実証実験の実施など、観光客の公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組んでいるところです。</p> <p>県としては、引き続き那覇空港を起点とした観光客の二次交通の利便性向上に向けて、取り組んでいく予定です。</p>	土木建築部 文化観光スポーツ部 企画部
159	Ⅱ 制度提言	111	海外旅客の玄関口となる港湾・空港のCIQの体制強化	<p>CIQに加えて、国内外からのVIP導線の確保も検討し、国内外からの富裕層の誘客活動に反映させてはどうか。</p>	⑤その他	<p>VIP導線の確保については、他国・他地域での運用状況等を踏まえながら検討してまいります。</p>	文化観光スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
160	Ⅱ 制度提言	111	海外旅客の玄関口となる港湾・空港のCIQの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日も早い寄港再開に向けた関係官庁への要請および具体的なアクションの始動</li> <li>・沖縄県内でのクリアランス寄港など段階的に可能なレベルでの可及的速やかな再開</li> <li>・港費減免やインセンティブなどによる船社支援メニューの導入</li> <li>・沖縄県が誘致を行なっているフライ&amp;クルーズ拠点化港のためのハード整備</li> <li>・乗船前乗客におこなうPCRや抗原検査等の即日検査体制整備</li> </ul>	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	<p>【文化観光スポーツ部観光振興課】                      沖縄県では国土交通省の要請等に基づき、国内クルーズ受入再開に向けた協議会を設置し、医療分野も含めた関係者間の合意に向けて協議を進めているところです。                      国際クルーズについては12月24日時点で国からガイドラインが示されておりませんが、状況が整い次第速やかに再開できるよう、関係機関と連携して必要な検討を進めてまいります。                      また、一定の要件を満たす船社への港湾費用支援なども引き続き実施するとともに、乗船前乗客への検査等については船社と役割分担のうえ体制を整備してまいります。</p> <p>【土木建築部港湾課】                      東洋のカリブ構想でフライ&amp;クルーズを推進する那覇港と平良港では、官民連携によりクルーズバース及び旅客ターミナルの整備を進めているところであります。</p>	文化観光スポーツ部 土木建築部
161	Ⅱ 制度提言	113	沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置	航空運賃及び輸送コストの低減とネットワーク維持に大きく寄与してきた航空機燃料税の軽減措置は、継続を強く要望いたします。	①現在要望している制度で対応を検討中	航空機燃料税の軽減措置が沖縄県の観光及び物流路線の維持・拡充に寄与していることを踏まえ、県としても制度の継続及び拡充を要望してまいります。	文化観光スポーツ部 商工労働部
162	Ⅱ 制度提言	113	沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置	P.113 観光産業振興 同制度によって航空便の運賃軽減に大きく寄与しており、観光誘客の主たるけん引制度となっているのは疑う余地も無いと考える。コロナで傷んだ観光業を立て直すためにも同制度の維持はもとより、沖縄県経済の立て直し・発展の礎になると考えており、引き続きの制度の維持に何卒ご尽力をお願いしたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	航空機燃料税の軽減措置が沖縄県の観光及び物流路線の維持・拡充に寄与していることを踏まえ、県としても制度の継続及び拡充を要望してまいります。	文化観光スポーツ部 商工労働部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
163	Ⅱ 制度提言	113	沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置	P113、P115 観光産業振興 同制度によって航空便の運賃軽減に大きく寄与しており、観光誘客の主たるけん引制度となっているのは疑う余地も無いと考える。コロナで傷んだ観光業を立て直すためにも同制度の維持はもとより、沖縄県経済の立て直し・発展の礎になると考えており、引き続きの制度の維持に何卒ご尽力をお願いしたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	航空機燃料税の軽減措置が沖縄県の観光及び物流路線の維持・拡充に寄与していることを踏まえ、県としても制度の継続及び拡充を要望してまいります。	文化観光 スポーツ部 商工労働部
164	Ⅱ 制度提言	113	沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置	諸外国と比較しても高位といわれる本国の燃料税、着陸料、施設使用料をはじめとした公租公課は利用者負担が基本だが、燃料税の軽減措置は、利用者負担が減りかつ航空運賃の引き下げにも繋がることから需要喚起にも繋がるものと支持したい。	①現在要望している制度で対応を検討中	航空機燃料税、着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置が沖縄県の観光及び物流路線の維持・拡充に寄与していることを踏まえ、県としても制度の継続及び拡充を要望してまいります。	文化観光 スポーツ部
165	Ⅱ 制度提言	115	着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置	航空運賃及び輸送コストの低減とネットワーク維持に大きく寄与してきた着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置は、継続を強く要望いたします。また、着陸料及び航行援助施設利用料は、東アジア中心の路線から欧米等への路線拡大を図るため、国際線への適用拡充も併せて要望いたします。	①現在要望している制度で対応を検討中	着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置が沖縄県の観光及び物流路線の維持・拡充に寄与していることを踏まえ、県としても制度の継続及び拡充を要望してまいります。	文化観光 スポーツ部 商工労働部
166	Ⅱ 制度提言	115	着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置	P.113 観光産業振興 同制度によって航空便の運賃軽減に大きく寄与しており、観光誘客の主たるけん引制度となっているのは疑う余地も無いと考える。コロナで傷んだ観光業を立て直すためにも同制度の維持はもとより、沖縄県経済の立て直し・発展の礎になると考えており、引き続きの制度の維持に何卒ご尽力をお願いしたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置が沖縄県の観光及び物流路線の維持・拡充に寄与していることを踏まえ、県としても制度の継続及び拡充を要望してまいります。	文化観光 スポーツ部 商工労働部
167	Ⅱ 制度提言	115	着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置	P113、P115 観光産業振興 同制度によって航空便の運賃軽減に大きく寄与しており、観光誘客の主たるけん引制度となっているのは疑う余地も無いと考える。コロナで傷んだ観光業を立て直すためにも同制度の維持はもとより、沖縄県経済の立て直し・発展の礎になると考えており、引き続きの制度の維持に何卒ご尽力をお願いしたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置が沖縄県の観光及び物流路線の維持・拡充に寄与していることを踏まえ、県としても制度の継続及び拡充を要望してまいります。	文化観光 スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
168	Ⅱ 制度提言	117	国際クルーズ・スーパーヨット受入環境整備事業	<p>コロナ禍の影響もあり、従来の観光入域客数に重きを置いた施策に対して、スーパーヨットの受け入れ環境整備は、観光客の質を向上するものになり、重要だと認識。一方、受入環境の整備には、ニーズに合った整備を行わなければならない、合わせて下記を検討頂きたい。</p> <p>①誘致活動・交渉・・・国内外セーリングを束ねる関係機関、競技連盟と精通した民間企業・国内競技連盟（日本セーリング連盟等）との連携                      ②事前調査・・・先進地（タイなど）既にスーパーヨットを停泊する条件の整理・研究                      ③既存事業者への配慮・・・離島便航路・地元漁業関係者との調整を行う一定の権限と予算を持った推進力のある協議会の整理                      ④現行の港課題の整理・・・放置や違法に勝手に設置された船の強制撤去～整理</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>①スーパーヨット(外国人富裕層などが個人所有する全長24m以上の大型クルーザー)の誘致に向けては、支障となっている法規制の緩和を国へ求める等により、沖縄の優位性を活かせる環境整備に努めてまいります。</p> <p>②スーパーヨットに対応した受入施設整備にあたっては、港湾計画等の整備計画を策定する必要がありますので、当該計画の策定調査において実施を検討したいと思います。</p> <p>③港湾計画等の整備計画を策定するには、地元自治体や港湾利用者等の意見を反映させる必要がありますので、当該計画の策定調査において意見聴取等の実施を検討したいと思います。</p> <p>④Ⅱ制度提言の17ページ「放置艇・廃船等の処分費用に係る国費支援制度の拡充」において、関係部局と連携し対応を検討していきたいと考えております。</p>	土木建築部 文化観光スポーツ部
169	Ⅱ 制度提言	119	「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援	<p>プロ・アマを問わず、チームでの利用の多いスポーツ施設においては、貸切バスの乗り入れが可能な施設整備を推進してほしい。</p> <p>また、プロスポーツの試合においては、大勢の観客の移動が伴うことから、周辺道路の交通渋滞対策と合わせて、バス停整備や大型貸切バス専用乗降場・駐車場の整備など、関係者や観客の移動に配慮した整備を行ってほしい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本制度提言における「地域・観光交流拠点となるスポーツ関連施設の整備」については、バス乗り入れが可能な施設整備を含めて想定しております。</p>	文化観光スポーツ部
170	Ⅱ 制度提言	119	「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援	<p>「地域・観光交流拠点となるスポーツ関連施設等に対する国の財政支援」において、ぜひ5GやWiFiを活用し来場者が楽しめるコンテンツやサービスを届ける「スマートスタジアム化」の推進も見据えた制度設計をお願いしたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本制度提言における「地域・観光交流拠点となるスポーツ関連施設の整備」については、「アリーナ、スタジアムを核とした街づくり」が重要であるものと認識しており、ご意見頂きました「スマートスタジアム化」についても想定しながら、引き続き調整を進めて参ります。</p>	文化観光スポーツ部
171	Ⅱ 制度提言	119	「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援	<p>【支援者に係る所得税の優遇措置】                      所得税のみ要望しているが、事業税及び法人税も加えるべき</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>企業等からスポーツチーム、スポーツイベントへの支援については、その多くが寄付金計上ではなく、損金として計上が可能な広告宣伝費での費用計上と聞いております。</p> <p>その一方で、個人からの支援については現在インセンティブが働く制度がないため、現在要望している所得税の優遇を求めて調整を進めてまいります。</p>	文化観光スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
172	Ⅱ 制度提言	119	「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援	<p>「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けて、その推進協議体として①沖縄県、②沖縄県スポーツ協会、③OCVBの3者でワンストップ機能としてスポーツミッション沖縄を形成しているが、今後「スポーツアイランド沖縄」を継続的に推進するための原資を稼ぐ力が弱く、現行の事務局ではその課題に対応できない状況。公益財団法人であることも一つの要因。また、TOKYO2020オリンピック・パラリンピックを見据えたスポーツコンベンションの誘致・国際大会誘致の競争も激化。これまで以上に国際経験を持った人財確保（定着のための待遇、制度改善を含め）、スピード感を持った強力な組織体制が必要不可欠と考える。</p> <p>そのため「スポーツアイランド沖縄」形成に向けて支援・制度はすでに3つ列記されているが、避けられない推進体制の課題を解決するため、4つ目として、上記3者及び民間企業から形成される新たな稼ぐ力を持つ事業体を形成し、持続可能な推進体制の外出し新設も同時に検討頂きたい。</p>	⑤その他	<p>新たな沖縄振興において、スポーツを通じた「稼ぐ力」の構築が必要であるものと考えております。引き続き、スポーツコンベンションの推進体制等について県内関係団体等との意見交換を進めていきたいと考えております。</p>	文化観光 スポーツ部
173	Ⅱ 制度提言	119	「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援	<p>沖縄においてはこれまで、サッカーや空手、水泳等の分野での協力隊派遣のほか、課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計」において車いすバスケットボールチームの支援による実技プログラムを取り入れる等の好事例があり、「スポーツと開発」を担うリソースとして期待されます。</p> <p>ついでには、本制度が実現すれば、スポーツアイランド形成に関し、沖縄振興特別措置法に根拠が定められることにより、JICAとしても、国際協力と沖縄振興を繋ぐ事業の推進に一層取り組んでいきます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けては、アスリートをはじめとする海外との交流が不可欠と認識しており、その一つとしてスポーツを通じた国際協力があるものと考えております。新たな沖縄振興に向けて、引き続き貴団体と連携して「スポーツアイランド沖縄」の形成を推進できればと考えております。</p>	文化観光 スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
174	Ⅱ 制度提言	119	「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援	既に沖縄県の支援が行われているイベントの開催や誘致の支援については、一定の件数、スポーツ参加人口の増加を達成しているものの、今後は、創意工夫のある新しい取組（企画・実施）が行われることで、スポーツイベントの付加価値を高めていく必要があると考える。については、スポーツ関連産業（スポーツツーリズムに付随する、各種データの取得から活用までを含むIoTを活用したビジネスモデルの創出、スポーツ関連用品・健康食品等の製造、新サービスの創出を含む）の裾野拡大や、質の向上に資する商品・サービスの創出を支援するため、関連する取組を行う事業者に対し補助金等の予算措置を講じていただきたい（可能であればイベント開催と連動する予算とすることも検討していただきたい）。	①現在要望している制度で対応を検討中	現在要望している本制度提言は、スポーツ関連産業の活性化の促進に向けて国の財政支援を求めていく内容となっております。引き続き、本制度が効果的なものとなるよう関係者との意見交換を進めてまいります。	文化観光 スポーツ部
175	Ⅱ 制度提言	119	「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援	バスケットボールにおいては、2022年には、年に1度の全国規模のBリーグオールスターの開催や2023年には、国際大会となるFIBAバスケットボールワールドカップの開催が決定しており、本県は、国内やアジアにおけるバスケットボールの聖地になりうるもので、バスケットボール人口の多い沖縄において、今後の沖縄振興としての「スポーツアイランド沖縄の形成」に向けては、沖縄アリーナを核としたスポーツ振興、まちづくりが必要になるものとする。	①現在要望している制度で対応を検討中	本制度提言の必要性にも記載しているとおり、新たな沖縄振興にむけては「スポーツ関連施設を核とした街づくり」の促進が必要と考えております。「アリーナ・スタジアムを核とした街づくり」を促進する財政支援の創設を引き続き国に求めてまいります。	文化観光 スポーツ部
176	Ⅱ 制度提言	119	「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けた支援	「スポーツアイランド沖縄」の実現に向けた制度設計はまさに新たな沖縄振興の鍵たるものと感じており、【概要版】の前段「主な制度提言」に含んでいただき前面に押し出していただくに足る内容かと意見させていただきます。 なお総論含め全体拝見し、「複合施設型J1規格新スタジアムを核とした街づくり並びにSDGs推進」を実現させることが「我が国およびアジア・太平洋地域の発展への貢献」の顔となり軸となり持続可能な沖縄振興の鍵となると改めて思った次第であり、この度の制度提言の具体的象徴として全面に据えることも一考いただきたいぐらい、方向性とマッチしていると感じました。	①現在要望している制度で対応を検討中	本制度提言の必要性にも記載しているとおり、新たな沖縄振興にむけては「スポーツ関連施設を核とした街づくり」の促進が必要と考えております。「アリーナ・スタジアムを核とした街づくり」を促進する財政支援の創設を引き続き国に求めてまいります。	文化観光 スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
177	Ⅱ 制度提言	121	在留資格「特定技能1号（宿泊分野）」の要件緩和	①ウイズ・コロナ、アフターコロナを見据えた持続可能な観光産業を支える人材確保という観点からは、宿泊分野の特定技能1号外国人材が従事する業務は（専従としての）ベッドメイク業務等は対象とならない点の対応も必要であり、併せて検討すべきではないか。	①現在要望している制度で対応を検討中	県内の宿泊業界からマルチタスクが可能な外国人材制度を要望する声があったなか、平成31年4月に新たな在留資格として特定技能制度が創設されています。特定技能1号の宿泊分野につきましては、ベッドメイクのほか、フロント業務、企画などホテル業務全般に従事することとなっております。	文化観光スポーツ部
178	Ⅱ 制度提言	121	在留資格「特定技能1号（宿泊分野）」の要件緩和	②また、「沖縄発展戦略」において「外国人労働力調整センターの設置」が挙げられたことを踏まえ、これに関連した何らかの制度提言を行うのが望ましい。	⑤その他	外国人労働力調整センターの設置については、今後新たな沖縄振興計画を策定する中で、検討してまいります。	商工労働部
179	Ⅱ 制度提言	121	在留資格「特定技能1号（宿泊分野）」の要件緩和	③「制度概要」の【沖縄らしいSDGsの優先課題】が空欄になっていますが、P1-①、P2-④及びP5-⑪が関連すると考えます。	①現在要望している制度で対応を検討中	③本提言制度は、観光産業の人手不足解消および語学人材の確保が主目的としているため、P2-④を追記します。	文化観光スポーツ部
180	Ⅱ 制度提言	121	在留資格「特定技能1号（宿泊分野）」の要件緩和	④JICAは、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」を本（2020）年11月に設立しました。このプラットフォームを通じた情報共有・発信等、JICAとしても沖縄県の取り組みを支援していきます。	⑤その他	④現在は宿泊分野における特定技能1号の実績は低いものの、将来的に受入が増えてきた際には、貴団体との連携が不可欠であると考えておりますので、ご協力よろしく願いいたします。	文化観光スポーツ部
181	Ⅱ 制度提言	121	在留資格「特定技能1号（宿泊分野）」の要件緩和	本県の入域観光客数が回復した際には、宿泊だけではなく観光分野における人手不足の問題がある。	①現在要望している制度で対応を検討中	観光分野については関連する業種が幅広く、在留資格における枠決めが難しいため、宿泊分野において要件の緩和を要望しております。	文化観光スポーツ部
182	Ⅱ 制度提言	122	観光復興に向けた包括的支援制度	新型コロナウイルス感染症による入国制限措置によって、那覇空港においても既に数社の賃貸借等契約解約が発生しております。アフターコロナの沖縄観光回復のためには国際路線の撤退を防ぐことが喫緊の課題であり、路線維持もしくは再就航に対する支援を要望いたします。	①現在要望している制度で対応を検討中	国際航空路線の維持・拡充はアフターコロナでの観光産業の回復局面において極めて重要であることから、県としても運休期間中や復便についての財政的支援を要望してまいります。	文化観光スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
183	Ⅱ 制度提言	122	観光復興に向けた包括的支援制度	<p>P.122 観光産業振興</p> <p>コロナで傷んだ県経済を立て直すためにはリーディング産業である観光における支援を重点的に実施いただくことが肝要と考える(観光業は裾野が広く、飲食業などへの波及効果も非常に高い)この制度の中で触れられている防疫フロンティアの沖縄モデル構築においてP35でも触れている「PCR検査センター」の設置もしくは那覇空港における総合病院の設置をまずは実現いただき、感染症に強い沖縄をどこよりもいち早く構築することで、多くの観光客にきていただく姿を目指していきたいと考えている。</p>	④対応の方向性を検討中	<p>空港を含めたPCR検査センターの国による設置・運営などについては、民間検査機関も活用した検査体制の拡充に国として支援を行うよう、全国知事会を通じ国に対して求めてまいります。</p> <p>また、緊急事態宣言や感染状況を踏まえ対象地域から渡航される方に対し、渡航前のPCR検査を推奨しておりますが、やむを得ない諸事情により渡航前のPCR検査を受けられず渡航される方で希望者を対象に、那覇空港においてPCR検査を行う「那覇空港検査プロジェクト(NAPP)」を実施しております。</p>	文化観光スポーツ部
184	Ⅱ 制度提言	122	観光復興に向けた包括的支援制度	<p>P.122 観光産業振興</p> <p>コロナで傷んだ県経済を立て直すためにはリーディング産業である観光における支援を重点的に実施いただくことが肝要と考える(観光業は裾野が広く、飲食業などへの波及効果も非常に高い)この制度の中で触れられている防疫フロンティアの沖縄モデル構築においてP35でも触れている「PCR検査センター」の設置もしくは那覇空港における総合病院の設置をまずは実現いただき、感染症に強い沖縄をどこよりもいち早く構築することで、多くの観光客にきていただく姿を目指していきたいと考えている。</p>	④対応の方向性を検討中	<p>空港を含めたPCR検査センターの国による設置・運営などについては、民間検査機関も活用した検査体制の拡充に国として支援を行うよう、全国知事会を通じ国に対して求めてまいります。</p> <p>また、緊急事態宣言や感染状況を踏まえ対象地域から渡航される方に対し、渡航前のPCR検査を推奨しておりますが、やむを得ない諸事情により渡航前のPCR検査を受けられず渡航される方で希望者を対象に、那覇空港においてPCR検査を行う「那覇空港検査プロジェクト(NAPP)」を実施しております。</p>	文化観光スポーツ部
185	Ⅱ 制度提言	122	観光復興に向けた包括的支援制度	<p>①ワーケーション・プレジャーについて</p> <p>特段、那覇空港をはじめ、離島の主要空港内のWi-Fi環境含め、オフィススペースの確保など今後、リモートワークがポストコロナにおいても推進されるとの予測を踏まえた主要ポイントでの環境づくりに関する制度もあった方が良くと思われる。</p>	⑤その他	<p>①現在、国の一括交付金を活用した「沖縄ワーケーション促進事業」を実施しており、その中でモデルプランの作成やモニターツアー、環境整備等を行っていく予定です。</p>	文化観光スポーツ部
186	Ⅱ 制度提言	122	観光復興に向けた包括的支援制度	<p>②「高度観光人材育成支援制度」※新規提案</p> <p>国が実施している制度と県の制度を一本化して、ウイズコロナ&amp;アフターコロナ時代の「質の高い沖縄観光」実現に向けて人材育成を強化する</p>	⑤その他	<p>②現在、国では、沖縄型産業中核人材育成事業を実施しており、各業界(例えば、ホテル業界、旅行業界、リゾートウェディング業界等)の中核人材育成に取り組んでいます。国で実施している事業をふまえ、県では、観光産業において中長期で活躍できる観光人材の定着を目的に事業を実施しているところです。それぞれの事業効果が合わさることで、「質の高い沖縄観光」の実現に向けて観光人材の強化が可能と考えます。</p>	文化観光スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
187	Ⅱ 制度提言	122	観光復興に向けた包括的支援制度	観光がリーディング産業である沖縄県において何よりもコロナ感染拡大防止を図り利用者に対して「安全・安心」を浸透させることが重要である。その上で経済を下支えする観光の包括的支援については真に必要な施策と考える。	⑤その他	沖縄県では、旅行者の安全・安心アクションプラン「沖縄 Tour Style Withコロナ」について、沖縄県や沖縄観光コンベンションビューローを始め、県内市町村や観光関連事業者のHP等を通じ広く県民及び観光客に発信しているところであり、今後も引き続き周知を図ってまいります。 誘客にあたっては引き続き、旅行者に対し、体調管理や「COCOA」・「RICCA」の活用、感染防止対策の徹底を呼びかけつつ、プロモーションを展開し、旅行需要の取り込みを図ってまいります。 そのうえで、当制度の提言内容について検討してまいります。	文化観光スポーツ部
188	Ⅱ 制度提言	122	観光復興に向けた包括的支援制度	・宿泊業・観光施設業は設備と人員でサービスを形成します。コロナ禍で回復が見通せない中、雇用の維持が困難になっています。現行の雇用調整助成金では全くカバーできません。観光産業のインフラである観光関連事業者に対して支援策が必要です。事業者に対して現行の雇用調整助成金とは別に観光従事者雇用維持奨励金（正規雇用一人あたり〇〇円）のような支援策を国に求めて頂きたい。	⑤その他	本制度はウィズコロナ・アフターコロナにおける誘客を見据えた感染症対策を念頭に置いたものとなっております。 意見にあるような雇用維持のための奨励金については、業界団体との意見交換を図りながら、必要に応じて各施策等を検討していきます。	文化観光スポーツ部
189	Ⅱ 制度提言	122	観光復興に向けた包括的支援制度	・観光客の60%が利用するレンタカーはまさに沖縄観光を支える重要な二次交通インフラですが、コロナ禍における支援制度は全くありません。全事業者が大変な影響を受け、困窮しています。現在減車、人員調整でしのいでいますが、このままではコロナ後の需要回復期に十分な車両供給ができず、観光客の陸上の移動手段の確保が危ぶまれます。レンタカー事業に対する支援制度を求めます。	⑤その他	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、個人旅行に比べて、修学旅行を始めとした団体旅行は非常に大きな影響を受けており、需要回復も個人旅行に比べて時間がかかるものと予想されております。 一方で、修学旅行等は、ボトム期における重要な観光客であり、沖縄観光の平準化に寄与するとともに、将来の潜在的なりピーターとなっております。 そのような背景から、修学旅行を始めとした団体旅行に係る関連業種を支援する内容として、制度を提言するものとなっております。	文化観光スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
190	Ⅱ 制度提言	122	観光復興に向けた包括的支援制度	<p>コロナによって日本全体がテレワーク・オンライン会議を経験した結果、コロナ後に元には戻らないマーケットはビジネスマーケットであるといわれています。半面政府は働き方改革をベースにワーケーションを推進しています。沖縄も大きなポテンシャルがありますが、国全体として大きな動きになるにはいくつか課題があります。沖縄をワーケーション特区に指定していただき、国全体の課題解決の場とし、かつ沖縄へのワーケーション需要の取り込みを図っていただきたい。</p>	⑤その他	<p>現在、国の一括交付金を活用した「沖縄ワーケーション促進事業」を実施しており、その中でモデルプランの作成やモニターツアー、誘客の促進等を行っていく予定です。当該事業の取り組みによって、沖縄へのワーケーション需要の取り込みを図っていきます。</p>	文化観光スポーツ部
191	Ⅱ 制度提言	122	観光復興に向けた包括的支援制度	<p>・制度概要1-(2)「貸切バス事業者の感染防止に向けた取組」を「安心して催行するための貸切バス利用時・観光施設入園時の感染防止に向けた取組」に修正                      ・制度概要2-(4)「県内の観光関連施設利用のクーポン発行に係る費用の支援」について、具体的施策が必要。                      ①個人施策として観光施設の単発、セット券等への支援を行う（既存の旅行商品又は新規造成）                      ②確実に立寄りする組込商品（団体募集ツアー、修学旅行等）へ支援等。                      ③以前は観光施設団体もなかった為か財政支援制度に『観光施設』の記載がない項目も多くみられていた。立寄率の低下している周遊バス観光の需要喚起を目的とした追加施策を希望する。</p>	⑤その他	<p>・制度概要1-(2)                      制度概要を「観光関連事業者が実施する感染症拡大防止に向けた取組」に修正し、対象を広げることを検討しております。                      ・制度概要2-(4)                      意見①や②の旅行商品等への支援については、旅行者や観光事業者のニーズを踏まえ、各種事業による支援を実施してきたところです。また、③の周遊バス観光への支援については、個人旅行に比べて需要の回復に時間を要すると予想される団体旅行に限定して制度概要2-(2)のとおり支援を実施することが適当であると考えております。</p>	文化観光スポーツ部
192	Ⅱ 制度提言	124	自然環境と海浜利用に配慮した海岸整備の推進	<p>⑨海岸保全と自然環境が調和し、海浜利用に配慮した海岸環境の整備に財政支援を拡充することに賛成。                      ・護岸や堤防の設計の際に、ウミガメや鳥類の利用、海藻藻類等の生育、生物多様性や生態系、景観、地域文化などの環境への配慮が組み込まれるようにビッグデータの集積や解析利用に関する調査を充実することが重要と考えます。                      ・土木建築部のみでなく、これまで以上に環境、農林、観光部局、市町村、地域住民との連携が重要と考えます。</p>	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	<p>海岸保全施設整備の際は、環境関連の指針等に基づき、整備箇所における環境調査を行い、自然環境への配慮に取り組んでいます。また、景観についても「景観評価システム」を活用するなどして景観への配慮に取り組んでいます。ご意見を踏まえ、海岸整備における環境や景観への影響について、最新の知見を反映した手法の活用について、新たな沖縄振興計画への記載を検討します。</p>	土木建築部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
193	II 制度提言	124	自然環境と海浜利用に配慮した海岸整備の推進	<p>本土復帰後の海岸整備事業では、砂浜環境でも成長が早い外来植物のモクマオウが多く植栽されてきました。</p> <p>しかし、モクマオウが優占する植生では、他の在来植物が育ちにくく(アレロパシー作用)、本土復帰後に植栽され樹齢が高齢になったモクマオウは、枝折れや倒木がみられ、海岸利用者や隣接する道路を走行する車両が危険な状況となっている場所もあり、国道58号の名護市許田ICの南側では、国道事務所により道路のり面の高木モクマオウが伐採されています。</p> <p>このような現状を踏まえ、高木のモクマオウが生育している海岸については、その地域の自然環境や地元住民、観光客の利用状況などを考慮したうえで、沖縄本来の海岸環境を創出するような植栽に更新していく必要があると考えています。</p> <p>そのために、県内の海岸整備事業実施箇所の現況を調査したうえで、優先順位をつけ、計画的に再整備を進めていくことを要望いたします。</p> <p>また、ウミガメ類研究の前進により、琉球列島における産卵集団の遺伝的特性が明らかとなっており、学術的価値の重要性が高まっています。地域によってはウミガメ類の優占種に変化がみられるようになり、以前とは分布状況が異なっていると考えられることから、沖縄県における最新のウミガメ類の現況を把握し、現状に即した保全計画を策定することが必要と思われるます。</p> <p>そのほか、乱獲や生息地の減少、ロード・キル等により、生息数の減少、小型化が危惧されているヤシガニは令和2年7月に、IUCN(国際自然保護連合)が定めた世界のレッドリストにより、絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。現在、石垣市、宮古島市及び多良間村がヤシガニ保護条例を施行していますが、沖縄県全域では十分に保全できていないことから、ヤシガニの生息状況を把握する調査が必要と考えています。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【土木建築部海岸防災課】</p> <p>現在の取り組みとして、養浜背後の飛砂防止施設を計画する際、環境と調和する植栽の活用を検討し、自然的な海岸景観を損なわないよう配慮しています。いただいたご意見を踏まえ、今後も環境保全について配慮することとし、植栽は在来種を優先して使用すること等、新たな沖縄振興計画への記載を検討します。</p>	土木建築部
				①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【環境部自然保護課】</p> <p>サンゴ礁、藻場、干潟等の保全、希少動植物の保護、外来種対策等の自然環境の保全の取組を実施するため「自然環境の保全再生支援制度」(p9)の創設を求めています。同制度を創設することにより、自然環境の保全のための希少種の保護対策の強化を図ってまいります。</p>	環境部	

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
194	Ⅱ 制度提言	125	情報通信産業振興地域・特別地区	①対象業種の拡充が必要。現行法では主に情報サービス業を中心としているが、サプライチェーンの強化が必要で、日本標準産業分類のうち情報通信及び製造業から広く関連業種を拡充する必要がある。ソフトウェア及びハードウェアの保守業務の需要も非常に高い。例えば情報通信技術利用事業の定義があいまいであり、業種判定が困難となっている。日本標準産業分類に基づく定義づけを行い、対象となる業種を明確化する必要がある。	⑤その他	①本制度は、情報通信関連産業の集積を進めることで沖縄における情報通信関連産業の高度化・高付加価値化による稼ぐ力と生産性の向上を図り、もって沖縄の自立型経済の発展に資することを目的としていることから、本制度の対象業種を製造業へ拡充することは想定していないものの、他の制度において対象業種としており、その振興を図っているところです。 また、「情報通信技術利用事業」につきましては、「情報通信産業以外の業種に属する事業者」に係るコールセンター及び、委託を受けた顧客との契約に基づき、情報処理システム及び電話や通信ネットワーク等の手段を活用してバックオフィス業務を実施するBPO業が該当いたします。	商工労働部
195	Ⅱ 制度提言	125	情報通信産業振興地域・特別地区	②対象事業について、当初目的は情報関連専門業者を集約するためであったと思うが、県内事業者のデジタル化の水準を引き上げることが市場拡大とサプライチェーンの構築の相乗効果を生むため次期振興計画では目標とすべきである	⑤その他	②「平成30年度沖縄における生産性向上に向けた労働生産性分析調査報告書」(2019年3月 沖縄総合事務局経済産業部)によると、県内情報通信関連産業の労働生産性は全国最下位であり、その要因として、従来の下請け中心の受注型ビジネスモデルから、高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルへの転換が進んでいないことが挙げられております。 これらの課題解決のため、現行制度の要件緩和・拡充のほか、新規に特区内対象事業に先端技術の導入を促進するソフトウェア業等の追加や他産業と連携して実施するIoT実証実験の財政支援等を要望することとしており、本制度の目的である県内情報通信産業の高付加価値化及び「稼ぐ力」の向上の達成に向けて取り組んでまいります。	商工労働部
196	Ⅱ 制度提言	125	情報通信産業振興地域・特別地区	③デジタル化を強力に推進するためには、対象資産の範囲を拡充する必要がある。建物・建物附属設備の要件緩和、器具・備品の内容を未来型通信・情報産業で使用される範囲(5G等の将来を形作るために必要資産等)まで拡充すること	⑤その他	③法人税の投資税額控除に係る対象資産については、ソフトウェアのほか、21世紀の基幹インフラとなる5G情報通信システムを追加しております。	商工労働部
197	Ⅱ 制度提言	125	情報通信産業振興地域・特別地区	④特別地区には、サプライチェーンとしての通信・情報製造業を加え安定した設備の供給のある環境を整備すること	⑤その他	④本制度は、情報通信関連産業の集積を進めることで沖縄における情報通信関連産業の高度化・高付加価値化による稼ぐ力と生産性の向上を図り、もって沖縄の自立型経済の発展に資することを目的としていることから、本制度の対象業種を製造業へ拡充することは想定していないものの、「産業高度化・事業拡大促進地域」制度において対象業種としており、その振興を図っているところです。	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
198	II 制度提言	125	情報通信産業振興地域・特別地区	⑤デジタルデバイドを解消するために、全市町村を対象地域とすること。重点地域にはすでに行政が環境整備を行っているため、それを求める事業者は自動的にその地区に集約される。	①現在要望している制度で対応を検討中	⑤「情報通信産業振興地域」の対象地域については、沖縄の均衡ある発展を図るため、現行の24市町村から全市町村に拡充する旨を要望することとしております。	商工労働部
199	II 制度提言	125	情報通信産業振興地域・特別地区	下記の施策は大変良い取り組みと考えている。これらの取り組みに関しては、是非実現して頂きたいと考えています。 1. 対象産業に特定のソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業を追加する。【拡充】 2. 事業を営むものの要件を「専ら」から「主たる事業」へ緩和する。また、「主たる事業」以外の事業については、情報通信産業振興地域の対象事業に限定する。【拡充】	①現在要望している制度で対応を検討中	要望事項の実現に向け、取り組んでまいります。	商工労働部
200	II 制度提言	125	情報通信産業振興地域・特別地区	沖縄県は、首都圏から最も遠隔にある地理的特性により情報システム等のバックアップ拠点として最適な地域である。また日本本土とASEAN諸国を中継する事が可能な絶好の地理的優位性を有している。そのため、国際情報通信基盤の整備・活用により、IT分野における沖縄県でのビジネスチャンスを大きく広げることが可能である。 当協議会では、沖縄県クラウドネットワーク、国際情報通信基盤のさらなる有効活用を図るため、沖縄県内データセンターおよびクラウド等のITインフラ事業者による各種情報通信インフラ基盤の活用促進に向け、以下提言致します。 ＜情報通信インフラ基盤支援策＞ ・沖縄県クラウドネットワークを利用する際の月額利用料金に対する支援策の創設 ・沖縄国際情報通信ネットワークを利用する際の月額利用料金に対する支援策の創設 ・県外企業が沖縄県内データセンターを利用する際の月額利用料金に対する支援策の創設 ・沖縄県内データセンターを利用し、インターネット接続を行う際にかかる月額利用料金に対する支援策の創設 ・沖縄県内データセンター利用に伴う電源利用月額料金に対する支援策の創設	⑤その他	沖縄において、情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことのできる分野であるとともに、クラウド時代への対応やAIやIoTなどの技術革新が著しい分野であることから、県としても、観光・リゾート産業に並ぶリーディング産業として、県内情報通信関連産業の成長を支援するため、これまでに、沖縄国際情報通信ネットワーク等の情報通信基盤の整備に取り組んでまいりました。これらの取り組みによって、遠隔バックアップサービス提供や高付加価値サービス創出等に係る県内情報通信関連産業の事業環境の整備が図られております。各種月額利用料金等のランニングコストへの支援は行えないですが、情報通信基盤の運用を継続することにより、今後も県内情報通信関連産業の振興に努めてまいります。	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
201	II 制度提言	128	国際物流拠点産業集積地域	P.12 国際物流拠点に形成 沖縄県における観光業はリーディング産業であるが、一方で観光業一本足打法になることのリスクは今回のコロナ禍で顕在化したと考える。幅広くバランスの良い産業を育成・発展させることで健全な県経済の構築に寄与すると考え、同制度の維持・拡充をお願いしたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	国際物流拠点産業集積地域を制度要望し、継続・拡充に努めてまいります。	商工労働部
202	II 制度提言	128	国際物流拠点産業集積地域	P129 国際物流拠点に形成 沖縄県における観光業はリーディング産業であるが、一方で観光業一本足打法になることのリスクは今回のコロナ禍で顕在化したと考える。幅広くバランスの良い産業を育成・発展させることで健全な県経済の構築に寄与すると考え、同制度の維持・拡充をお願いしたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	国際物流拠点産業集積地域を制度要望し、継続・拡充に努めてまいります。	商工労働部
203	II 制度提言	128	国際物流拠点産業集積地域	【所得控除、投資税額控除、特別償却、収用特別控除、関税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税】 ・物流強化にはサプライチェーンの充実が必須であるため次のような手当を要望する ・対象事業に対象資産の賃貸業を含める。各特区共通別記 ・対象事業に港湾・海運業、通関サービス業、海外取引コンサルタント業等を加える ・対象資産の拡充 構築物、デジタル化のための設備 ・県への報告制度は別記(特区共通) ・対象資産に航空機、船舶、車両運搬具を含める。合わせて国税、登録免許税、固定資産税、固定資産税等の特区優遇を設ける	⑤その他	「国際物流拠点産業集積地域(税制)」では、国際物流拠点の形成に向けて、那覇空港や那覇港等の物流機能を活用した、ものづくり産業等の臨空・臨港型産業の集積を図ることとしております。港湾・海運業等については、県内企業の立地状況を踏まえた集積の必要性、貨物取扱体制などを総合的に勘案すると、集積の対象業種及び対象資産の追加は困難であると考えます。 なお、国際物流拠点の強化に向けては、引き続き、国際流通港湾機能の充実及びサプライチェーンの拠点となる空港・港湾周辺環境整備等の施策を検討しているところです。	商工労働部
204	II 制度提言	131	国際航空物流機能強化支援制度	・「現状・課題」の3番目のセンテンス中について 「空港機能の世界水準」を高めるためには、「国際旅客ハブ形成」に取組む観光部門との更なる連携強化を図っていくことが必要であるため、文中に「観光部門との連携」を明記してはどうか。	⑤その他	空港機能を世界水準に高めるため、観光部門との連携を図りつつ、取り組んでまいります。	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
205	Ⅱ 制度提言	131	国際航空物流機能強化支援制度	・「必要性」の2番目のセンテンスについて 「ハブ機能を活用した貿易振興」を推進していくためには、沖縄大交易会等によるビジネス交流の拡大や国内・海外の観光客向けの県産品及び全国特産品のショーケース機能の強化を図っていくことが必要であるため、文中に「ビジネス交流及び販売機能（ショーケース機能）の強化」を明記してはどうか。	④対応の方向性を検討中	「ビジネス交流及び販売機能（ショーケース機能）の強化」については、別途、次期振興計画の中で検討してまいりたいと考えております。	商工労働部
206	Ⅱ 制度提言	131	国際航空物流機能強化支援制度	・那覇空港に就航する航空便に関して、今後は国内外のキャリアを当該制度の対象とすることを要望。併せて、現行の航空コンテナスペース確保事業の参入に外国の航空会社も適用可能となるよう制度拡充を要望。	①現在要望している制度で対応を検討中	今後は、これまでの貨物専用機に加えて、那覇空港に就航する海外航空会社の旅客機を活用した貨物輸送により、物流ネットワークの拡充に取り組んでまいります。 なお、国際旅客機のコンテナスペースの確保については、現行の事業においても一定の要件のもと活用が可能となっております。	商工労働部
207	Ⅱ 制度提言	132	沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置	拡充策の航空機整備を目的としたフェリー便を対象に加えることとしているが、航空機燃料税の軽減との関係は何か？	①現在要望している制度で対応を検討中	県では、機体整備事業を起点とした航空関連産業クラスターの形成に向けて取り組んでおります。現在、旅客便・貨物便が対象となっている航空機燃料税の軽減措置の対象に、本県に飛来する機体整備を目的としたフェリー便についても拡充することは、機体整備需要を本県に取り込み、クラスター形成の促進を図ることを目的としています。	商工労働部
208	Ⅱ 制度提言	136	航空・宇宙関連産業活用推進制度	本制度は、民間事業者が航空・宇宙関連事業を行うため、離島空港に整備する建物及び設備等に対する国の財政支援(国庫補助率2/3)を創設する。【新規】  宇宙関連産業として重要な設備に、衛星運用向けの地上局がある。世界では、宇宙産業への投資が活発化する中で超小型衛星事業の拡大が続いており、地上局需要が急激に増大し、地上局が不足している。周囲を海に囲まれており、遮り物が無く、低い仰角においても衛星通信が可能となる、沖縄は地理的に優位な場所に位置している。特に、日本を撮像した直後の送受信、また、民間ロケットの補足通信においても即時性という点からは沖縄は優位な場所にある。これらの観点から、地上局を整備することが可能となれば、衛星から得られるビッグデータと組み合わせたIT分野の民間企業の参入も期待されている。沖縄データ関連産業の付加価値や魅力を増大し、新規参入を促す為にも、制度に柔軟性を持たせて頂きたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	本制度は、法人格を有する民間事業者を対象事業者とし、離島空港を活用して地域振興につながる航空・宇宙分野の民間事業を対象としています。 したがって「衛星運用向けの地上局整備」が前述に該当するのであれば、本制度の活用は可能と考えております。	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
209	II 制度提言	137	国際海上物流ネットワーク形成促進制度	<p>・両制度要望については、重要港湾である那覇港はもとより、中城湾港もその整備目的とされる流通加工港として、那覇港からの機能の移転・分散化及び差別化を図るための港湾政策のツールとして位置付けられものとの理解でよいか。</p> <p>さらに、港湾物流高度化等推進制度が展開可能となった場合、当該制度要望において課題とされている陸運・海運の物流事業者の那覇都市圏中心の事業展開の是正を狙ったものとの理解でよいか。これは那覇港管理組合が将来的に目指す港湾政策（埋め立て計画含む）との関係を含め、どのように整理されているのか注目される所。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>「国際海上物流ネットワーク形成促進制度」については、那覇港の国際競争力強化に特化した制度です。</p> <p>一方、「港湾物流高度化等推進制度」は、那覇港や中城湾港を含む地域の拠点となる港湾を対象としております。</p> <p>港湾物流高度化等推進制度により中城湾港等の流通機能の強化を図るとともに、那覇港との機能分担・連携強化が図れるものと考えております。</p> <p>「港湾物流高度化等推進制度」では、那覇都市圏の事業展開だけでなく、地域の拠点となる港湾を含め、最適なサプライチェーンを構築することを考えています。</p> <p>また、那覇港管理組合が将来的に目指す港湾政策については、現在、那覇港管理組合において港湾計画の改訂作業に取り組んでおり、この基礎データとなる将来取扱貨物量の算出にあたっては、各港湾間の機能分担や連携強化等を見込んだ整理を検討しているとのこと。</p> <p>県としても、当該制度により那覇港を含めた港湾間の機能分担や連携強化など効率化が図れるよう取り組んでまいります。</p>	土木建築部
210	II 制度提言	137	国際海上物流ネットワーク形成促進制度	<p>「国際海上物流ネットワーク形成促進制度」の担当部課である、土木建築部（港湾管理者）のみで海上輸送コスト低減の実現性を高めることは困難と考える。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【土木建築部港湾課】</p> <p>海上輸送コストの低減を実現するためには、企業や生産者（荷主）の視点に立ち、サプライチェーンの最適化、効率化等の大局的観点から、物流・商流の両面でのアプローチが必要であり、港湾機能の強化のみでは実現は困難であると考えております。</p> <p>ご意見にあるとおり、本制度については、部局横断的な取り組みにより推進していきたいと考えております。</p>	土木建築部
				<p>「割高な海上輸送コスト低減」の実現性を高めるためには、港湾管理者のみではなく、県全体として物流・商流を担う各部局等の横断的な取組が必要であることから、横断的な推進体制の強化にも取り組んでまいりたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【商工労働部アジア経済戦略課】</p> <p>県商工労働部においては、中古自動車・建設機械等の海上輸出ビジネスの創出によるベースカーゴの創出をはじめ、共同輸送や冷凍冷蔵等の実証実施による物流効率化等の取組を通して、沖縄からの輸出貨物量の増加及び海上物流費の低減等に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、海上輸送コストの低減に向けて販路開拓等の商流構築に取り組むとともに、関係部局等と連携し取り組んでまいります。</p>	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
211	Ⅱ 制度提言	138	港湾物流高度化等推進制度	<p>・両制度要望については、重要港湾である那覇港はもとより、中城湾港もその整備目的とされる流通加工港として、那覇港からの機能の移転・分散化及び差別化を図るための港湾政策のツールとして位置付けられものとの理解でよいか。</p> <p>さらに、港湾物流高度化等推進制度が展開可能となった場合、当該制度要望において課題とされている陸運・海運の物流事業者の那覇都市圏中心の事業展開の是正を狙ったものとの理解でよいか。これは那覇港管理組合が将来的に目指す港湾政策（埋め立て計画含む）との関係を含め、どのように整理されているのか注目される所。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>「国際海上物流ネットワーク形成促進制度」については、那覇港の国際競争力強化に特化した制度です。</p> <p>一方、「港湾物流高度化等推進制度」は、那覇港や中城湾港を含む地域の拠点となる港湾を対象としております。</p> <p>港湾物流高度化等推進制度により中城湾港等の流通機能の強化を図るとともに、那覇港との機能分担・連携強化が図れるものと考えております。</p> <p>「港湾物流高度化等推進制度」では、那覇都市圏の事業展開だけでなく、地域の拠点となる港湾を含め、最適なサプライチェーンを構築することを考えています。</p> <p>また、那覇港管理組合が将来的に目指す港湾政策については、現在、那覇港管理組合において港湾計画の改訂作業に取り組んでおり、この基礎データとなる将来取扱貨物量の算出にあたっては、各港湾間の機能分担や連携強化等を見込んだ整理を検討しているとのことです。</p> <p>県としても、当該制度により那覇港を含めた港湾間の機能分担や連携強化など効率化が図れるよう取り組んでまいります。</p>	土木建築部
212	Ⅱ 制度提言	142	イノベーションパーク特別地区	<p>OISTの設立目的は「沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与すること（沖縄科学技術大学院大学学園法第1条）」です。</p> <p>本「イノベーション特別地区」に係る制度提言が認められれば、OIST創設以来、上記目的の達成に向けて、沖縄県及び恩納村とともに取り組んできた『知的産業クラスターの形成』の取り組みはさらに発展し、OISTを拠点としたイノベーションパークの形成が飛躍的に進むことが見込まれます。</p> <p>現在OISTでは、そのイノベーションパークを将来の沖縄及び日本のイノベーション拠点とし、国内および世界各国からスタートアップ、起業家、投資家などを呼び込むことを目的としてノース・キャンパス計画を進めています。このノース・キャンパスを含むイノベーションパークが世界一起業しやすい場所となり、沖縄の振興及び自立発展に寄与するためにも、本制度提言は極めて重要と考えます。</p> <p>是非、勝ち取ってください。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>沖縄県は、沖縄の自立的発展に向け、「イノベーションパーク特別地区」の創設に取り組んでおり、国に対する制度提言に向けては、OISTや恩納村等、関係機関と共創して取り組んでいきたいと考えています。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
213	II 制度提言	142	イノベーションパーク特別地区	<p>教育再生実行会議第11次提言において、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材を養成することができるよう、STEAM教育の推進が提言された事を受けて、「令和の日本型学校教育」では「STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成」が重点項目に挙げられています。</p> <p>STEAM教育を実現するためには、教員養成や教員研修の在り方も含めた学校での人的又は物的な体制の確保は重要ですが、高等教育機関等との連携・協働も重要です。沖縄県における科学技術振興のためには、将来の科学系人材の育成につながるSTEAM教育は、大変重要な取り組みであると考えられます。</p> <p>琉球大学では、JSTの支援を受けて、小・中・高校生を対象にした科学人材育成事業を実施し成果をあげていますので、この知見を生かしたSTEAM教育の推進を、新たな沖縄振興のための制度に組み入れていただきますよう提言致します。</p>	⑤その他	<p>【教育庁県立学校教育課】 沖縄県教育庁において、STEAM教育の重要性は認識しており、各分野において現在実施している事業について関連性を持たせるとともに、国の動向も注視しながら、学校教育でどのように取り組んでいくか検討していきたいと考えております。</p>	教育庁
				⑤その他	<p>【企画部科学技術振興課】 STEAM教育はイノベーションパーク特別地区の立地企業（ディープレック企業）への人材供給に繋がるなど、イノベーションパーク特別地区への効果が期待されることから、支援のあり方については、今後、国や教育庁の動向も注視しながら検討していきたいと思っております。</p>	企画部	
214	II 制度提言	142	イノベーションパーク特別地区	<p>【所得税、法人税、研究開発税制、エンジェル税制、オープンイノベーション税制、株式譲渡所得有痛措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の特区事業者と重なる部分はあるのか？</li> <li>・既存の特区との関連をどのように整理しているのか？</li> <li>・特区税制の運用面での難しさの経験から、新たな税制については、制度の立ち上げと同時並行で税制の在り方を綿密に研究し反映していくことが必要</li> <li>・国内外の企業誘致にはビジネスだけでなく生活拠点の整備などきめ細かなサポートが要求され、対応するワンストップサービスや、便利なサプライチェーンの構築が必要となると想定される。集結する関連事業に対する優遇制度も検討する必要がある。</li> </ul>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>「イノベーションパーク特別地区」は、対象をディープレック企業としており、既存の特区とは対象が異なり、独立した特区として考えています。</p> <p>「イノベーションパーク特別地区」では、ビジネスだけでなく生活面でのサポートを含めた支援を行う組織の設立を提案内容に含めております。支援組織の在り方を含め、ご意見のありました税制の在り方(制度の運用・活用方等)やサプライチェーン、関連事業等について沖縄税理士会と意見交換を行わせていただきたいと思います。</p>	企画部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
215	Ⅱ 制度提言	142	イノベーションパーク特別地区	「OISTを核とした国際的なイノベーション・エコシステム」を構築するために提案される施策と認識しているが、「OISTを核としないイノベーション・エコシステム」もまた、沖縄のSDGsの発展には必要であると考えている。従来の産官学支援事業は、大学の研究を優先的に実施する為の研究費であり、地域の課題解決に繋がらなかった。そこで、県内企業が県外の大学ベンチャーとコンソーシアムを組んで、地域の課題を解決する開発事業の支援も必要と考える。従って、国が支援するワンストップ支援組織には、沖縄の地域課題を率先して解決する運営を期待する。	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	現在、県は、令和4年度からの新たな振興計画（骨子案）の策定に向け取り組んでおり、同計画における科学技術分野では、SDGsの理念を反映させ、県内大学等の知見を生かし、県内外企業とも連携した「社会課題解決型プロジェクト」にかかる施策を検討して参ります。	企画部
216	Ⅱ 制度提言	144	科学技術振興基金の創設	<p>教育再生実行会議第11次提言において、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材を養成することができるよう、STEAM教育の推進が提言された事を受けて、「令和の日本型学校教育」では「STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成」が重点項目に挙げられています。</p> <p>STEAM教育を実現するためには、教員養成や教員研修の在り方も含めた学校での人的又は物的な体制の確保は重要ですが、高等教育機関等との連携・協働も重要です。沖縄県における科学技術振興のためには、将来の科学系人材の育成につながるSTEAM教育は、大変重要な取り組みであると考えられます。</p> <p>琉球大学では、JSTの支援を受けて、小・中・高校生を対象にした科学人材育成事業を実施し成果をあげていますので、この知見を生かしたSTEAM教育の推進を、新たな沖縄振興のための制度に組み入れていただきますよう提言致します。</p>	⑤その他	【教育庁県立学校教育課】 沖縄県教育庁において、STEAM教育の重要性は認識しており、各分野において現在実施している事業について関連性を持たせるとともに、国の動向も注視しながら、学校教育でどのように取り組んでいくか検討していきたいと考えております。	教育庁
					⑤その他	【企画部科学技術振興課】 STEAM教育はイノベーションパーク特別地区の立地企業（ディープレック企業）への人材供給に繋がるなど、イノベーションパーク特別地区への効果が期待されることから、支援のあり方については、今後、国や教育庁の動向も注視しながら検討していきたいと思っております。	企画部
217	Ⅱ 制度提言	145	パテントボックス税制の創設	【知的財産から生じた課税所得に係る税制優遇措置】 ・所得の軽減か、税額控除をイメージしているのか？ ・国税、地方税の範囲不明	⑤その他	税制優遇措置としては、所得税の軽減を想定しております。	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
218	Ⅱ 制度提言	146	経済金融活性化特別地区	<p>【所得控除、投資税額控除、特別償却、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税(新規)個人所得の免除、有価証券譲渡所得の非課税、物件賃貸費・人材育成・確保の税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(新規)有価証券譲渡非課税の趣旨は何か？資金調達をしやすくするためか？</li> <li>・(新規)人材育成・確保の税額控除は国税・地方税どのような内容を考えているのか？</li> <li>・名護市以外の近隣地域も含めて北部市町村も対象とすべき</li> </ul>	⑤その他	<p>「有価証券譲渡非課税」は、資金の供給主体である投資家を呼び込むことで特区内への金融関連産業の集積促進や金融特区としての機能強化、県内企業への投資促進を目的としています。</p> <p>「人材育成・確保の税額控除」は、教育訓練費や人材確保のための社宅の整備(賃貸)、移転費用などを法人税(国税)から控除することを想定しています。</p> <p>本特区は、沖縄振興特別措置法に「一を限り指定することができる」と規定されており、同法施行令に定める要件を満たすものとして名護市が内閣総理大臣からの指定を受けています。</p> <p>別途、実施している県内市町村との意見交換や意見照会において、地域拡大についてのご意見はなく、提言内容には含んでおりませんが、引き続き制度の効果を検証するとともに、市町村からのご意見を踏まえながら、適宜、検討してまいります。</p>	企画部
219	Ⅱ 制度提言	148	農林水産物条件不利性解消制度	<p>P.148 農林水産業振興</p> <p>今回のコロナ禍において未曾有の移動制限が発生し、旅客の移動を大前提とした航空会社のビジネスモデルが大きく崩れる事態に陥った。その中会社の存続を第一義に収支減便を行ったが、それによって航空貨物で輸送しなくてはならない離島からの農作物が滞貨してしまい出荷できないという状況を生んでしまった。航空会社は旅客需要があっても初めて利益を出せる構図になっており、貨物のみを輸送しても利益は出ず、燃油代も賸えない状況にある。そこで今後同様の事態になった際には同制度で航空会社へ直接運航費が補助できる制度と拡充いただきたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い航空便が著しく減便され、農林水産物の航空物流に著しい支障が生じたことを踏まえ、今後起こりうる災害や感染症の発生による県外出荷の流通条件が悪化した場合に備えるため、航空輸送事業者等に対して直接支援できる制度的な枠組みを提案し、国に働きかけて参ります。</p>	農林水産部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
220	Ⅱ 制度提言	148	農林水産物条件不利性解消制度	<p>P148 農林水産業振興 特に小規模離島の雇用創出による定住率向上を図るため、官民一体となった農水産物等のブランド化、新規商品の開発など継続的な事業性を有するまでの、コンサルティングの制度拡充及び資金支援の枠組み作りを更に推進してもらいたい。一方、農林水産業のみならず産業全体の就労人口増に繋げていくためには、住環境整備も必須と考える。</p> <p>また、今回のコロナ禍において未曾有の移動制限が発生し、旅客移動・貨物輸送の両面より地元経済への影響を最小 現にすべく運航便数の決定を行っておりますが、「離島航路・航空路の安定的な運営推進制度」の対象とならない路線においては、運航変動費（燃油代等）も賄えない状況にあった現状を踏まえて、同様な事態となった際の地域交通ネットワーク維持の見地から補助を可能とする制度も必要と考える。</p>	④対応の方向性を検討中	<p>【企画部交通政策課】 県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域公共交通の安定的な確保・維持を図るため、令和2年11月に県独自の要望として、国土交通省に対して、地域公共交通事業者の減収分を補填する新たな補助金制度の構築や既存補助事業の補助率引き上げ等の支援拡充を求め、国の令和2年度第3次補正予算において、コロナの影響を受けた既存補助路線の特例が認められ、離島航空路の欠損額の増加分について、補助対象への参入が認められたところです。 引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、地域公共交通ネットワークを維持する観点から必要な取組を進めてまいります。</p>	企画部
				<p>また、今回のコロナ禍において未曾有の移動制限が発生し、旅客移動・貨物輸送の両面より地元経済への影響を最小 現にすべく運航便数の決定を行っておりますが、「離島航路・航空路の安定的な運営推進制度」の対象とならない路線においては、運航変動費（燃油代等）も賄えない状況にあった現状を踏まえて、同様な事態となった際の地域交通ネットワーク維持の見地から補助を可能とする制度も必要と考える。</p>	④対応の方向性を検討中	<p>【農林水産部流通・加工推進課】 農林水産業の6次産業化や、農商工連等による高付加価値化は、非常に重要な取組であると認識しております。新たな振興計画への取組の位置付けを検討してまいります。 また、小規模離島では、離島の特色を活かした産業の振興に取り組み、若者が定着できる魅力ある就業の場を確保することが重要と考えております。 制度要望を検討している沖縄型農業水産業労働力確保対策基金制度（農業）では、新規就農就農者に対し、農業機械等の整備支援策に加え、新たに県外等から移住したい新規就農者や外国農業人材等の住居確保支援等について検討しているところです。</p>	農林水産部
221	Ⅱ 制度提言	148	農林水産物条件不利性解消制度	<p>県外産地との競争において輸送費の負担は、いまだ大きい状況にある。 コロナの影響による航空便の減少、緊急時の輸送等、課題が出ている。 船舶輸送をより強化するためには、物流のコールドチェーン化が必要であり、そのための冷蔵コンテナシャーシ等の増強が今後の課題となってくる。 輸送力の強化だけでなく、今後の情報取引に対応した「デジタル取引」を強化するためのシステムの拡充が求められている。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>県外出荷の更なる拡大に向けて、輸送費の一部を補助することに加え、県外の主要な農産物取引市場に近接する物流倉庫の借り上げなどの戦略的なサプライチェーンの構築により、総合的な物流コストの効率化が図られるよう関係機関と連携して、国に働きかけてまいります。</p>	農林水産部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
222	Ⅱ 制度提言	148	農林水産物条件不利性解消制度	現行の不利性解消事業は、全体的な取扱量や小規模利用者の増、生産意欲の向上等の一定の効果があつたと考えられるが、新たな制度においては、戦略的な販売やブランド化の推進の観点や、及び、確実に生産振興に繋がるような運用改善が必要ではないか。	①現在要望している制度で対応を検討中	農林水産物流通条件不利性解消事業については、県外出荷量が増加するなど、農林漁業者の経営安定化に寄与しているものと考えております。 提案している農林水産物条件不利性解消制度の運用については、現在設置されている農林水産物の県外出荷拡大に向けた検討委員会での専門家の意見も踏まえて検討してまいります。	農林水産部
223	Ⅱ 制度提言	148	農林水産物条件不利性解消制度	中央卸売市場の機能強化については、本土市場への移出だけでなく、市場法改正を踏まえて移入も含めた集荷機能の強化や、建て替えも含めた抜本的な施設の更新を検討する必要がある。	①現在要望している制度で対応を検討中	中央卸売市場の機能強化については、昨年度、「中央卸売市場機能のあり方に関する調査事業」を実施したところであり、引き続き中央卸売市場経営展望推進会議等で、市場関係者と意見交換をしていきたいと考えております。	農林水産部
224	Ⅱ 制度提言	148	農林水産物条件不利性解消制度	食料の安定供給、災害リスク管理の観点から、生鮮食料品等の保冷倉庫設置支援を創設してはどうか。	①現在要望している制度で対応を検討中	Ⅱ 制度提言の138ページ「港湾物流高度化等推進制度」において、関係部局と連携し対応を検討していきたいと考えております。	土木建築部
225	Ⅱ 制度提言	150	農山漁村地域振興制度	「農山漁村地域振興制度」の「制度概要」or「現状・課題」欄に以下の趣旨を反映頂きたい。 とりわけ離島の農山漁村地域の条件不利性を克服するため、農林水産物が新鮮なうちに長期保存を可能とする高品質の冷凍倉庫を整備し、移入コストがかからない地域特産物の安定供給による域内消費を促進することが効果的。ただし、地域によって需要と供給に差があるため、省庁横断的に多目的かつ多品種少量の農水畜産物や生活必需品にも対応出来る新たな制度を創出する。	①現在要望している制度で対応を検討中	提案する農山漁村地域振興制度は、新たに策定された食料・農業・農村基本計画等に照らし、持続可能な農山漁村地域の維持・発展に向けて、農林水産物及びその加工品、すなわち地域特産物を活用した地域住民の所得機会を創出していくため、総合的な支援が図られるよう国に働きかけて参ります。	農林水産部
					③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	離島の生活必需品に関しては、移入コストの低減に係る補助事業を実施し、①各離島によって買い物環境や住民の実感度に差が見られること、②市町村の中には本事業の予算額を他の事業に転用したいという意見があつたこと等の理由から、有識者等による検討委員会の提言に基づき、H31年度以降は各市町村がそれぞれのニーズに応じて事業を展開するとともに、県は各市町村が円滑に事業展開できるよう沖縄本島の生活必需品の価格等についての情報提供を行っているところです。 県としては、引き続き沖縄本島価格等についての情報提供を行うとともに、生活コスト低減に関する優良事例の調査を行ってまいります。	

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
226	Ⅱ 制度提言	150	農山漁村地域振興制度	沖縄の地域特性を活かして、他府県と時期や種類が重複しない農林・水産の地域特産品の開発・生産・加工・販売に対して、小規模事業対象の拡大や取り組みへのハードルを下げた助成制度を拡張する。	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	農林水産業の6次産業化や、農商工連等による高付加価値化は、非常に重要な取組であると認識しております。新たな振興計画への取組の位置付けを検討してまいります。	農林水産部
227	Ⅱ 制度提言	150	農山漁村地域振興制度	生産者の減少や高齢化に対応し、IoTやICT・スマート農業等新技術を活用により生産の効率化や新規生産者の栽培技術や経営能力の向上等を図る必要がある。 新技術を活用できるだけのシステム整備と人材の教育・確保を今後の課題と考えている。	①現在要望している制度で対応を検討中	スマート農業技術等の活用は重要な課題であると認識しております。 農山漁村地域振興制度では、IoTやICT等の活用を含め、効率的な生産から加工、販売まで行う計画を市町村に作成してもらい、これに基づき支援できる仕組みを検討しております。	農林水産部
228	Ⅱ 制度提言	150	農山漁村地域振興制度	移出入コストの軽減対策は、離島等の農山漁村地域の産業振興や定住環境を維持するためには絶対的に必要な制度であり、国土保全の観点からも本制度において国の財政支援が講じられるようお願いしたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	提案する農山漁村地域振興制度は、新たに策定された食料・農業・農村基本計画等に照らし、持続可能な農山漁村地域の維持・発展に向けて、農林水産物及びその加工品、すなわち地域特産物を活用した地域住民の所得機会を創出していくため、市町村の総合的な取り組みを応援するものとなっています。本制度において、本島と離島間の生産条件の格差を是正する移入コストの軽減、域外販売に伴う移出コストの軽減にかかる支援が創設できるよう国に働きかけてまいります。	農林水産部
229	Ⅱ 制度提言	150	農山漁村地域振興制度	域内経済循環については、域内に利益の残る仕組みの検討が必要である。 また、利益地域資源の利活用（加工対策）については、例えば、ふるさと納税制度の贈答品として使えるような地域特産品の生産性向上や新たな特産品開発支援等、具体的な支援策を示す必要があるのではないかと考えています。	①現在要望している制度で対応を検討中	提案する農山漁村地域振興制度は、市町村が主体となって地域特産物を活用した所得機会創出のための計画を作成し、これに基づき国と県が支援する仕組みを検討しております。具体的な支援策については、地域の実情に応じて、計画作成の中で検討することになると考えております。	農林水産部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
230	Ⅱ 制度提言	150	農山漁村地域振興制度	特に、離島過疎地域においては、他地域とつながる手段や遠隔操作などの展開を見据えた通信インフラの整備が必要ではないか。	⑤その他	<p>県では、これまで本島と離島を結ぶ海底光ケーブルや、離島・過疎地域17市町村において光ファイバ網の整備に取り組んでおりますが、情報格差の是正が未だに十分でない地域が県内に残されております。</p> <p>そのため、「情報通信基盤高度化促進制度」(P69)において、離島・過疎地域等における情報格差の是正に向けて、5Gをはじめとした次世代の情報通信基盤の整備を安定的、計画的に図るための整備費用等に係る国の財政支援制度の創設を求めているところです。</p> <p>引き続き、関係市町村及び関係事業者等と連携し、新たな沖縄振興計画において、情報通信基盤の高度化の実現に向け、取り組んでまいります。</p>	企画部
231	Ⅱ 制度提言	152	特殊病害虫対策制度	各種病害虫に対しては、毎年新しい農薬が作出されるが、数年もするとその効果が疑問視されている。特殊病害虫以外にも毎年病害虫により生産額に大きな影響が出ている。特に近年では、高齢化や雇用労働力の減少により病害虫対応に遅れ、生産者によっては大きな減収ともなっており、産地としての今後にも影響を与える状況ともいえる。産地としての沖縄を縮小させないためにも病害虫対策への対応検討や予算化をお願いしたい。	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	<p>制度要望を検討している特殊病害虫対策制度においては、植物防疫法に基づく特殊病害虫(ミバエ類やゾウムシ類等)が対象となっております。</p> <p>県では、国からの交付金を活用して、適期の病害虫防除を可能にするため発生予測情報の発信、農薬の適正使用などによる防除の指導等を実施しているところです。</p> <p>そのため、一般的な病害虫対策については国からの交付金等を活用して、継続して取り組んでまいります。</p>	農林水産部
232	Ⅱ 制度提言	153	沖縄型農業水産業労働力確保対策基金制度	<p>生産者の高齢化や雇用労働力の減少が、近年沖縄でも顕著になってきている。</p> <p>大型の生産者においては、外国技能研修制度等を活用し労働力を補っているが、小規模生産者においては、労働力確保が厳しい現状が近年みられる。労働力確保に向けての施策を要望する。</p> <p>新規に就農を考えるものに対し、農地確保等のハードルが高いと感じている。より就農が容易になるよう農地の流動化が図れるような方策施策をお願いしたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>農業においては、生産者の高齢化をはじめ、他産業への労働力流入により、労働力不足等の新たな課題が問題となっております。</p> <p>新たな制度では、農業外国人材等の受入費用や住居確保等の支援について要望しているところであります。</p> <p>また、新規就農者(小規模農家)では、新たな制度においても、労働力確保に向けた機械等の整備支援(沖縄県新規就農一貫支援事業)を引き続き要望しているところであります。</p>	農林水産部
					③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	<p>農地の確保については、農地中間管理機構事業を活用し、認定新規就農者等の担い手や市町村からの推薦のある新規就農見込み者に対し優先配慮を実施しており、今後も関係機関連携のもと、担い手への農地集積・確保に取り組んでまいります。</p>	農林水産部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
233	Ⅱ 制度提言	153	沖縄型農業水産業労働力確保対策基金制度	<p>労働力確保対策については、新規就業者と外国人材で定義が異なることからそれに適した対策が必要ではないか。</p> <p>例えば、新規就業者対策については、現行制度の充実と柔軟な運用、外国人材については、言語サービスや将来的な担い手を目指せるようなサポート体制の構築等。</p> <p>また、農業未経験者の受入を広げるために、「紹介予定派遣」として実務研修期間中の雇用に対する助成制度の導入も検討する必要がある。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>新たな制度である「沖縄型農業水産業労働力確保対策基金制度」では、新規就業者の担い手育成確保と外国人材等の労働力確保に向け、それぞれの政策に応じた支援を要望しているところであります。</p> <p>新たな制度でも、農業においては、現行の「沖縄県新規就農一貫支援事業制度」を継続するとともに、外国人農業人材の確保では、受入のサポート体制の構築等を目指すため、管理団体等の機関に対する活動支援（入国手続きや相談体制の強化）についても要望しているところであります。</p> <p>また、県では、農業後継者育成基金事業や農の雇用事業を活用し、中長期の実践的な研修期間中に対する助成制度を活用し、農業未経験者等の幅広い人材の確保に努めているところであります。</p>	農林水産部
234	Ⅱ 制度提言	153	沖縄型農業水産業労働力確保対策基金制度	<p>若年層、女性等の幅広い層からの就業促進のために、例えば衛生条件や性差に配慮した環境改善も必要ではないか。</p>	⑤その他	<p>農業では、若年層、女性等の幅広い層からの就業促進は重要と考えております。</p> <p>県では、青年層や女性層、農外からの新規参入者等、幅広い人材を確保するため、加工技術、販路拡大、経営管理、GAPの取得促進等の各種研修会等を開催する等、農業を職業として選択する意識の醸成に努めております。</p> <p>若年層、女性等の幅広い層からの就業促進を図るため、衛生条件（トイレや更衣室）の整備については、各種制度を活用し検討してまいります。</p>	農林水産部
235	Ⅱ 制度提言	153	沖縄型農業水産業労働力確保対策基金制度	<p>廃校になった学校等既存施設の改修等の要件緩和も必要ではないか。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>新規の農業者・水産業者、技能実習生及び特定技能等の外国人材等の確保を行う上で、住居確保は重要と考えております。</p> <p>新たな制度では、廃校になった学校等既存施設の改修や国庫補助金等で導入した施設（公民館・研修施設等）を利用し、宿泊目的で施設の改築や利用制限緩和について要望しているところであります。</p>	農林水産部
236	Ⅱ 制度提言	155	沖縄産含蜜糖生産振興支援制度	<p>分蜜糖と同様に基金から生産者に交付・補填する制度にしたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>含蜜糖地域における製糖事業者の経営安定及びさとうきび生産者の所得確保を図るため、気象災害や景況に左右されない支援制度（基金創設、生産者及び製糖事業者向け交付金等）の創設に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>	農林水産部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
237	Ⅱ 制度提言	155	沖縄産含蜜糖生産振興支援制度	一定量を一元的に販売するための体制整備について、調整保管や付加価値創出のための支援、黒糖の持つ機能性等に対するエビデンス取得支援が必要ではないか。	①現在要望している制度で対応を検討中	「沖縄産含蜜糖生産振興支援制度」においては、沖縄産含蜜糖の安定供給を図るため、調整保管機能を強化するための必要量の買い上げについても取り組むこととしております。県としましては、当該制度の創設に向け、引き続き取り組んでいくとともに、黒糖の付加価値創出や機能性解析等販売対策についても取り組んでまいります。	農林水産部
238	Ⅱ 制度提言	155	沖縄産含蜜糖生産振興支援制度	制度提言の早期実現をお願いします。	①現在要望している制度で対応を検討中	含蜜糖地域における製糖事業者の経営安定及びさとうきび生産者の所得確保を図るため、制度創設に向け、引き続き取り組んでまいります。	農林水産部
239	Ⅱ 制度提言	155	沖縄産含蜜糖生産振興支援制度	制度提言の早期実現をお願いします。	①現在要望している制度で対応を検討中	含蜜糖地域における製糖事業者の経営安定及びさとうきび生産者の所得確保を図るため、制度創設に向け、引き続き取り組んでまいります。	農林水産部
240	Ⅱ 制度提言	156	新たな沖縄糖業高度化推進支援制度	既存施設の建て替えも可能とする制度にしていきたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	製糖工場の老朽化した施設や設備等の整備については、多額の費用を要することから、高率補助による支援等が必要であると認識しております。県としましては、既存施設の建て替えも可能とする「新たな沖縄糖業高度化推進支援制度」の創設に向け、引き続き取り組んでまいります。	農林水産部
241	Ⅱ 制度提言	156	新たな沖縄糖業高度化推進支援制度	高度・副次利用として、再生エネルギーへの活用やエネルギー自給拠点として電力会社との連携可能性も必要ではないか。	①現在要望している制度で対応を検討中	バガス等の製糖副産物の再生エネルギー利用については、新たな産業拠点として地域産業の活性化を図るうえで有効な取組になり得ると考えております。県としましては、製糖事業者や地域の意向も踏まえながら、他産業との連携も含めた「新たな沖縄糖業高度化推進支援制度」の創設に向け、引き続き取り組んでまいります。	農林水産部
242	Ⅱ 制度提言	156	新たな沖縄糖業高度化推進支援制度	高機能製糖施設整備と糖業副産物高度総合利活用施設整備をまとめて、「糖業高度化活性化総合施設整備」に一本化してほしい。	①現在要望している制度で対応を検討中	「新たな沖縄糖業高度化推進支援制度」については、「働き方改革」等社会情勢の変化に対応した高機能製糖施設を整備するとともに、従来の粗糖生産だけでなく、バガスやトラッシュ等製糖副産物の高付加価値化等を図る総合利活用施設を整備することにより、さとうきび生産者の所得確保や製糖事業者の経営安定に加え、新たな産業拠点として地域産業の活性化を図ることを目的としております。県としましては、当該制度の創設に向け、引き続き取り組んでまいります。	農林水産部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
243	Ⅱ 制度提言	156	新たな沖縄糖業高度化推進支援制度	新製糖工場建設にかかる高率補助事業の予算確保と年度またぎ事業ができる緩和措置の創設を要望する。	①現在要望している制度で対応を検討中	製糖工場の老朽化した施設や設備等の整備については、多額な費用を要することから、高率補助による支援が必要であると認識しております。そのため、県としましては、「新たな沖縄糖業高度化推進支援制度」の創設に向け、引き続き取り組むとともに、事業予算の確保や整備可能となる事業要件等についても、国に対して働き掛けたいと考えております。	農林水産部
244	Ⅱ 制度提言	156	新たな沖縄糖業高度化推進支援制度	提言の実現を求める。また、計画承認後の複数年度事業が実施できる仕組みを望む。	①現在要望している制度で対応を検討中	新たな沖縄糖業高度化に向けた支援制度の創設に向け、引き続き取り組むとともに、整備可能となる事業要件等についても、国に対し働き掛けたいと考えております。	農林水産部
245	Ⅱ 制度提言	158	沖縄型農業共済・耐候性施設導入整備支援制度	現在も多くの生産者が利活用し、生産面において成果を上げている。今後とも必要な生産者に施設を導入できるように施策の継続をお願いしたい。 農業共済においては、生産者ごとの全施設を対象としているが、生産者の加入を希望する施設ごとの加入ができるよう制度の仕組みの見直しをお願いしたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	施設導入については、一括交付金を活用して取り組んでいる「災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業」において、環境制御設備等を備えた強化型耐候性施設(園芸施設)の整備が可能としており、当該制度でも引き続き支援対象と考えております。	農林水産部
					⑤その他	農業共済(園芸施設共済)は全国一律の制度内容であり、提案のありましたご意見については沖縄の特殊事情に起因するものではないことから、今回の提言に含めることは難しいと考えております。	農林水産部
246	Ⅱ 制度提言	158	沖縄型農業共済・耐候性施設導入整備支援制度	制度の実現をお願いする。	①現在要望している制度で対応を検討中	農業共済の掛金率は過去の被害率を基に設定されることから、台風等の影響による農業被害が多い沖縄県の農家は、全国と比べて高額な共済掛金を支払わなければならない、加入率が低迷しております。 農家の負担を軽減するため、農業共済掛金に対する国庫負担割合を引き上げるよう要望してまいります。	農林水産部
247	Ⅱ 制度提言	158	沖縄型農業共済・耐候性施設導入整備支援制度	水稲共済も沖縄型農業共済・耐候性施設導入整備支援制度の対象としてほしい。	①現在要望している制度で対応を検討中	農家の負担を軽減するため、農作物(水稲)共済も含めた農業共済掛金に対する国庫負担割合を引き上げるよう要望してまいります。	農林水産部
248	Ⅱ 制度提言	158	沖縄型農業共済・耐候性施設導入整備支援制度	災害に強い施設の導入を推進してほしい。	①現在要望している制度で対応を検討中	一括交付金を活用して取り組んでいる「災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業」において、環境制御設備等を備えた強化型耐候性施設(園芸施設)の整備が可能としており、当該制度でも引き続き支援対象と考えております。	農林水産部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
249	Ⅱ 制度提言	158	沖縄型農業共済・耐候性施設導入整備支援制度	JA自身が加入できるようにしてほしい。	⑤その他	農業共済(園芸施設共済)は全国一律の制度内容であり、提案のありましたご意見については沖縄の特殊事情に起因するものではないことから、今回の提言に含めることは難しいと考えております。	農林水産部
250	Ⅱ 制度提言	159	島しょ県における産業動物獣医療提供体制整備	制度の実現をお願いします。	①現在要望している制度で対応を検討中	島しょ県での円滑な家畜診療を行うため、引き続き制度創設に向け取り組んでまいります。	農林水産部
251	Ⅱ 制度提言	159	島しょ県における産業動物獣医療提供体制整備	地域の大学で獣医学部を設置し、獣医師を育成し、地域に輩出することが望ましい。	④対応の方向性を検討中	全国の獣医師数については足りているため、獣医学部の創設は難しい状態です。本県の課題は産業動物獣医師の確保が困難であるため、産業動物獣医師を目指す学生の地域枠や編入制度を創設し、修学資金を活用した産業動物獣医師の確保に努めてまいります。	農林水産部
252	Ⅱ 制度提言	159	島しょ県における産業動物獣医療提供体制整備	農家及び関係機関等の研修や、一貫した技術向上研修システムを構築するために研修施設の整備を提言に盛り込んでほしい。	④対応の方向性を検討中	研修施設については、運営主体やハード整備等、課題が多いため、県内の既存の施設での研修や県外の施設等で研修ができるよう支援を検討しています。	農林水産部
253	Ⅱ 制度提言	159	島しょ県における産業動物獣医療提供体制整備	生産性向上を図るため、多産系の優良種豚導入を推進し、県内の養豚農家全体に普及してほしい。現在の改良センターでは対応出来ないことから大規模な種豚生産基地をつくること。種豚の選定及び飼育管理については、行政で対応が不十分であれば、民間主導の方法を検討すること。	④対応の方向性を検討中	豚の生産性向上に向けては、県の豚改良増殖目標を踏まえ、沖縄県養豚改良協議会などにおいて関係団体等との意見交換を重ね、検討してまいります。	農林水産部
254	Ⅱ 制度提言	159	島しょ県における産業動物獣医療提供体制整備	各財政支援については、県も追加する。	①現在要望している制度で対応を検討中	各財政支援については国との協議の中で検討してまいります。	農林水産部
255	Ⅱ 制度提言	159	島しょ県における産業動物獣医療提供体制整備	必要性について、「適切な産業動物の獣医療の提供が困難となるため」を「適切な産業動物の獣医療の提供・防疫措置が困難となるため」に修正する。	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	制度提言は産業動物獣医療提供体制整備の内容であるため、防疫措置については、新たな計画への記載について検討してまいります。	農林水産部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
256	Ⅱ 制度提言	163	電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置	海底送電の設置に対する財政支援を加えていただきたい。（新設する区間あり）	⑤その他	海底送電ケーブルの取替は内閣府の補助事業（沖縄小規模離島生活基盤整備推進事業費）としてすでに取替工事が順次、実施されています。 電気事業者の計画では、上記補助事業において、令和10年度（2028年度）までに「本島～渡嘉敷（増設）」を除く15区間の取替を予定しているところです。 なお、増設等が必要な区間については、敷設方法や支援のあり方等を事業主体や国と協議してまいります。	商工労働部
257	Ⅱ 制度提言	163	電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置	下記の制度概要を追加していただきたい。  周囲を海に囲まれる沖縄県は、海洋深層水の資源量は膨大である。沖縄県内においては海洋温度差発電の実証事業も行われており、国際的にも先駆的な分野として優位にある。持続可能な社会づくりSDGsや、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」のため、海洋温度差発電施設を中心とした「低炭素社会と地域の産業振興の両立による自立・活性化した循環型地域」等の構築についての国の財政支援を創設する。【新規】	①現在要望している制度で対応を検討中	別途、「エネルギー安定供給支援制度」において、海洋温度差発電も含めた再生可能エネルギーの活用設備に関する制度提言を盛り込んでおります。 具体的には、国の現行補助制度の補助率嵩上げや独自の再生可能エネルギー活用設備補助等になります。	商工労働部
258	Ⅱ 制度提言	163	電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置	P163.電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置 (2)引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税について 現在の国内の動向として2030年の低炭素化、2050年の脱炭素化を目指しており、その中において従来通り発電に要する石炭および液化天然ガスの免除を行うということは世間の流れと逆行していると感じる。石油石炭税は全国の電気・ガス事業者は支払っている税である。また石油石炭税には平成24年度より地球温暖化対策のための課税がなされており、その徴収は再生可能エネルギーや省エネ対策を始めとするエネルギー起源CO2排出抑制対策にあてられている背景もあるため、10年間免除はそのような動きを弱めていないか疑問がある。段階的な引き上げ計画を検討する必要があると考える。	⑤その他	石油石炭税の免税分については、電気料金を設定する原価から控除されており、県民への電気の安定的かつ適正な供給に寄与する制度となっております。 県では、現在策定中の「沖縄県エネルギービジョン2020（仮称）」において、有識者も交え、再生可能エネルギーの導入拡大を促進する方向で議論しているところですが、施設整備に時間を要すること、また、安定供給の観点からも、現時点では、石炭やLNGに頼らざるを得ない状況であり、電気料金の上昇抑制のためにも、当面の間は必要な制度と考えております。	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
259	II 制度提言	163	電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置	<p>5. エネルギー関連【P163・P165】</p> <p>○国において2050年温室効果ガス実質排出ゼロを目指している。</p> <p>○県内でも、沖縄電力㈱が「2050 CO2排出ネットゼロを目指す方針」を公表(12/8)。県と沖縄電力㈱との間で2050年脱炭素社会の実現に向けた連携協定書が締結(12/22)。新たに「沖縄県エネルギービジョン2020(仮称)」の検討中。</p> <p>○沖縄県における2050年のカーボンニュートラルに向けて、水力、地熱、原子力などの脱炭素化を支える有効なエネルギーの利用が困難であることから、国内でも類を見ない島嶼地域に適した先進的な脱炭素モデルの形成を促進するための制度が必要である。その実現には、①再エネの導入拡大、②省エネ・電化促進、③クリーン燃料の利用拡大、並びに④CO2排出をゼロにするための技術開発等が必要不可欠。</p> <p>○しかし、技術開発等には相当な時間やコストを要するため、再生可能エネルギーの導入拡大とともに、石炭火力の低減を段階的に行う必要があるため、再エネ導入促進のための設備投資を誘発する支援制度、並びに当面は石油石炭税免除措置等の電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る制度の継続が必要。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	再生可能エネルギー活用設備の導入に関して、本制度提言に財政支援を盛り込んでいます。	商工労働部
260		165	エネルギー安定供給支援制度	<p>電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る制度は、安定供給の観点からも、現時点では、石炭やLNGに頼らざるを得ない状況であり、電気料金の上昇抑制のためにも、当面の間は必要な制度と考えています。</p>			
261	II 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>海洋に囲まれた沖縄の地域特性を活かす潮流発電の技術開発と事業化を財政支援対象とする。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>潮流発電を含む新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発の補助に関しては、本制度提言に財政支援を盛り込みます。</p>	商工労働部
262	II 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>再生可能エネルギー活用設備導入補助に小規模離島における再エネ設備導入時の輸送費・人件費等の補助を追加頂きたい。</p>	⑤その他	<p>再生可能エネルギー設備導入時の輸送費・人件費等に関する費用補助は困難ですが、再生可能エネルギーの活用設備の導入に係る支援に関して、本制度提言に財政支援を盛り込んでいます。</p>	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
263	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	再生可能エネルギー活用設備導入補助に小規模離島におけるモーター発電機(MGセット)の導入支援(対象設備の100%補助)を追加頂きたい。 波照間島において再エネを最大限引き出せる有効性が確認された当技術を、他小規模離島へも展開することで再エネ導入拡大が期待される。 MGセットを十分に機能させるため、再エネおよび蓄電池の導入についても補助を頂きたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	モーター発電機(MGセット)を含む再生可能エネルギー活用設備及び蓄電池の導入に係る支援に関して、本制度提言に財政支援を盛り込みます。	商工労働部
264	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	LNG供給設備導入補助にLNGサテライト設備(LNG貯槽・気化器等から構成)を設置するLNG利用者を対象に追加頂きたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	ガス供給設備の導入に係る支援に関して、本制度提言に国の現行補助制度の補助要件緩和や補助率の高上げ(一律補助率8/10)等を盛り込みます。  対象者: (イ)沖縄県内で天然ガスを供給または利用するために必要な設備等を設置する者 (ロ)LPガスの供給体制の強靱化を行う者 対象設備: (イ)天然ガス供給設備 (ロ)LPガスの供給体制の強靱化に資する設備 ※天然ガス供給設備には、LNGサテライト、船舶燃料供給設備等を含む。 ※LPガスの供給体制の強靱化に資する設備には、バルク設備、遠隔開閉栓等システム、遠隔検針システム等を含む。 特例内容: ○現行補助制度の補助率嵩上げ 一律補助率8/10 ○現行補助制度の補助要件緩和 ○補助新設(現行補助の対象外設備に限る) 補助率2/3以内	商工労働部
265	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	LNGサテライト設備設置に関する都市計画法及び建築基準法における用途地域内の用途制限の緩和いただきたい。 都市計画法等の法令において用途地域毎に貯蔵量制限がある状況(準工業地域:35t以下、商業地域:7t以下、住宅地域:3.5t以下等)。LNGサテライト設備を設置しても準住居地域や商業地域においては十分な量の貯蔵が困難。	⑤その他	「都市計画法」に基づく用途地域の指定については、都市全体にわたる都市機能の配置の観点から検討し、望ましい市街地の形成を誘導することにより、良好な市街地環境の維持増進を図る必要があります。 用途地域内の用途制限は、建築基準法に基づく全国一律の規制であることから、本県のみ制限を緩和して運用することは困難です。	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
266	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	LNG供給設備導入補助に船舶燃料供給事業用設備を追加いただきたい。設備が船舶の場合も想定されるため、船舶への補助も追加要望したい。船舶は自社所有しないことが想定され、備船料への補助を含めての要望。	⑤その他	備船料に関する費用補助は困難ですが、環境負荷の低い燃料（LNGや水素等）を燃料とする船舶及びLNGの船舶燃料供給設備の導入に関して、本制度提言に財政支援を盛り込みます。	商工労働部
267	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	コージェネ設備導入補助を追加頂きたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>コージェネ設備の導入に関して、本制度提言に国の現行補助制度の補助要件緩和や補助率の嵩上げ（一律補助率8/10）等を盛り込みます。</p> <p>対象者：民間事業者・団体、地方公共団体、個人等                      対象設備：コージェネレーション設備、燃料電池設備 等                      ※燃料電池設備にエネファームを含む                      特例内容：                      ○現行補助制度の補助率嵩上げ 一律補助率8/10                      ○現行補助制度の補助要件緩和                      ○補助新設（現行補助の対象外設備に限る）                      ・コージェネレーション設備及び燃料電池設備：補助率1/5以内                      ※国補助金と併用可                      ・家庭用燃料電池設備：補助率1/3以内</p>	商工労働部
268	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	風力発電設備の極値風力対策技術開発等補助について、県の制度案を支持する。	①現在要望している制度で対応を検討中	風力発電設備の極値風力対策技術開発等補助に関して、本制度提言に財政支援を盛り込みます。	商工労働部
269	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	可倒式タイプ等極値風速対策が施された風力発電設備設置に係る規制緩和について、県の制度案を支持する。	①現在要望している制度で対応を検討中	風速対策が施された風力発電設備設置に係る規制緩和を本制度提言に盛り込んでいます。	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
270	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>県環境アセス基準の見直しを追加いただきたい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国において「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が設置され、環境影響評価法(アセス法)における風力発電設備に係る対象規模要件の見直しが検討されている。(1万kW以上→5万kW以上を例示)</li> <li>・沖縄県環境影響評価条例の同要件(1,500kW以上)も、国の検討に協調し見直しを図ることで、沖縄県における再エネ導入の拡大を図る。</li> </ul>	⑤その他	<p>「沖縄県環境影響評価条例」における対象規模要件については、「本県の豊かな自然環境は島しょ性で環境容量が小さく環境負荷の増大に対して脆弱であるという特性を考慮して、他府県の規模要件よりも小規模なものとするなど、適切に設定すること。」との環境審議会答申の付帯意見を踏まえ、他府県より小さい規模要件としています。</p> <p>条例における対象規模要件については、今後の社会状況の変化、事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、検討を行っていきたいと考えています。</p>	環境部
271	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>発電用以外に使用するLNGの輸入に係る石油石炭税の免除措置については、県の制度案を支持する。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>発電用以外に使用するLNGの輸入に係る石油石炭税の免除措置を本制度提言に盛り込んでいます。</p>	商工労働部
272	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>LNG供給設備に係る固定資産税の軽減措置にLNGサテライト設備(LNG貯槽・気化器等から構成)を設置するLNG利用者を対象に追加頂きたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>LNGサテライトに関して、本制度提言に固定資産税の軽減措置を盛り込みます。</p>	商工労働部
273	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>LNG供給設備に係る固定資産税の軽減措置に船舶燃料供給事業用設備を追加いただきたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>船舶燃料供給設備に関して、本制度提言に固定資産税の軽減措置を盛り込みます。</p>	商工労働部
274	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>コージェネ設備に係る固定資産税の軽減措置を追加頂きたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>コージェネ設備に関して、本制度提言に固定資産税の軽減措置を盛り込みます。</p>	商工労働部
275	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>次世代自動車に係る自動車税の免除措置を追加頂きたい。</p> <p>沖縄においては原子力がなく電源のゼロエミ化は時間がかかるものの、将来の全県的なエネルギーのゼロエミ化に向けた基盤整備として、需要側の電化を並行して進めておくことが重要であり、運輸等の非電力部分のエネルギー転換(電化、水素化)に取り組んでいただきたい。</p>	⑤その他	<p>次世代自動車については、自動車取得税に代わる環境性能割や自動車重量税の免除及び取得翌年度の1年間に限り自動車税が減額されていることから、「地球温暖化対策の更なる推進」の制度の中で、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備を有する事業者または個人が電気自動車を購入する際の購入費の財政支援を盛り込んでおり、電動化と併せて、再エネの活用も含めて、普及拡大を求めていきたいと考えています。</p>	環境部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
276	II 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	ガスの安定的かつ適正な供給の確保に係る規定の追加については県の制度案を支持する。	①現在要望している制度で対応を検討中	「沖縄振興特別措置法」への「ガスの安定的かつ適正な供給の確保に係る規定の追加」を本制度提言に盛り込んでいます。	商工労働部
277	II 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	エネルギー安定供給支援制度に次世代船舶導入補助の追加を要望する。 1. 船舶への補助 ●既存船 動力燃料を現在の重油からLNGに切り替える場合、主機エンジンそのものが仕様変更となるため、改造コスト上昇分の全額補助を要望する。 ●新規建造船 LNG等の可燃性燃料を使用する船舶を建造する場合、全く別立ての構造となる事から、建造コストが跳ね上がるため、上昇分の補助を要望する。	①現在要望している制度で対応を検討中	環境負荷の低い燃料(LNGや水素等)を燃料とする船舶の導入に関して、本制度提言に財政支援を盛り込みます。	商工労働部
278	II 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	2. インフラ整備 LNG燃料補給基地(バンカリング拠点)の建設が必須。本土航路もあり他都道府県を挙げての建設が必要で、その働きかけを要望する。	①現在要望している制度で対応を検討中	LNGの船舶燃料供給設備の導入に関して、本制度提言に財政支援を盛り込みます。	商工労働部
279	II 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	3. 税制措置 ●LNG等の可燃性燃料を使用する船舶の事業年度分の固定資産税の軽減(課税標準2/3) ●上記固定資産税軽減措置による減収相当額の普通交付税による措置	①現在要望している制度で対応を検討中	環境負荷の低い燃料(LNGや水素等)を燃料とする船舶の導入に関して、本制度提言に事業年度分の固定資産税の軽減(課税標準2/3)を盛り込みます。 課税標準の変更による固定資産税軽減措置は、減収とはならないため、市町村の財政への影響はありません。	商工労働部
280	II 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	4. その他 ランニングコストについては、以下の項目の上昇が想定され、費用補助を要望する。 ①可燃性燃料を取り扱う為、乗組員の資格取得に関するサポート(費用補助、休暇付与) ②可燃性燃料を取り扱う為、乗組員の業務過多(人員増、手当増額等による費用増) ③定期・中間検査に関する費用増 ④その他(想定外の費用増は当然あり得る)	⑤その他	ランニングコストに関する費用補助は困難ですが、環境負荷の低い燃料(LNGや水素等)を燃料とする船舶の導入に関して、本制度提言に財政支援を盛り込みます。	商工労働部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
281	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>「再生可能エネルギー活用設備導入補助」について、再エネ主力電源化を実現していくためには、導入補助対象となる設備要件について制度的な工夫を講じることを要望致します。</p> <p>太陽光発電は、基本的に需要側と一体となって稼働できるよう、住宅や建物で自家消費を主目的とする設置方法であって、出力変動や予測誤差に応じて需要側の設備等の運転を変更し、需給調整するエネルギーマネジメント機能が備わったものに限定することが肝要と考えます。</p> <p>更に、既に普及している従来型の太陽光発電や風力発電の影響緩和のために配電系統蓄電池等(MGセット含む)も補助対象であることが肝要であると考えます。</p> <p>なお、離島においては、頻発する台風停電と停電時間が長期化することから、都市部への人口流出に悩んでいる地区が多く、地域のレジリエンスの観点からも配電系統蓄電池等や、自家消費主目的の太陽光発電・蓄電池への導入補助は今後も必要と考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	「配電系統蓄電池(MGセット含む)」や「エネルギーマネジメント機能が備わった自家消費が主目的の太陽光発電・蓄電池」の導入に関して、本制度提言に財政支援を盛り込みます。	商工労働部
282	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>(4)ガス事業分のLNGにかかる石油石炭税を免除するについてガス事業分のLNG石油石炭税免税についてはLPG事業者やLPG需要家との公平性の観点、先述した通り全国の他事業者は支払っている税金である点、当社は天然ガスを活用している事業者であるが現在まで支払いを行った上で事業を行っている点を考えると新規の制度の設置は必要がないと感じる。</p>	⑤その他	<p>天然ガスについては、国のエネルギー基本計画において、産業分野における天然ガスへのシフトを着実に促進する方向性が示されており、また、本県の天然ガスの一次エネルギー供給割合は国の目指す「2030年エネルギー政策目標」に届いていないことから、本県においても全国に比べ遅れている天然ガスへのシフトを推進することを考えております。</p> <p>LPガスについては、国のエネルギー基本計画において、備蓄の着実な実施や中核充填所の設備強化など、供給体制の強靱化を進める方向性が示されていることから、本制度提言に供給体制の強靱化に資する設備導入の支援を盛り込みます。</p>	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
283	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>1.沖縄振興特別措置法に規定追加する「ガスの安定的かつ適正な供給の確保」の文章は既存の電気の安定供給に対する規定文と同様に以下のようにしてはどうか検討して頂きたい。</p> <p>国及び地方公共団体は、ガス事業(この場合のガス事業とはガス事業法第一章第二十一条に規定するガス事業をいう。)の用に供する設備であって沖縄におけるガスの安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>「沖縄振興特別措置法」に規定追加を要望する「ガスの安定的かつ適正な供給の確保」の条文は、「国及び地方公共団体は、低炭素島しょ社会の実現に資する天然ガス及び液化石油ガスを用いたエネルギー供給事業の用に供する設備であって沖縄におけるガスの安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。」とします。</p>	商工労働部
284	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>再生可能エネルギー活用設備に関して以下の要望を検討して頂きたい。</p> <p>●再生可能エネルギー活用設備補助                      対象事業者：民間事業者                      対象設備：再エネ設備、蓄電池、自営線、再生エネルギー活用事業                      補助率：再エネ設備、蓄電池、再エネ活用事業については国の補助のかさ上げ                      自営線については1/3補助</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>再生可能エネルギー活用設備の導入に関して、本制度提言に国の現行補助制度の補助要件緩和や補助率の嵩上げ(一律補助率8/10)等を盛り込みます。</p> <p>対象者：民間事業者・団体、地方公共団体、個人等                      対象設備：再生可能エネルギー活用設備、蓄電池、自営線 等                      ※再生可能エネルギーには、太陽光、風力、太陽熱、バイオマス(木質、畜産、廃棄物)、海洋エネルギー等を含む                      特例内容：                      ○現行補助制度の補助率嵩上げ等 一律補助率8/10                      ○現行補助制度の補助要件緩和                      ○補助新設(現行補助の対象外設備に限る)                      ・再生可能エネルギー設備、蓄電池：補助率2/3以内                      ・自営線：補助率1/2以内</p>	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
285	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>LNG供給支援制度についてLNG供給では限定的なものとなるためガス供給として以下の内容を検討して頂きたい。(下記3案)</p> <p>(1)コージェネ設備導入補助            対象者:民間事業者            対象設備:コージェネレーションシステム、燃料電池、家庭用エネファーム(全て停電対応型)            補助率:            ・コージェネレーションシステムに燃料電池に関して国の補助のかさ上げ            ・家庭用エネファームについては東京都と同等の補助率を要望したい</p> <p>PEFC(出力700W):機器費5分の1、上限額7万円/台(戸建)、上限額12万円/台(集合)            SOFC(出力400W):機器費5分の1、上限額7万円/台(戸建)、上限額12万円/台(集合)            SOFC(出力700W):機器費5分の1、上限額10万円/台(戸建)、上限額15万円/台(集合)</p> <p>家庭用エネファームにおいては販売開始時期が他県より8年遅れて行っているため普及が進んでいない状況であるため国の補助より高い補助率を設定することで導入促進を行ってはどうか。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>コージェネ設備の導入に関して、本制度提言に国の現行補助制度の補助要件緩和や補助率の嵩上げ(一律補助率8/10)等を盛り込みます。</p> <p>対象者:民間事業者・団体、地方公共団体、個人等            対象設備:コージェネレーション設備、燃料電池設備 等            ※燃料電池設備にエネファームを含む</p> <p>特例内容:            ○現行補助制度の補助率嵩上げ 一律補助率8/10            ○現行補助制度の補助要件緩和            ○補助新設(現行補助の対象外設備に限る)            ・コージェネレーション設備及び燃料電池設備:補助率1/5以内            ※国補助金と併用可            ・家庭用燃料電池設備:補助率1/3以内</p>	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
286	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>(2)重油燃料からの燃料転換補助金            対象者：重油燃料から燃料転換を行う事業者（天然ガス、LPガス、電気）            対象設備：ボイラー、空調、給湯設備（家庭用設備は除く）            補助率（案）：事業費1/2（年間CO2削減量の条件などを設ける必要あり）</p> <p>現状として重油は単位発熱量あたりのCO2排出係数が天然ガス、LPGに比べて高いが県内では未だに燃料として使用している物件がある。課題として設備導入、ガス導管やガス配管の新設、既存設備の撤去による需要家への金銭的な負担が燃料転換へのハードルを高めている。この制度設置によって需要家への負担を軽減し燃料転換へのハードルを下げることで転換の促進、県内CO2排出量の削減が見込める。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>天然ガス、LPガスを燃料として、高いエネルギー利用効率で電気や熱を供給できるコージェネ設備の導入に関して、本制度提言に財政支援を盛り込みます。            電気については、再生可能エネルギー活用設備の導入に係る支援に関して、本制度提言に財政支援を盛り込みます。</p>	商工労働部
287	Ⅱ 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>(3)ガス供給設備にかかる補助            対象者：補助対象事業の設備および建築物の所有者            対象設備：天然ガス発電設備、LNGサテライト設備、災害対応LPバルク、            補助率：天然ガス発電設備、LNGサテライト設備に関しては補助率1/3            災害対応LPバルクに関しては国の補助のかさ上げ</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>ガス供給設備の導入に係る支援に関して、本制度提言に国の現行補助制度の補助要件緩和や補助率の高上げ（一律補助率8/10）等を盛り込みます。</p> <p>対象者：            (イ)沖縄県内で天然ガスを供給または利用するために必要な設備等を設置する者            (ロ)LPガスの供給体制の強靱化を行う者            対象設備：            (イ)天然ガス供給設備            (ロ)LPガスの供給体制の強靱化に資する設備            ※天然ガス供給設備には、LNGサテライト、船舶燃料供給設備等を含む。            ※LPガスの供給体制の強靱化に資する設備には、バルク設備、遠隔開閉栓等システム、遠隔検針システム等を含む。            特例内容：            ○現行補助制度の補助率嵩上げ 一律補助率8/10            ○現行補助制度の補助要件緩和            ○補助新設（現行補助の対象外設備に限る） 補助率2/3以内</p>	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
288	II 制度提言	165	エネルギー安定供給支援制度	<p>環境規制が今後ますます厳しくなることが確定している中、代替船建造時には環境負荷の低い船舶が求められることは必至である。</p> <p>しかし、LNGや水素を燃料とする船舶はイニシャル、ランニングコストが大幅に増加するだけでなく、安全面から船員への教育といったその他費用の増加も予想される、</p> <p>厳しい経営状況が続く離島航路においては、環境負荷の低減だけをインセンティブとすることは難しく、導入にあたり船舶建造費への補助をお願いしたい。</p> <p>また、導入を検討する際にバンキング体制が整っていないければ検討すること自体ができないので供給インフラについても整備をお願いしたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>環境負荷の低い燃料(LNGや水素等)を燃料とする船舶の導入に関して、本制度提言に財政支援を盛り込みます。</p> <p>LNGの船舶燃料供給設備の導入に関して、本制度提言に財政支援を盛り込みます。</p>	商工労働部
289	II 制度提言	167	産業高度化・事業拡大促進地域	<p>本提言を実現し、製糖企業等中小企業の育成を図っていただきたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本制度において税制優遇措置を拡充することで、製造業等による設備投資を促進し、当該企業の生産性若しくは生産額の向上又は稼ぐ力の強化を図ってまいります。</p>	商工労働部
290	II 制度提言	167	産業高度化・事業拡大促進地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象業種を見直す(拡充)とあるが、沖縄の全体の特区構想のすべてのサプライチェーンを対象とすべき</li> <li>・認定申請に時間と人件費がかかりすぎるため廃止すべき。何か証明資料が必要であれば、基準を明確にし証明資料を含め情報公開をして届け出制にすること。その場合でも電子申請等提出方法を効率化すること。</li> <li>・対象資産については特区共通別</li> </ul>	①現在要望している制度で対応を検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象業種については、製造業の振興につながる業種の拡充を要求してまいります。</li> <li>・認定申請については、提出する書類の記載内容の簡素化や、書類の省略等を行ってまいります。</li> </ul>	商工労働部
291	II 制度提言	167	産業高度化・事業拡大促進地域	<p>スポーツ産業のほか、運動することによる健康課題への解決という意味においてヘルスケア産業は特に、スポーツ産業と親和性のある産業であり、沖縄県においては、糖尿病や生活習慣病、高血圧性疾患といったような健康課題を抱えていることから、双方の産業が連動し合うかたちで推進される必要があると考える。については、「スポーツ関連産業」「ヘルスケア関連産業」における企業立地を促すような施策として、「産業高度化・事業革新促進計画」における、対象業種に、「スポーツ関連産業」「ヘルスケア関連産業」を含めることを要望する。</p>	⑤その他	<p>本制度は、産業高度化・事業拡大に資する製造業その他関連産業の集積や、当該企業等による設備投資等を促進することで、生産性若しくは生産額の向上又は稼ぐ力の強化や、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図ることを目的としております。スポーツ関連産業又はヘルスケア関連産業については、制度の趣旨から対象業種とはなりません。製造業等に該当する場合、本制度の要望している内容に含まれるものと考えます。</p>	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
292	Ⅱ 制度提言	169	沖縄県産酒類製造業振興事業	沖縄本島の（酒類）製造業者に比べ離島の製造業者は、原材料の仕入れや商品販売の際の沖縄本島と離島間の輸送コストが商品競争力の大きな障壁になっている。離島に酒造場を持つ酒造所について、原材料の仕入れ等（沖縄本島港→離島港）及び商品販売等（離島港→沖縄本島港）の輸送運賃について、補助を実施する「沖縄本島と離島間の物流支援制度」を要望する。	①現在要望している制度で対応を検討中	泡盛製造場については、離島を含めた県内各地に製造場があり、地域の経済や雇用を支える重要な地場産業と認識しており、販路拡大や経営の安定化等を目的に商品開発やプロモーション等、様々な支援を行っております。 今回提案のあった輸送費補助については、将来にわたって事業者が自走化することが重要であり、物流の効率化や共同輸送等、どのような方法が効果的なのか業界とともに考えてまいります。	商工労働部
293	Ⅱ 制度提言	169	沖縄県産酒類製造業振興事業	泡盛の県外販売の障壁の一つが域外販売に伴う移出コスト（輸出コスト）である。平成27年度の物流高度化推進事業では、輸送費補助ではなく東京における共同物流センターの運営補助がなされたが、リードタイムの不一致等や県の運営費補助率の減などもあり、結果として県外販売の増加に繋がらなかった。まずは、酒造所から直接泡盛を購入する消費者を増やしていき、県外卸小売業者の取扱を増やしていきたい。泡盛酒造所から県外消費者へ販売する際の宅配便等の運賃に対する支援やオンライン販売の送料について県が負担するなどといった「泡盛酒造所と県外間の物流支援制度」を要望する。	①現在要望している制度で対応を検討中	泡盛製造場については、離島を含めた県内各地に製造場があり、地域の経済や雇用を支える重要な地場産業と認識しており、販路拡大や経営の安定化等を目的に商品開発やプロモーション等、様々な支援を行っております。 物流コスト低減に資する取組については、将来にわたって事業者が自走化することが重要であり、物流の効率化や事業者間の連携強化等、どのような方法が効果的なのか業界とともに考えてまいります。	商工労働部
294	Ⅱ 制度提言	169	沖縄県産酒類製造業振興事業	国際通りに泡盛アンテナショップを設置してほしい。 「国際通り」は沖縄本島の観光において訪問先の上位に位置しており、全47酒造所の代表銘柄の試飲ボックス（有料）を設置し、観光客に商品の特徴や飲み方など説明することで高価格商品帯（古酒）の販売拡大に繋げる。また、地元消費者にも高価格帯の古酒を手頃な料金で気軽に試飲できることをPRすることで、国際通りに誘導し賑わい復活に繋げる。	⑤その他	国際通りには「わたしたちショップ」をはじめ、泡盛に関連した多くの既存ショップがあることから、その既存ショップと連携した取組が必要だと考えます。 泡盛アンテナショップの設置については、将来にわたって事業者が自走化することが重要であり、販路拡大に資する効果的な取組について、業界とともに考えてまいります。	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
295	Ⅱ 制度提言	169	沖縄県産酒類製造業振興事業	<p>泡盛製造に使用されるタイ国産米（長粒種）はいわゆるMA米（ミニマム・アクセス）であり、沖縄県酒造協同組合から購入希望量の申請に応じて、定期的にタイ国から直接沖縄に輸送され、農水省の検査を経て政府から協働組合が購入、その後各メーカーに販売される。</p> <p>泡盛は原料米の全量を麴とする製法上、原料米は主要な売上原価要素となっている。</p> <p>風味を安定させるため一般酒で6月、古酒の場合は3年～10年程度貯蔵するという特徴から、泡盛は他の酒造メーカー（焼酎）に比べ資金固定化傾向にある。</p> <p>今後の酒税軽減措置縮減による価格転嫁を念頭に、現行の金額（8万円）を基準売価とし、その価格を上回った際にその超過部分の財政支援を要望する。</p>	⑤その他	<p>泡盛製造場については、離島を含めた県内各地に製造場があり、地域の経済や雇用を支える重要な地場産業と認識しており、販路拡大や経営の安定化等を目的に商品開発やプロモーション等、様々な支援を行っております。</p> <p>今回提案のあった原料米への財政支援については、将来にわたって事業者が自走化することが重要であり、原料米価格の安定化についてどのような方法があるか、業界とともに考えてまいります。</p>	商工労働部
296	Ⅱ 制度提言	170	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	<p>DXを推進していく上で、その拠点となる県内各研究教育機関（及び企業）間で大規模な情報をセキュアかつ高速にやり取りすることができるネットワーク（IP-VPN、広域イーサネット）やシステム（セキュリティ含む）の整備構築が重要です。</p> <p>現状では各機関間（例えば工技センターと琉球大学）で各種データ（計測データ等）を直接やり取りできるネットワーク環境の整備も不十分であり、各種DXの取組みにおいて生じる情報のやり取りに支障がでる恐れがあります。更に本学が文部科学省に概算要求中である大型計算機（スーパーコンピューター）の運用においても、学外公開により各種公私・地域企業等に活用頂くことを想定しており、その為には沖縄県内の各機関・拠点間でデータを高速かつ安全にやり取りできるネットワーク（ないしはシステム）が必要不可欠です。</p> <p>沖縄県においては、既存のネットワーク整備（沖縄国際情報通信ネットワーク、沖縄クラウドネットワーク）と併せて、研究教育機関を含めた広域情報ネットワークの整備、並びに各関連機関内の情報基盤整備（ハード並びにソフト）を行っていただくことを望みます。</p>	⑤その他	<p>国内外のIT関連企業・業務の集積や沖縄発ITサービスの創出に向けた国際情報通信ハブ形成を目的に、県内主要データセンターや沖縄IT津梁パークなど主要拠点を高速光回線で接続する通信ネットワーク「沖縄クラウドネットワーク」が整備されました。</p> <p>同ネットワークは高い可用性、冗長性を確保しており、研究機関を含めた各関係機関との接続も可能ですが、県内情報通信産業等各利用者と同様に使用料や接続環境整備に係る費用が発生します。上記を踏まえ、県内各研究機関や高度情報化を担う関係部局と連携を図り、活用についてのご検討をお願いします。</p>	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
297	Ⅱ 制度提言	170	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	<p>「令和の日本型学校教育」では、改革の方向性の一つとして「遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について」について提言されています、その中の「特例的な措置や実証的な取組等」として、特異な才能を持つ児童生徒等に対し、大学や研究機関等の社会の多様な人材・リソースを活用したアカデミックな知見を用いた指導に係る実証的な研究開発の推進について述べられており、「個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応」が示されています。</p> <p>このような特異な才能を有する児童生徒が、社会的適応に問題を抱えているケースもあり、「学校で学びたくても学べない児童生徒」である可能性もあります。</p> <p>先述したSTEAM教育の振興とも関係しますが、琉球大学では、小・中・高校生を対象にした科学系人材育成事業において、eラーニングシステムの実証実験を行っており、その活用に関する様々な知見を蓄積しつつあります。</p> <p>新時代の学びを支える環境整備の一環として、大学等の高等教育機関を活用した遠隔・オンライン教育による新たな学習環境構築は、今後のDX活用による取り組みとして大変魅力があると思います。ぜひ、新たな沖縄振興のための制度に組み入れていただきますよう提言致します。</p>	②制度の追加要望も含め検討中	<p>沖縄県教育庁において、STEAM教育の重要性は認識しており、各分野において現在実施している事業について関連性を持たせるとともに、国の動向も注視しながら、学校教育でどのように取り組んでいくか検討していきたいと考えております。また、教育委員会所管の制度についての御協力への申し出について感謝申し上げます。現在教育委員会において要望予定の、高等学校におけるDXに関する制度においては、ご意見の通り、大学との連携も想定した制度設計にいたします。</p>	教育庁
298		191	デジタルトランスフォーメーション(DX)活用による新たな学習環境構築に係る支援制度				
299	Ⅱ 制度提言	170	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	<p>・「制度概要」1について デジタルトランスフォーメーションの推進に関しては、企業にとって最適なITの導入やその後の運用、ビジネスマッチングなど、効果的な支援に繋げる観点から「ハンズオン支援」は必要不可欠と考えるが、どう整理されているか。</p>	⑤その他	<p>県内IT企業と他産業連携が、導入前の計画段階から導入後のアフターフォローまで二人三脚で取り組む新たな支援スキームを構築することで、局所的なITツール導入にとどまらず、導入後の日々の課題解決にも共に取り組む「沖縄モデルのデジタルトランスフォーメーション」を促進するためには、県が主体となり高率補助を行うほか、「公益財団法人沖縄県産業振興公社」を中核的支援機関とする県内中小企業向け新事業支援体制である「沖縄県プラットフォーム」によるハンズオン支援が必要だと考えております。</p>	商工労働部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
300	Ⅱ 制度提言	170	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	・「制度概要」2について 新事業支援体制「沖縄県プラットフォーム」とは、どのような組織体制で、どのような取組みを行うことを想定しているのか。	⑤その他	新事業支援体制「沖縄県プラットフォーム」とは、中小企業等経営強化法第37条に基づく「沖縄県事業環境整備構想(平成17年9月)」により構築された支援体制であり、県内中小企業及びベンチャー企業支援の中心となる支援機関である「公益財団法人沖縄県産業振興公社」を中核的支援機関とし、人材育成や創業、事業拡大など、各段階の支援施策を担う支援機関により構成されています。 「沖縄県プラットフォーム」には、同制度によるITツール導入に係る補助金事業事務局機能のほか、県内IT企業と他産業の連携による導入前の計画段階から導入後のアフターフォローまでの各段階におけるハンズオン支援及び沖縄のデジタル社会実現に寄与するデータ連携・利活用促進に係る取組の実施主体としての役割を期待しております。	商工労働部
301	Ⅱ 制度提言	170	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	ISCO等の既存組織の業務と「沖縄県プラットフォーム」の違いを明確にして欲しい。	⑤その他	新事業支援体制である「沖縄県プラットフォーム」とは、中小企業等経営強化法第37条に基づく「沖縄県事業環境整備構想(平成17年9月)」により構築された支援体制です。県内中小企業及びベンチャー企業支援の中心となる支援機関である「公益財団法人沖縄県産業振興公社」を中核的支援機関とし、「ISCO」や「中小企業基盤整備機構」など、人材育成や創業、事業拡大などの各段階の支援施策を担う支援機関により構成されています。	商工労働部
302	Ⅱ 制度提言	170	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)を促進するためには、以下の取組みを支援する必要があると考えられることから、当該支援策も沖縄DX支援制度の対象となるよう検討をいただきたい。 併せて、以下の取組みを推進する拠点形成のための財政措置も同制度の対象としていただきたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	沖縄県経済の振興を図る産業支援機関として、県内産業界の課題解決と新たな価値創造を実現するため、最先端のITイノベーションを活用する場や機会を提供する事を目的に「一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター(ISCO)」が設立されました。 沖縄モデルのデジタルトランスフォーメーションを促進するためには、県が主体となり高率補助を行うほか、「公益財団法人沖縄県産業振興公社」を中核的支援機関とし、「ISCO」や「中小企業基盤整備機構」を含む県内支援機関により構成される中小企業向け新事業支援体制である「沖縄県プラットフォーム」によるハンズオン支援が必要であり、同プラットフォームが取組推進の拠点機能を果たすものと考えております。	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
303	Ⅱ 制度提言	170	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	①本県においてDXを実現するため、県内経営者を対象としたデザイン経営の浸透や、データサイエンティストはじめとしたAI,IoT等先進的IT技術を活用する技術者育成といったDX人材育成推進のための取り組み	①現在要望している制度で対応を検討中	沖縄県では、これまで、県内IT関連企業の高付加価値業務の受注体制の構築やビジネスモデルを業務提案型へ移行するため、プロジェクトマネジメントスキルを有する中核人材、新たなビジネスの開拓・創出・拡大を担う人材など、県内の情報通信関連産業の振興を担う人材の育成を支援してまいりました。 県内IT関連産業をはじめ、各産業や社会全体のデジタルトランスフォーメーションを加速させ、県内情報通信関連産業の高度化・高付加価値化を図るため、様々なニーズに対応できる情報系人材の育成及び確保が必要であると考えております。	商工労働部
304	Ⅱ 制度提言	170	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	②データの連携・利活用について「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進体制の形成(P71)」の取り組みと同期し、官民データ活用基盤を形成する取り組み	⑤その他	県では、県内産業振興のためデータ利活用促進を目的に、民間データ等を蓄積・提供するためのシステム基盤である「OKINAWA DATA PLATFORM」の利用環境を整備しております。 今後は、データを利活用した事業活動の実証事業支援等により、県内産業振興のためのデータ利活用促進を図ってまいります。	商工労働部
305	Ⅱ 制度提言	170	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	③新たなビジネス、サービスを生み出し急速な成長を遂げるスタートアップ企業への支援やスタートアップ企業と県内企業との協働等、オープンイノベーションを促進する取り組み	①現在要望している制度で対応を検討中	県では、「情報通信産業振興地域・特別地区」制度にて、県内ITスタートアップ企業を含む県内情報通信関連産業と観光・農業・製造業などの他産業が連携した実証事業等を通じて、新たなビジネスやサービスを創出する活動の支援を盛り込み、オープンイノベーションを促進する取組を継続的に支援してまいります。	商工労働部
306	Ⅱ 制度提言	170	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	④県内中小企業の資金的・知識的レベルに合わせて、DXに向けた計画から実装に至るまでの助言や支援を行い、中小企業のDX人材の不足を補う取り組み	①現在要望している制度で対応を検討中	県では、先端ITの社会実装を促進することによる、県内各産業の生産性向上や付加価値の高い新サービスの創出を目的とした「先端IT利活用促進事業」により、県内各産業において経営判断や事業企画等を行う人材向けに、当該産業におけるIT利活用促進の機運を高める取組を実施するとともに、国内外から先端IT関連の人材、技術、アイデア等を県内に取り込むための活動を支援しています。 また、「沖縄DX支援制度」では、中小企業等向け新事業支援体制である「沖縄県プラットフォーム」によるデジタルトランスフォーメーション促進に向けたハンズオン支援に係る取組及びデータ連携・利活用促進等に係る財政支援制度の創設を目指しております。	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
307	Ⅱ 制度提言	170	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	⑤県内のIT企業は受託型のビジネスモデルを有している企業が多いため、提案型または価値創造型の業務への業態転換を望むIT企業が、業態を変化するための調査・準備・投資などに対する支援や、業態転換のための県内中小企業等との協業等に関する取り組み	①現在要望している制度で対応を検討中	県では、県内情報通信関連企業と他産業が連携して実施する新たなITビジネスモデルの創出に対する支援及び、県内中小企業等が県内情報通信企業と連携して実施するデジタルトランスフォーメーションの取組を支援することにより、県内情報通信産業の受託型から提案型への業態転換の促進を図ってまいります。	商工労働部
308	Ⅱ 制度提言	170	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	⑥外部イノベーションを効果的に取り込み、本県の持つソフトパワーの活用により、「人が人を呼ぶ」「事業が事業を呼ぶ」イノベーション創出の為にエコシステムを構築するための海外とのネットワーク形成のための取り組み	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	県においては、県内IT企業のアジア諸国等での海外ビジネスの展開や、アジア等IT企業との連携・協業による国内外向けビジネスの創出など、沖縄と海外と結ぶ人的ネットワークの構築等を支援しております。 また、「一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター(ISCO)」では、海外の産業支援機関やイノベーション創出機関等との間で相互の国際連携を図る事を目的としたMOU(覚書)を締結しております。 更に、今年度は、スタートアップ拠点としての沖縄をPRすることなどを目的とした「オキナワスタートアップフェスタ」を台湾のスタートアップ支援機関等と連携して開催したところです。 今後もイノベーション創出による県内情報通信産業の高度化・高付加価値化を図るため、海外とのネットワーク形成に取り組んでまいります。	商工労働部
309	Ⅱ 制度提言	172	生産性向上促進制度	「生産性向上促進制度」の「制度概要」欄中「2.県内産業支援団体の補助金申請等を全て共通のプラットフォームで電子化に～(略)」について、産業支援団体だけでなく、地域課題解決を目的とする地域づくり支援団体(マスコミ・金融機関・福祉・文化関係)における助成金制度も含めた各種支援情報の一元化により、県内企業・NPO等の利便性向上を図ることが可能となる。 また、補助金に代わる、使い勝手の良い総合的な給付型支援制度の創出も併せて図られたい。	⑤その他	本制度においては、まずは産業支援団体の電子化に取り組み、問題点の洗い出しや課題の整理、効果などを見極めながら、必要に応じて他の団体への横展開は検討していくこととしております。 また、使い勝手のよい給付型支援制度の創出の提案については、本制度において自己負担が少なくなるよう国庫補助率を8/10に嵩上げた補助事業を提案しており、また電子申請システムの構築によって、申請者の事務負担を軽減できる仕組みを検討しているところです。	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
310	Ⅱ 制度提言	172	生産性向上促進制度	ソフトウェアの利用への経費助成や非接触・非対面・遠隔への助成、設備・システム投資などへの助成の制度実現を強く願う。	⑤その他	<p>本制度の内容については、以下のとおりとなっており、1)と3)については、製糖工場など中小企業等が対象となります。また、本制度の補助上限額を超えるために制度の対象とならない場合でも、国が実施する補助金で実施することが可能です。2)については、製糖工場など中小企業等は、国の「小規模事業者持続化補助金」を活用して実施することが可能となっており、本制度においては、国の補助金の対象外となる「商工団体等」を対象としております。</p> <p>1)ソフトウェアの利用への経費助成:国の「IT導入補助金」の対象外となる沖縄の小規模事業者のIT投資額に応じた補助金であり、小規模事業者/中小企業は対象となります。</p> <p>2)非接触・非対面・遠隔への助成:国の「小規模事業者持続化補助金」の対象外となる「商工団体等」向けの補助金を想定しており、製糖工場など中小企業については対象としておりません。</p> <p>3)設備・システム投資:国の「ものづくり補助金」の対象外となる沖縄の小規模事業者の設備投資の投資額に応じた補助金であり、小規模事業者/中小企業は対象となります。</p>	商工労働部
311	Ⅱ 制度提言	174	沖縄地域創生投資促進税制	【所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、収用特別控除】 ・優遇税制の対象は何か？ ・他の特区税制と重複することはないか？	⑤その他	<p>対象となる開発プロジェクトの事業者に対する、所得税、法人税の割増償却、登録免許税の軽減税率、不動産所得税及び固定資産税の課税標準の一定割合の控除などを想定しております。</p> <p>また、税制の目的や対象が異なるので、基本的には他制度と重複しないと考えております。</p>	商工労働部
312	Ⅱ 制度提言	186	航空・宇宙関連産業活用推進制度	我が国のフロントランナーとしての可能性が期待できる産業であることから、財政支援のみならず、民間事業者の誘致につながるよう土地利用の緩和なども含めた総合的な制度を考える必要があるのではないのでしょうか。	⑤その他	<p>本制度は、空港告示区域内を想定しており、空港内での事業等は「航空法」「沖縄県空港の設置及び管理に関する条例」等に基づき実施することになっております。それら関係法令に基づく空港・航空機の安全を確保しつつ、具体の事業内容を確認したうえで、土地利用の緩和を検討していきたいと考えております。</p>	土木建築部
313	Ⅱ 制度提言	187	人材投資促進税制	当該スキームでは、人材育成の意欲が旺盛であっても、赤字企業、特に経営基盤が脆弱な創業間もないベンチャー企業などは、「人材投資促進減税」制度の恩恵を受けづらいと考えられるが、それらについては、どのように考えるか。	③制度要望はせず新たな計画への記載を検討中	<p>赤字企業等に関しては、税制での優遇措置の設計が困難であるため、新たな計画における取組として検討しております。</p>	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
314	Ⅱ 制度提言	188	学校教育の充実及び安全・安心な学校づくりのための総合支援制度（子ども達の「生きる力」を育み、安心して学べる教育環境の実現）	SDG'sの取り組みとしては、「一人も取り残さない」がキーワードとなっている。学校の環境こそ統合的に教育することが望まれる。沖縄の小中学校で支援が必要な児童が増え、特に情緒学級が増やして対応してきているが、就学前からの支援などを充実させることによって通常学級でも統合的に教育ができるような方向性（保幼小連携を各市町村で完全実施等）で支援していただきたい。	①現在要望している制度で対応を検討中	【子ども生活福祉部子育て支援課・教育庁義務教育課】 県は、令和2年4月に「教育庁義務教育課幼児教育班」を設置し、幼児教育に係る研修支援、幼小接続につながる連携支援等に取り組んでいるところです。 また、「黄金っ子応援特別制度」において、市町村に「幼児教育アドバイザー」を配置するなど、幼児教育・保育施設と小学校との連携促進に取り組むこととしております。	子ども生活福祉部 教育庁
				⑤その他	【教育庁県立学校教育課】 県教育委員会としましては、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ、交流及び共同学習の充実等、インクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組んでいるところでございます。また、連続性のある多様な学びの場の充実を図ることも大変重要であると考えます。就学前から支援が切れ目なく繋がるよう関係機関との連携を密にするとともに、小中学校での特別支援教育体制の充実を図り、対象となる障害のある幼児児童生徒への適切な支援の充実に努めてまいります。	教育庁	
315	Ⅱ 制度提言	188	学校教育の充実及び安全・安心な学校づくりのための総合支援制度（子ども達の「生きる力」を育み、安心して学べる教育環境の実現）	貧困の世代間連鎖を断ち切るために、稼ぐ力の向上に特化した教科項目を取り入れてはどうか。 1人1台のパソコン整備をしてもらい何を教わるかは重要だと感じます。	⑤その他	新学習指導要領においては、情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、小・中学校でプログラミング教育が取り入れられ、高等学校では、すべての生徒がプログラミングのほかにデータベース等の基礎を学習することになっております。 また、高等学校においては、Society5.0という新たな社会において、情報技術を適切にかつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画する資質・能力を育成していくため、共通教科「情報」や職業に関する各教科（農業、工業、商業、水産、家庭、福祉、情報）の中で社会との繋がりを意識した学習活動の充実を図って参ります。	教育庁

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
316	Ⅱ 制度提言	188	学校教育の充実及び安全・安心な学校づくりのための総合支援制度（子ども達の「生きる力」を育み、安心して学べる教育環境の実現）	<p>1 特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒数が年々増加しているとともに、医療的ケアの頻回、人工呼吸器の装着などケアの高度化している現状がある。</p> <p>また、これまで自宅への訪問教育で対応してきた児童生徒も学校への通学を希望するケースも増加している。さらに進行性の障害のある児童生徒もおり障害の状態が悪くなることもあり、年度途中の胃瘻の増設等の事例もある。</p> <p>このような状況がある中で、看護師の配置は十分とは言えない現状がある。</p> <p>今後もその傾向が続くと考えられるため、医師の配置されていない学校で医療的ケアのある児童生徒を受け入れる際、看護師の確実な配置は、安全安心な教育環境を担保する必須条件になる。</p> <p>その他にも①看護師の勤務として、児童生徒が学校にいる間は、とぎれなく医療的ケアに当たらなければならない、休憩時間や年休の取得などできない状況である。</p> <p>②医療的ケアの必要な児童生徒の学習を保障していくためには、教室ごとに分かれて看護師が待機しなければならない場面が多々ある。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	左記の意見を踏まえ、医療的ケアのある児童生徒の安全安心な教育保障に向けて看護師を適切に配置できるよう要望してまいります。	教育庁

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
				<p>③看護師の人員として、児童生徒数だけでなく、学習場面の想定や、勤務形態も含めて複数配置に対応してもらいたい。等の現状や要望がある。</p> <p>今後、人工呼吸器を装着している児童生徒の就学が増えることが想定されている中、本制度により、確実な看護師配置が可能となるような安全安心な体制整備を図っていただきたい。</p> <p>2 制度概要において「医療的ケアを行う看護師等」とあるが、現状・課題においては、医療的ケアについて触れられていない。新型コロナウイルス感染症対策と混同されているのではないか。</p> <p>3 医療的ケアを実施している学校において、看護師の確保は喫緊の課題である。勤務形態として会計年度任用職員として時給での対応となっていることで、継続した勤務がなかなかできない。</p> <p>4 教員が補助的に医療的ケアを行うための3号研修を受けても、指導看護師が配置されなければ実施には至らない。</p>			

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
317	Ⅱ 制度提言	188	学校教育の充実及び安全・安心な学校づくりのための総合支援制度（子ども達の「生きる力」を育み、安心して学べる教育環境の実現）	<p>3. 児童生徒が安心して学習を継続できるよう学校におけるPCR検査体制を確立するための国の財政支援を創設する。</p> <p>この提言は、令和4年からの沖縄振興に寄与する施策に関するものであるが、上記の部分は、ウイズ・コロナ時代の現在では考慮可能であるかもしれないが、今後、新型コロナウイルス感染症の診断・治療・予防法などの世界的な研究成果が急速に進展する可能性が高い中、2年後にも現在施行されている診断法が同様に用いられるものかどうかは疑問である。また、仮に今後もPCR検査が長期にわたり新型コロナウイルス感染症診断の中心的な検査法であるとしても、検査は、その施行方法により結果は様々に解釈可能となるため、有意義な検査をどのようなタイミングで、どのような対象者に行うかを、学校現場で的確に判断できるか疑問を覚える。更に、臨床検査は、施行するだけで終了するものではなく、検査結果の判断が必要となる。結果の判断（検査の精度面の問題を含めた、検査結果の内容把握）を行えるのは医師のみであり、学校医やその他の医師との協力なく、学校独自でこの様な体制確立は不適切と考える。（検査結果の判断に重大な誤解が生じ、現場の混乱を招く可能性を否定できない）</p> <p>更に、今回の提言は、新型コロナウイルス感染症のみに焦点を当てたものであるが、児童生徒が安心して学習を継続するため</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本提言は、コロナ禍において、児童生徒が安心して、継続して学びを保障できる為の提言であり、本提言で示しているPCR検査の対象、場面等は、以下を想定しております。</p> <p>【以下想定】</p> <p>○児童生徒が、宿泊を伴う学習や研修に参加する場合、事前に検査を受け、安心して学習に参加する機会を保障する。</p> <p>○その際、各学校が、児童生徒が先述した学習等に参加する際、事前にPCR検査が受けられ、その結果に基づいて、宿泊を伴う学習等への参加の可否を判断する。</p> <p>○検査結果の判定は医師が行い、判定後の児童生徒の学習等への参加の可否は保健所の指導に従う。</p> <p>結果の判断はあくまでも医師が行い、各学校現場で行うものではありません。誤解を与える表現になっていたため制度の表現を訂正いたします。</p> <p>学校における新型コロナウイルス感染症対策については養護教諭のみならず全学校体制で取り組んでおり、引き続き行って参ります。万が一養護教諭が罹患した場合は保健主事等を中心とした全校体制で対応して参ります。</p> <p>保健衛生用品等の費用については、現在国庫補助事業で整備しており、引き続き次年度も整備していく予定でございます。生徒のメンタルケアにつきましてはスクールカウンセラーについて当該制度に追記し要望して参ります。</p>	教育庁



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
				<p>の学校現場の環境整備に資するためには、今後予想されるあらゆる新興感染症対策として、教育現場に身を置くすべての関係者が、体調不良等を認めた場合には、直ちに医療機関を受診し、適切な医療を受けることが可能となるような勤務環境の改善、また、養護教諭等、専門的知識を必要とする人員が感染症に罹患した場合の代替要員の育成・確保、それに掛る財源が必要である。また、罹患者が出た場合に必要な環境整備の一端として、適切な消毒作業などのための財源確保も挙げるべきであろう。それらの感染症への感染予防対策等が導入された時点では、リスクを十分考慮したうえでの対策の導入費用等に関しての財源確保も要求可能と考える。加えて、新興感染症により児童生徒等に様々な影響が出ることを想定し、メンタル面のサポート体制確保等をはじめとする児童生徒等の不安を軽減するために必要な手段を講ずるための財源の確保を要求することが必要ではないかと考える。</p> <p>今回の提言で、国の財政支援策の創設を望むべきは、今後予測されるあらゆる新興感染症対策に対応可能な学校現場の施策への財政的支援策に関するものであるべきと考える。</p>			

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
318	Ⅱ 制度提言	188	学校教育の充実及び安全・安心な学校づくりのための総合支援制度（子ども達の「生きる力」を育み、安心して学べる教育環境の実現）	<p>離島・へき地における学校三師のうち特に学校薬剤師の配置については、薬局および薬剤師が居住していない事から、当該地域での配達が困難のため、島外など他地域から派遣しているのが現状である。このため、学校環境衛生に関する種々の指導やこれらの情報の提供が十分に提供されない事から離島へき地の児童生徒ならびに学校職員は不利益を被っていることが現在の課題である。</p> <p>今回、特にコロナ禍の状況では、上記の他地域からの派遣もままならないことで、かかる状況でも派遣ができるような支援をお願いしたいと考える。</p> <p>また、法定の学校環境検査の実施も、機器の未設置等により検査実施に困難をきたしているため、この点についても早急な整備をお願いしたいと考える。具体的には、離島へき地も含め全市町村、全学校における学校薬剤師の配置ならびに学校環境衛生にかかる機器の整備に加えて遠隔で指導・助言ができるようなICTの整備の充実を望む。</p>	⑤その他	<p>学校薬剤師は、学校保健安全法第23条において大学以外の学校に置くこととなっております。</p> <p>薬局や薬剤師が居住していない離島地区において、学校環境衛生に係る不利益が生じないように、当該設置者からの相談には、県教育委員会から助言を行っております。</p> <p>環境衛生にかかる機器については、その設置方法等を検討し国庫補助事業を活用して整備を行う予定でございます。また、ICT関連の整備については、各学校でGIGAスクール構想等で整備が進められていることから、それらを活用出来るか関係課と今後調整して参ります。</p>	教育庁
319	Ⅱ 制度提言	190	離島の教育環境向上支援制度（本島・本土と変わらない公平な教育環境の実現）	<p>SDGsの達成を目指した沖縄振興については、学習指導要領の前文にて「学校においては教育の目的及び目標の達成を目指すこと、一人ひとりの児童が持続可能な社会の創り手となることのできるようにする」ことやへき地教育連盟の研究主題として「ふるさとに夢や誇りをもって未来の創り手となる子どもの育成することにつながるものがある。学校現場においても、その具現化を図るよう努力する必要がある。中間報告では、離島の教育環境支援向上制度において、離島、へき地教育に関わる課題点に対する対応策について網羅されていると思う。是非、予算を計上し、具現化を図れるよう尽力いただきたいと思う。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>「離島の教育環境向上支援制度」において、離島の教育環境の充実に資する制度について要望して参ります。</p>	教育庁

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
320	Ⅱ 制度提言	190	離島の教育環境向上支援制度(本島・本土と変わらない公平な教育環境の実現)	<p>1. 以下を加えることを希望する。</p> <p>1. 次の離島における公平な教育・学習機会の享受のための取り組みに係る国の財政支援(交付金制)を創設する。</p> <p>(5) 離島の学校における給食用パン・米飯の安定供給に対する支援</p> <p>現状・課題 ・離島の学校給食用パン・米飯を供給する加工場においては、児童生徒数減少の影響を受け採算性の問題から事業の撤退や施設の老朽化等により学校給食用パン・米飯の安定供給に課題がある。</p>	⑤その他	要望の詳細について、今後調査をし関係機関等と連携を図り検討をして参ります。	教育庁
321	Ⅱ 制度提言	190	離島の教育環境向上支援制度(本島・本土と変わらない公平な教育環境の実現)	<p>離島の児童生徒が地理的要因に左右されずに公平に教育を受けるための財政支援は不可欠であり、特に保護者の経済的負担を軽減する制度を充実させて欲しい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	「離島の教育環境向上支援制度」において、部活動等への派遣費補助等、離島の保護者の負担軽減に資する制度について要望して参ります。	教育庁
322	Ⅱ 制度提言	192	国際性に富む人材育成(留学)制度	<p>女性の活躍推進は、かけ声だけになっている。</p> <p>具体的な政策として、女性たちの海外・県外派遣研修制度等を確立させ、女性力を強化し、女性の政治参画を推進する「クオータ制」を導入してほしい。</p> <p>また、女性の活動拠点である「ている(沖縄県男女共同参画センター)」の充実を図り、女性リーダーの育成及び女性のネットワーク構築に取り組むことで、女性議員ゼロの町村(特に離島)が多い本県の状況(内閣府男女共同参画局作成:女性がゼロの市区町村議会の比率によると令和元年12月31日現在4町10村が女性議員ゼロになっており全国42位の状況である)を脱却できるよう、女性活躍を図る政策を推進する必要がある。</p>	⑤その他	<p>県では、第5次男女共同参画計画に基づき、女性が様々な分野で持てる力を十分に発揮できる社会を実現するため、全庁的な取組を進めております。</p> <p>女性の海外派遣研修については、女性リーダーの育成および資質の向上を図ることを目的として、沖縄県女性の翼の会が例年実施しており、県では事前研修での講師等として支援しているところ です。</p> <p>クオータ制は、男女共同参画の観点から、様々な分野で性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法であるものと認識しており、クオータ制に関する情報収集を行うとともに、国の動向を踏まえながら研究していきたいと考えております。</p> <p>また、令和元年度より、女性人材育成講座「ている塾」を創設し、「ている(沖縄県男女共同参画センター)」にて、女性のスキルアップやネットワーク構築を目的として実施しているところ です。</p> <p>社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の更なる参画に向けて、積極的改善措置(ポジティブアクション)をはじめとする様々な取組を進めて行くとともに、市町村・企業・団体に対する働きかけや支援を推進することとしております。</p>	子ども生活福祉部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
323	Ⅱ 制度提言	192	国際性に富む人材育成(留学)制度	留学が一部に限られた特別な者ではなく、より多くの高校生が留学の機会を得ることで、グローバルな感覚や異文化理解は、さらに多くの生徒に波及することが考えられるため、長期的な人材育成の視点から、派遣、または受け入れを長期的に継続できる制度にして欲しい。	①現在要望している制度で対応を検討中	「国際性に富む人材育成(留学)制度」は、次期振興計画期間と同様の10年間での制度要望予定であり、長期的な制度要望を行って参ります。	教育庁
324	Ⅱ 制度提言	193	跡地利用推進法の延長及び改正	<p>「新たな沖縄振興のための制度提言(中間報告)」においては、「跡地利用特措法」について同法の期限延長や給付金の上限額撤廃、また、段階的に返還される場合でも一団の土地として拠点返還地に指定できるようにすることなど、地権者にとっても、安心・安全な返還ができる措置となっている。</p> <p>よって、最終的な報告のとりまとめに向け、跡地利用の当事者である地権者等との意見交換を実施してもらいたい。</p> <p>なお、本会としては、沖縄県の「新たな沖縄振興のための制度提言(中間報告)」について、概ね理解し、同内容が実現されるように強く要望するものであるが、194ページの「現状・課題」に以下の内容を追記してもらいたい。</p> <p>(追記内容)</p> <p>■跡地利用特措法は沖縄県における「駐留軍用地」を対象とした法律であるが、本来、戦後、駐留軍用地として使用され、復帰後に民間利用されることなく自衛隊施設用地として連続して利用されている施設・区域も同様に対象とされるべきである。このことにより、同用地が返還となった際は、本法律の適用対象となっていないことから、地権者は不利益を被ることが懸念される。</p>	⑤その他	<p>制度提言の作成にあたっては、(一社)沖縄県軍用地地主会連合会をはじめ、関係市町村等と意見交換を行い中間報告をとりまとめたところであります。また、中間報告は県ホームページで公開し、広くご意見を募っているところであります。県としましては、皆様からのご意見を踏まえ、関係機関と調整を図りつつ、制度提言をとりまとめてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、自衛隊施設用地については、現時点で具体的な返還が予定されておらず、具体的な課題等が明確になっていないことから、「現状・課題」に記載しておりません。</p>	企画部
325	Ⅱ 制度提言	193	跡地利用推進法の延長及び改正	優遇税制の対象は何か？	⑤その他	<p>跡地利用推進法では、「返還前に、内閣総理大臣が特定駐留軍用地等を指定し、地方公共団体又は土地開発公社による特定駐留軍用地等の土地の取得を円滑に進めるための措置」を規定しています。</p> <p>この制度に基づき県や市町村へ土地を売却した場合、譲渡所得にかかる課税額の算定において、最高5000万円までの特別控除の対象となっております。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
326	Ⅱ 制度提言	193	跡地利用推進法の延長及び改正	<p>跡地利用の促進の観点から以下の要素も強調して加えるべきと考える</p> <p>①都市計画に対する(強力な)サポートの創設                      県内の都市計画については、戦後の米軍基地の存在により歪な都市計画となっている。基地があるが故に大きな制限を受け、宜野湾市等のように基地周辺に張り付くドーナツ状態のかなり歪な都市構造となっている。中南部都市圏ではそのような傾向が顕著であり、基地の存在ゆえに歪な都市構造となった観点も踏まえ、都市計画の大局的見地から基地跡地利活用の促進に対して強力なサポートが必要であると考え。</p> <p>②基地を通過する道路の整備                      上記同様に特に中南部では米軍基地に分断されていることから、周辺市町村では移動の際、現在でも大きく迂回するような状態が続いている。このような状況は多かれ少なかれ各地域にあると考えられ、基地跡地の面的整備と同時に県民の利便性の向上を図る重要な県民サービスと考えられ、日米共同使用等でも構わないので早急にかつ強力に要求し、整備を図るべきと考える。</p>	④対応の方向性を検討中	<p>都市計画は市町村の行政区域にとらわれることなく、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域において、県と市町村が立てる計画です。国土利用計画、土地利用基本計画、沖縄21世紀ビジョン及び沖縄振興計画等の上位計画との整合を図りつつ、農林関係法や森林関係法等の他分野の行政との調整も確保しつつ進める必要があります。</p> <p>現在、県が広域的な視点に立って、人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定める「都市計画区域マスタープラン」の策定作業を進めております。この中で、本県とりわけ中南部都市圏の都市づくりにおいて重要な課題である返還予定駐留軍用地の跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要があるため、都市計画の見地からのみではなく、関係市町村および農林漁業や環境等、関係各課と連携しながら、計画に位置付けられるよう取り組んでおります。</p>	土木建築部 企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
327	Ⅱ 制度提言	193	跡地利用推進法の延長及び改正	<p>No.326の詳細</p> <p>①米軍基地がある故に道路交通の迂回が必要である状況があることから、道路等必要な都市計画については、都市計画サイドから跡地利用サイドへ調整事項の位置付けを要望する。</p> <p>②跡地利用サイドは、都市計画の観点から重要度の高い道路等のインフラ整備は重要施策として積極的に関与し、また返還跡地への対処だけでなく都市計画上必要性が高い事項については積極的に返還要求等をすべき</p> <p>③基地がある故の必要コストとしての認識を共有</p> <p>④簡単には返還されないことから日米共同使用やその他の手法・アイデアを検討</p> <p>⑤県土利用計画、跡地利用計画、SACO等関係会議、上位計画への位置付け</p> <p>⑥跡地利用部局で跡地利用予算の必要経費として予算を要望・確保</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【土木建築部都市計画・モノレール課】</p> <p>都市計画は市町村の行政区域にとらわれることなく、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域において、県と市町村が立てる計画です。国土利用計画、土地利用基本計画、沖縄21世紀ビジョン及び沖縄振興計画等の上位計画との整合を図りつつ、農林関係法や森林関係法等の他分野の行政との調整も確保しつつ進める必要があります。</p> <p>現在、県が広域的な視点に立って、人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定める「都市計画区域マスタープラン」の策定作業を進めております。この中で、本県とりわけ中南部都市圏の都市づくりにおいて重要な課題である返還予定駐留軍用地の跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要があるため、都市計画の見地からのみではなく、関係市町村および農林漁業や環境等、関係各課と連携しながら、計画に位置付けられるよう取り組んでおります。</p>	土木建築部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【土木建築部道路街路課】</p> <p>②について、米軍基地の存在により進捗が滞っている事業は、立入調査や工事着手等への協力を求めるため、米軍及び沖縄防衛局等へ要請を毎年度行っています。今後も関係各課で一体となって、共同使用も視野に入れて早期に事業を行えるよう、米軍及び沖縄防衛局等へ粘り強く交渉を行ってまいります。</p>	

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
					①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【跡地利用の推進について】</p> <p>駐留軍用地跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要があります。</p> <p>そのため、県では、跡地利用推進法に基づく公共用地の先行取得制度等を活用した普天間飛行場内の中部縦貫道路及び宜野湾横断道路の用地取得や中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の実現に向けた調査検討等に取り組んでいるところであります。</p> <p>跡地利用推進法は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進にあたっての重要な制度であり、県としましても、国に対し法の延長・拡充を求めています。</p>	企画部
328	Ⅱ 制度提言	196	沖縄振興開発金融公庫の存続	<p>今後、投資環境が大きく変動することを踏まえ、「必要性」の欄に以下の主旨を記載した方がよいと考えるが、どうか。</p> <p>『引き続き、ベンチャー企業等への出資を継続することに加えて、本県におけるリスクマネーの増加を図るためにも、沖縄振興開発金融公庫から投資ファンドへの出資を可能とすることで、さらなる新事業創出や事業拡大につながるものと期待される。</p> <p>また、本県の社会課題解決の観点からも、国内外でニーズが高まりつつあるESG投資やインパクト投資に関連したファンド等への資金提供は必要不可欠である。』</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本制度提言については、沖縄振興開発金融公庫の現行の組織及び機能の存続を求めるものであります。</p> <p>県としましては、県内外の成長資金を呼び込むためのESG投資を含む民間投資については大変重要と認識しているところであり、今後の新たな沖縄振興計画に向けた議論を進める中で、沖縄振興開発金融公庫による融資やリスクマネーの供給等など、政策金融の更なる活用について検討してまいります。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
329	II 制度提言	196	沖縄振興開発金融公庫の存続	<p>6. 沖縄振興開発金融公庫の存続【P196】</p> <p>○沖縄の地域特性や特殊事情を十分考慮しつつ、沖縄振興策と一体となった沖縄公庫の金融面からの支援は、県内企業の事業継続・雇用の維持、産業振興、離島振興、ベンチャー支援など、県経済全体の振興発展に大きく貢献している。</p> <p>○コロナ禍の影響によりこれまでにない極めて厳しい経済状況にある中、事業継続、雇用の維持において、沖縄公庫の担う役割の重要性は増しておりwith/postコロナにおける県経済の回復・発展にとっても、沖縄公庫の存続、地域の事情に即した政策金融は必要不可欠である。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>頂きました沖縄公庫の必要性及び重要性に関するご意見については、貴重なご意見を踏まえ、以下の文言の通り反映させていただきました。</p> <p>(P196 最終段落)</p> <p>○沖縄の地域特性や特殊事情を十分考慮しつつ、沖縄振興策と一体となった沖縄公庫の金融面からの支援は、県内企業の事業継続・雇用の維持、産業振興、離島振興、ベンチャー支援など、県経済全体の振興発展に大きく貢献している。</p> <p>(P197 中段落)</p> <p>○とりわけ、コロナ禍の影響によりこれまでにない極めて厳しい経済状況にある中、事業継続、雇用の維持において、沖縄開発金融公庫の担う役割は重要性を増しており、今後のウィズ・コロナ及びアフター・コロナにおける「新しい生活様式」に沿った社会生活の転換に向けても、沖縄開発金融公庫の存続、地域の事情に即した政策金融は必要不可欠である。</p>	企画部
330	II 制度提言	199	揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置	<p>【陸上交通体系の確保】として、渋滞解消の必要性を訴え、【環境保全】でCO2削減を訴える一方で、主に自家用車の燃料である揮発油税の軽減を提案している。</p> <p>これは、アクセルとブレーキを同時に踏む施策であり、政策の効果が相殺されないか？</p> <p>島しょ型スマートモビリティの推進制度においても交通総量の抑制は不可欠な施策であり、自家用車の利用促進策である揮発油税の軽減については見直すべきと考える。</p> <p>現行の軽減相当額の県税化とそれを原資とした公共交通や環境の施策推進、交通弱者や低所得者層への対策など、税率の軽減以外の提言も必要ではないか。</p> <p>また、軽減措置の廃止といえども揮発油税を引き上げること、疑似的な炭素税(環境税)導入となり、国内の環境対策の先進事例として、沖縄が交通における環境政策をリードする好機であると考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>1. 【陸上交通体系の確保】における交通渋滞の解消については、交通渋滞による経済的な損失の回避を図るものであり、【復帰特別措置】における揮発油税等の軽減措置については、沖縄県内の一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して税負担を軽減するためのものです。経済損失を最小化しながら県民生活及び産業経済を下支えしていくことが適切であると考えます。</p> <p>2. 揮発油税等の軽減措置は、沖縄県内の一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して税負担を軽減する目的で講じられております。</p> <p>3. 揮発油税等の軽減措置は復帰前の沖縄の歴史的事情等の特殊性に基づき、上記1. 2. の目的から実施されているもので、軽減措置を維持することが重要であると考えております。</p> <p>一方、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業については、軽油引取税等を基に算出した額を原資とした運輸振興助成事業費により施策推進が行われており、地球温暖化対策の推進にも寄与しているものと認識しております。</p> <p>4. 現行の軽減措置が廃止されると沖縄県の揮発油税等の額が他の都道府県と同額になるだけであり、同措置の廃止が本県の環境対策における先駆的な取組というわけではありませんので、これを先進事例とみるのは難しいと考えます。</p>	子ども生活福祉部 企画部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
331	Ⅱ 制度提言	199	揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置	<p>沖縄は島嶼県で多数の有人離島を抱えて、公共交通インフラ整備が十分とは言えない中で多くの地域で自動車に頼る日常生活となっています。</p> <p>揮発油税の軽減措置がなくなった場合、価格上昇が直接家計の負担増となる他、製造や移送コスト増による商品価格への転嫁も懸念されます。また離島においては石油製品輸送費用の増加も加わり二重・三重の負担を強いられることとなります。</p> <p>よって、軽減措置の適用期限の10年間延長を強く求めます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>ガソリンは一般消費者も事業者も広く利用するものであり、本軽減措置により沖縄県は大きな恩恵を受けております。</p> <p>また、本軽減措置を前提とした離島への石油製品の輸送費補助により、離島の住民生活や地域産業が下支えされております。</p> <p>このような状況において本軽減措置が廃止となった場合、県民生活及び産業経済に及ぼす影響は大きいものがあります。</p> <p>県民生活の一層の安定を図るとともに、産業経済面では安定した事業活動と経営基盤の下で計画的な設備投資の促進と雇用の確保を図るために、本軽減措置の10年間の延長を目指します。</p>	子ども生活福祉部
332	Ⅱ 制度提言	203	沖縄振興を下支えする社会的検査の推進	<p>⑩戦略的に実践するPCR検査に財政支援を創設することに賛成。</p> <p>・医療機関のみでなく県内の民間企業の導入を促し検査体制を充実することが重要と考えます。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>現在実施している医療従事者や介護従事者を対象としたPCR検査強化事業では、行政検査や保険診療のための検査を逼迫させないため、これら有症状者の検査を行っている医療機関や検査機関とは別の県内検査機関へ機器整備を行い検査を委託しております。今後も、引き続き県内における検査体制を充実させるための取り組みを推進します。</p>	保健医療部
333	Ⅱ 制度提言	220	沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度	<p>農業や物流部門において、IT技術の利用による生産性の向上や生産者の高齢化等による生産技術の継承、情報取引を強化した物流改善、省力化、労働生産性の向上等、IoTやICTに対応したシステムの改修・能力向上を模索してゆかなければならない現状にある。新たなシステム構築や改修に対する支援をお願いしたい。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本制度は、国のIT導入補助金を参考にした沖縄独自の「沖縄DX促進補助金」の創設により、様々な県内中小企業や組合、法人等が県内IT企業と連携して沖縄の実情を踏まえたDXの取組を推進し、自立型経済の構築や沖縄らしい優しい社会の構築を図るものであり、申請対象事業者には貴組合も含まれるものと想定しております。</p>	商工労働部
334	Ⅱ 制度提言	224	沖縄振興開発金融公庫の存続	<p>今回のコロナの影響や2011年の東日本大震災時に、沖縄振興開発金融公庫のセーフティネット資金により多くの生産者が、離農の危機から救われたと感じている。今後も沖縄の振興に対応した資金の供給や必要な施策に応じた資金対応をお願いするうえで、今後の継続を望む。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>沖縄振興開発金融公庫は、地域の実情に応じた金融支援ノウハウを生かし、県内の中小・小規模事業者や農林漁業者等、県内の幅広い事業者に対する出融資を行っています。また、今般のコロナ禍においては、過去のセーフティネット融資件数をはるかに超える規模の資金繰り支援に対応しており、こうした支援は多方面から評価されております。</p> <p>令和4年度以降の新たな沖縄振興においても、こうした沖縄地域限定の総合政策金融機関としての役割が引き続き期待されることから、経済界の皆様とも連携し、現行の組織と機能の継続を国へ求めてまいります。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
335	Ⅱ 制度提言			<p>&lt;ラムサール条約登録湿地へのビジターセンター整備に関する財政措置&gt;                      ○本県は、多くの渡り鳥が飛来するなど豊かな自然環境を形成しているが、人間活動の影響により、近年では、渡り鳥の飛来数が減少傾向にある地域もある。そのため、渡り鳥が今後も継続して飛来するためには、手段の一つにラムサール登録湿地の保全と新たな登録湿地を指定して維持管理を行うことが考えられる。                      また、ラムサール登録湿地については、県では、唯一の成功例である漫湖のように、ラムサール登録後にビジターセンターを整備することで、鳥類やその生息地の保護だけでなく、環境保全面や地域振興面、環境教育においてもメリットを見いだせるものと考え、ラムサール登録地には、その湿地を維持管理するビジターセンターの整備について財政支援が必要。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>サンゴ礁、藻場、干潟等の保全、希少動植物の保護、外来種対策等の自然環境の保全・再生の取組を実施するため「自然環境の保全再生支援制度」(p9)の創設を求めています。                      同制度では、自然環境の保全・再生を現行の努力規定から義務規定へ強化することを求めています。自然環境の保全に関わる整備については現在要望している制度のなかで求めています。</p>	環境部
336	Ⅱ 制度提言			<p>&lt;基地返還跡地を活用した脱炭素都市型モデル地区構築制度&gt;                      ○既存の都市型の地域においては、都市構造が出来上がっている一方で、今後返還が予定されている嘉手納基地以南の基地返還跡地については、そのような制約が少ないことから、全国に先駆けて、脱炭素モデル地区を作ることが可能である。                      そのため、必要な規制・補助制度等を整備の上、都市型の脱炭素モデル地区(※)を創設し、全国に普及させていく。                      ※住宅、商業地域、オフィス街、都市公園等で構成される都市型の地域において、マイクログリッド、建物のZEB、ZEH化、次世代自動車の所有等のあらゆる措置を包括的に実施する地区</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>基地返還跡地については、再開発に合わせて脱炭素モデル地区を整備するのに適していると考えられます。「地球温暖化対策の更なる推進」の中で、革新的技術の導入拡大に向けた先進モデル地域として実証事業の実施等を求めることとしており、モデル地域の候補としていきたいと考えています。</p>	環境部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
337	Ⅱ 制度提言			<p>&lt;(仮称)沖縄県自然環境管理・研究センターの設置(啓発部門含む)&gt;                      ○本県の生物多様性に富んだ自然環境を守り、世界自然遺産登録の礎にするためにも、野生生物の保護及び環境教育の拠点として「(仮称)沖縄県自然環境管理・研究センター」を整備する。                      ○同センターの中には、                      ①環境調査情報解析部門(環境調査のデータ収集分析・情報発信)                      ②生物研究部門(野生生物の生態・保護、資料収集、外来生物対策等)                      ③傷病鳥獣等保護部門(沖縄本島内の傷病鳥獣保護を一元化)                      ④啓発部門(沖縄県地域環境センターが担っている業務、研究員による普及啓発業務)                      を設置し、部門横断的に連携しつつ本県の自然環境保全の発信地として機能を持たせる。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>サンゴ礁、藻場、干潟等の保全、希少動植物の保護、外来種対策等の自然環境の保全・再生の取組を実施するため「自然環境の保全再生支援制度」(p9)の創設を求めています。                      同制度では、自然環境の保全・再生を現行の努力規定から義務規定へ強化することを求めています。センターの設置については、制度創設後、他県の状況、その役割や体制について検討していきます。</p>	環境部
338	Ⅱ 制度提言			<p>&lt;実践型自然環境再生技術開発支援制度&gt;                      ○本県は、復帰以降の各種開発の影響等で多くの区域で自然環境が劣化しており、そういった区域において、今後一層、気候変動にも対応した自然環境再生事業を推進していく必要がある。                      このことから「実践型自然再生事業」を実施し、再生技術の確立及び成功事例を創出し、全県的に普及を図っていき、自然環境の保全と観光地保全を実現する。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>自然環境の保全再生支援制度の中で支援の対象となるよう検討していきます。</p>	環境部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
339	II 制度提言			<p>情報通信関連産業における立地企業および雇用者数の増加はおおきな成果である。</p> <p>しかしながら、エンジニアの賃金は首都圏と比較し7割程度となっており、所得向上への効果はまだまだの状態となっている。これは、ほとんどの立地企業・進出企業にとっての沖縄が「安い下請け開発拠点」となっているからと考える。</p> <p>これからは、進出企業の数ではなく、沖縄のさらなる発展に必要な企業を選択誘致することを目標とした、量から質への転換を図る必要がある。</p> <p>Society5.0、DX、AI、IoTなど、これからの社会にとって情報通信関連産業はなくてはならない社会基盤のひとつといわれており、大きな可能性を秘めている分野である。</p> <p>新たな振興計画では、代替可能な下請け拠点ではなく、本格的な開発拠点を沖縄に構築することが求められる。</p> <p>そのためには、DX等新たな技術への取り組みと並行し、継続的な基礎的人材の育成を行なうことが必要である。県の中核産業として位置づけるのであれば、基礎的人材から先端的人材までを網羅した「技術者ピラミッド(人材育成ピラミッド)」の形成が必須である。高度な先端的技术に取り組むためには、それを支える基盤技術を習得した人材をどれだけ多く輩出・育成することができるかが重要となる。</p> <p>県として中核的産業に従事する人材の「輩出」にもっと積極的に取り組む必要がある。</p> <p>輩出・育成・成長の人材育成システムを構築することで、安定した雇用の確保、雇用の拡大、所得の向上が図られる。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>県では、これまで県内の情報通信関連産業の人材育成について、幅広く支援を行ってきたところです。</p> <p>県内情報通信関連産業の更なる労働生産性の向上、稼ぐ力の向上のため、付加価値の高い情報サービス、ソフトウェア開発等が重要であることから、AI、IoT、ビッグデータ解析といった先端技術等の習得による県内IT人材の高度化が必要であると認識しております。</p> <p>県におきましては、「沖縄デジタルトランスフォーメーション(DX)支援制度」に先端技術等の習得人材の育成について、より重点的に取り組むことを盛り込み、県内の情報通信関連産業全体の高度化、付加価値向上を目指してまいります。</p>	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
340	II 制度提言			<p>企業の経営統合について財政特例制度を設けるため以下の取り組みをご検討いただきたい。</p> <p>本県の産業における課題として「企業経営規模の小ささ・零細性」が挙げられる。</p> <p>県内企業は1企業あたりの雇用者数は少ないものではないが、売上額、経費、利益、給与額が低い傾向にあり、経営効率が良いとは言えない。</p> <p>本支援は、沖縄県内における経営資源の集中を図り、経営資源の分散による産業の弱小化や零細化を防ぐとともに、企業経営の継続による産業の継続的な発展を図るため、複数企業の経営統合（合併、M&amp;A等）を図る企業に対し必要経費の一部を補助するものである。</p> <p>①対象産業 日本標準産業分類に規定するG 情報通信業のうち、G1 通信業、G2 情報サービス業に該当する企業。</p> <p>②支援内容 A類：県内企業同士の経営統合 県内企業同士が経営統合する場合、経営統合に要した費用の5%を補助する。但し金額は2,500万円(例)を超えないものとする。 B類：県外企業による県内企業の経営統合 県外企業による県内企業の経営統合の場合、沖縄県内に本社を置く新会社設立の場合に限り、経営統合に要した費用の5%を補助する。但し金額は2,500万円(例)を超えないものとする。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	「生産性向上促進制度」において、「事業承継等枠」を設けており、事業承継に関する第三者承継に要する経費（仲介会社や士業、金融機関等へ支払う経費等）を支援する制度を検討しているところ。	商工労働部
341	II 制度提言			<p>沖縄は台風などの自然災害から身を守る方法を「先人達の知恵」によってこれまで乗り越えてきた。そのため、豪雨や台風の影響による災害で生命を落とすことは極めて少ない。</p> <p>このような沖縄の災害に対するハード面・ソフト面での「先人達の知恵」を産学官で分析・研究し、日本各地で起こる災害に対して「沖縄モデル」として創り上げ、生命を守る仕組みづくりを沖縄から提案できないか。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	ご意見につきましては、「亜熱帯地域における建設技術の研究開発促進制度」において、調査・研究ができると考えており、制度が実現できるよう国に働きかけて参ります。	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
342	II 制度提言			<p>2. 西海岸地域の一体的整備【関連/参考P102・P137・P174・P193】</p> <p>那覇から浦添に至る西海岸地域は、那覇空港と那覇港を擁する空と海の交通の要衝であり、臨空・臨港型産業の拠点形成が大きく期待されるほか、背後に広がる牧港補給地区の返還跡地利用と相まって、県経済の振興・発展に大きく寄与する重要な地域である。</p> <p>○那覇から浦添に至る西海岸地域の一体的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那覇港湾施設(米軍施設)の早期移設と空港と市街地に隣接する返還跡地の特性を活かしたウォーターフロント開発</li> <li>・牧港補給地区の返還跡地利用との一体性のある西海岸開発</li> <li>・那覇港の岸壁・荷捌き施設等の整備</li> <li>・那覇空港自動車道、那覇港臨港道路、西海岸道路の一体的整備</li> </ul>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【那覇港湾施設跡地利用】</p> <p>那覇港湾施設等の跡地利用にあたっては、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、跡地利用推進法等の延長・拡充に取り組んでまいります。</p> <p>【港湾、道路整備】</p> <p>西海岸地域に位置する那覇港は、沖縄県全体の物流、人流の拠点的な港湾として沖縄県の経済社会活動を支えており、沖縄と外国・本土、沖縄本島と宮古・八重山・周辺離島との間を繋ぐ、沖縄県で最も重要な港湾です。</p> <p>現在、那覇港港湾計画の改訂に向け、国内外からの那覇港に対する需要や、沖縄県全体・那覇市・浦添市における将来の産業戦略等を踏まえ、岸壁、荷さばき施設、保管施設等の物流空間や、牧港補給地区跡地との一体的利用を想定した交流空間等の将来計画の検討を進めてまいります。</p> <p>あわせて西海岸地域に位置する、那覇空港自動車道等の一体的整備については、ハシゴ道路ネットワークや2環状7放射道路の整備を国と共に推進しており、今後も鋭意取り組んでまいります。</p> <p>【計画的な都市開発の推進】</p> <p>浦添西海岸地域の整備については、臨空・臨港型産業の推進又は新たな魅力ある観光関連施設の投資促進を目的とした制度の新規・拡充要望を行っており、ご意見いただきました内容についても、条件等があれば活用可能です。</p>	企画部 土木建築部 商工労働部
343	II 制度提言			<p>3. テレワークの普及促進【関連/参考P170・P172】</p> <p>○国においては、ワーク・ライフ・バランスの実現、生産性向上、人口減少時代における労働力人口の確保、地域の活性化、非常時における業務継続(BCP)の確保などを目的に、ICTを活用したテレワークの導入が推進されているが、コロナ禍の影響により、その動きは加速度的に進んでいる。</p> <p>○加えて、離島・過疎地域における人材確保、離島・過疎地域居住者の就業機会の増加など離島の定住条件の整備にも寄与。</p> <p>○しかし一方で、中小・小規模事業者では、導入に係るコスト面やノウハウなどの課題等によりテレワークの導入・普及が進まない状況。</p> <p>○県内中小・小規模企業におけるテレワーク普及促進のため、IT機器やソフトウェア等の導入費用や人材育成等に係る支援が必要。</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>本県で取り組む「ワーク・ライフ・バランス推進事業」において、今年度は新規に中小企業等におけるテレワークの導入支援を行っております。支援の内容は、セミナー等における普及啓発や専門家(社労士等)派遣による社内規定等の整備のための取組支援等を行っております。その他にも、毎年、総務省と共催でテレワークセミナーを開催しております。</p> <p>また、沖縄労働局では、IT機器やソフトウェア等導入費用や人材育成等に係る支援として、助成金制度による取組を行っているほか、県においても、県内中小企業・小規模事業者の労働生産性向上のため、業務のIT化等を促進する取組を実施しております。</p> <p>現在要望している制度においても、ソフトウェアやクラウドサービスの利用やテレワークの推進、IT専門家のハンズオン支援などの経費への一部助成を要望しており、実現に向け国と協議していきたく考えております。</p>	商工労働部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
344	Ⅱ 制度提言			<p>4. 多様なニーズに対応した世界水準の観光地づくりと人材育成【関連/参考P107・P117・P174】</p> <p>○コロナ禍以前は、入域観光客数が1千万人を突破するなど、観光業を中心に県経済の好調を維持していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、観光需要が一瞬にして蒸発し、県経済は極めて厳しい状況が続いている。</p> <p>○このような中、with/postコロナにおける県経済の回復・振興発展には、牽引役である観光業の回復・発展が不可欠である。</p> <p>○観光業の回復・発展に向けた多様な観光ニーズに対応した世界水準の観光地づくりにおいては、自然・文化・歴史等の魅力ある観光資源を活かした商品開発、質の高いサービスの提供、ホスピタリティの向上、国内観光の誘客、東アジア地域に加え欧米等からの誘致拡大等に係る施策・支援が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なニーズに対応した商品・サービスの提供及び情報発信</li> <li>・富裕層向けの施設整備(宿泊施設、スーパーヨットのマリナー整備等)</li> <li>・外国人観光客向けの人材育成(実践的な語学・接遇研修等)</li> </ul>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>沖縄県が目指す高い国際競争力を有する観光地の形成に向け、民間企業の投資を促し、魅力ある施設整備を促進するため、観光地形成促進地域制度において、質の高い宿泊施設が税の優遇措置の対象施設となるよう対象要件の拡充を検討しております。</p> <p>人材育成については、現在要望している「人材投資促進税制」において、企業が自ら取り組む人材育成の実施を後押しします。また、「観光人材育成・確保促進事業」において、講師データベースを活用し、講師(語学《英語・中国語・韓国語等》接遇等)と企業のマッチングに取り組んでいるところです。より多くの企業が講師データベースを活用することで、外国人観光客に対して質の高いサービスを提供できる人材の育成が促進すると考えております。</p>	文化観光スポーツ部 商工労働部
345	Ⅱ 制度提言			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「空手の聖地・沖縄」の形成に向けた支援は適切な制度要求だと思ふ。</li> <li>・沖縄空手の発展は「沖縄空手振興ビジョン」の着実な推進により達成できるものと判断している。当制度が創設されれば、より確実に発展が図られるものと考えている。</li> <li>・ユネスコ文化遺産登録で世界に誇れる文化だということをアピールできるよう、気運醸成を進めて頂きたい。</li> <li>・次世代の保持者のためのステージが必要である。保持者の認定が70歳代以上という状況を鑑みると、50歳代の空手家を次代の候補者として育成する研究会、勉強会が必要である。次の振興計画に盛り込むレベルではないが、是非必要である。</li> </ul>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>沖縄空手の保存・継承・発展を図るため、関係者と意見交換させていただきながら、より効果的な制度(支援)となるよう検討していきたいと考えております。</p>	文化観光スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
346	Ⅲ その他			<p>軽油引取税の減免について                      バス事業における支出の大きな部分を占めている燃料費(軽油)に係る軽油引取税の減免についてお願いしたい。                      新型コロナウイルス感染症により非常に大きな影響を受けており、路線網を維持し、乗務員の雇用を確保するためにも減免制度についてご検討をお願いしたい。</p>	⑤その他	<p>バス事業の経営に関し、軽油引取税が大きな負担となっていることに加え、新型コロナウイルス感染症による影響は、本県に限らず全国的に深刻な状況となっていることから、「全国共通の課題」として、国に要望を行うことが重要と考えております。</p>	企画部
347	Ⅲ その他			<p>観光産業振興                      観光地の形成や振興にあたっては、団体客受け入れについても十分配慮をお願いしたい。これまでも貸切バスが入れないなど、団体客の利用に不便を期待している観光地は多く存在する。                      免税店などにおいても大型バス駐車場の不備から路上での乗降や待機をしいられ、排気ガスや騒音、また交通安全の障害とみなされるなど、地域との関係の悪化を招いている。                      修学旅行などで、戦跡やガマなどへ案内することも多いが、たいていは住宅地や農村部にあり大型車両の出入りは想定されておらず、見学者は長距離の徒歩移動となるほか、路上駐車となることから地域住民との摩擦も懸念される。安定的に利用できないと戦跡地やガマの訪問など、体験のない平和学習となり、沖縄戦の悲惨さや平和の尊さを十分に伝えられなくなる。                      外国人旅行者の増加を見込めば、免許の関係で車を持たない方も多く、バスツアーなどを利用することが多いことは容易に予想される。安全・円滑な旅行を楽しんでいただくためにも、史跡や施設の整備にあたっては観光バス駐車場の整備も併せて進めていただきたい。</p>	④対応の方向性を検討中	<p>一部の史跡や観光施設等において、大型バスの駐車場が不足している状況があることは認識しており、特に、史跡については、道路整備なども含めて、関係市町村との連携も必要となることから、対応の方向性について、検討してまいります。</p>	文化観光 スポーツ部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
348	Ⅲ その他			<p>災害に強い空港づくりに向けた支援                      那覇空港は沖縄本島唯一の空の玄関口であり、大規模災害によって機能停止すると、沖縄のくらしと経済が大きな打撃を受ける事態になります。                      このため、那覇空港ビルディング株式会社においては地震・浸水対策工事を進めているところですが、当該工事には多額の費用を要することから、事業の公共性及び重要性に鑑み、財政支援及び各種税金の軽減措置等を要望いたします。</p>	⑤その他	<p>県としまして、那覇空港旅客ターミナルビルの防災・減災機能の強化は、県民生活や産業活動を支える重要な社会基盤の強化に資するものと認識しており、どのような支援が可能か、意見交換しながら検討していきたいと考えております。</p>	企画部
349	Ⅲ その他			<p>安全安心な空港づくりに向けた取組強化                      安全安心な旅行環境の整備と航空需要の回復拡大に向けて、空港内PCR検査体制の整備と空港内診療所の整備に対する国及び沖縄県の取組強化を要望いたします。</p>	⑤その他	<p>【保健医療部地域保健課】                      国際線を有する主要空港においては、海外へ渡航する際に必要な陰性証明を発行する目的でPCR検査センターが設置されていると認識しております。                      現在、県では、来訪者に対する検査として、サーモグラフィにて熱を感知した方を、TACOにおいて問診を行い検査につなげているところです。                      なお、空港でのPCR検査センターの継続的な設置については、疫学的な観点や県内医療資源の状況、県内民間検査機関の活用などを踏まえて整理する必要があると考えております。</p>	保健医療部
					⑤その他	<p>【企画部交通政策課】                      (空港内診療所の整備)                      那覇空港における診療所設置については、どこまでの医療水準を求めるか、求める水準で実施できる診療所があるか等の課題を整理する必要があると考えております。                      県としましては、診療所を設置している他空港の状況把握に努めるとともに、関係機関と意見交換してまいります。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
350	Ⅲ その他			<p>「沖縄健康医療拠点の形成」について、以下の2項目について制度提言いただきたい。</p> <p>1.（産業振興分野） 産業界と医学部・病院を含めた琉球大学の生命系や工学系学部との連携を促進するように、琉球大学のキャンパスの周辺地域を、シーズ発掘、ベンチャーの起業、産学連携、地域創生のために、バイオ産業、医工連携、情報産業の集積地とする取り組みを行う。企業誘致のための補助金や税制優遇措置の創設および、空港からのアクセス改善のためのインフラ整備。 【沖縄らしいSDGsの優先課題:P2-④,⑤】</p>	③制度要望は せずに新たな 計画への記載 を検討中	【企画部科学技術振興課】 産学連携や大学発ベンチャー起業の促進等、県内大学等を核としたイノベーションを継続的に創出するための仕組み作りにつきまして、新たな計画において引き続き取り組むことを検討してまいります。	企画部
					④対応の方向 性を検討中	【企画部交通政策課】 空港からの交通手段については、バス事業者と調整し、令和3年1月から、モノレールでだこ浦西駅と大学を結ぶ路線を開設したところです。 また、空港から西普天間地区の医学部キャンパス予定地までの交通手段については、バスレーンの延長・拡充を含む「基幹バスシステム」の構築により、アクセス性の向上を図ってまいります。	企画部
					①現在要望し ている制度で 対応を検討中	【商工労働部産業政策課】 地域への企業集積を図る際には、現在要望している「情報通信産業振興地域・特別地区」、「産業高度化・事業拡大促進地域」等により、税制優遇措置を活用することが可能であるものと想定します。	商工労働部
					③制度要望は せずに新たな 計画への記載 を検討中	【土木建築部道路管理課】 空港からのアクセス改善のためのインフラ整備については、ハシゴ道路ネットワークや2環状7放射道路の整備を国と共に推進しております。また、沖縄地方渋滞対策推進協議会にて主要渋滞箇所に特定された交差点では渋滞ボトルネック対策を行っております。新しい沖縄振興計画においても計画を位置づけ、引き続きネットワークの構築や渋滞対策を進めて参ります。	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
351	Ⅲ その他			<p>2.（保健医療分野） 離島・へき地を抱える沖縄県の地域医療を担う人材育成およびそれを促進するICTおよびVRやARなどの仮想現実シミュレーションを応用した教育システムのハード及びソフト開発による医療教育の開発を行い、それを促進することで、先進的な医師育成を行い、全県的な医師確保体制へと結びつける。新たな奨学金制度の創設、地域枠制度の継続、研修体制の構築及び参加者への財政支援、シミュレーション施設充実、ICTやARやVRなどの先進的な科学技術の開発のための人材開発のための財政支援の創設。 【沖縄らしいSDGsの優先課題:P1-②】</p>	③制度要望はせず新たな計画への記載を検討中	<p>これまで、琉球大学における医療人材の育成については、地域医療介護総合確保基金等を活用し、地域枠学生への奨学金の貸与、地域医療関係講座の支援、シミュレーションセンターの整備支援等の事業を行っております。 現行21世紀ビジョン基本計画で沖縄健康医療拠点との連携は産業振興の観点から位置づけられておりますが、沖縄健康医療拠点において地域医療を担う人材の育成も重要な課題であると考えており、新たな振興計画において保健医療分野の記載の拡充を検討してまいります。</p>	保健医療部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
352	Ⅲ その他			<p>（環境保全、景観形成、生活基盤整備、防災・減災、農林水産業振興、離島振興（産業振興））の制度提言の項目に関係すると考えられる以下の政策、制度を提案します。</p> <p>【沖縄県民の生活・産業基盤を守り、沖縄県土全体を台風や災害等から強靱化する樹林帯、緑地帯（防災林、減災林、防風林、防潮林、景観形成林など）のグリーンインフラの造成と再構築に関する制度を提案します】</p> <p>沖縄県、沖縄島と離島も含み、生活や産業基盤を守る「防災林、減災林、防風林、防潮林、海岸林、農地あるいは林地防風林、海岸防風林や海岸防災林、景観形成林など」の整備が標記の中間報告には抜けていると思います。</p> <p>できるだけ外来種の樹木等を使用しない生活基盤を含めた農林業や工業地などの生産基盤、港湾、漁港等に造成する防災林、減災林と生活圏を囲む景観形成林、緑地帯の造成などのグリーンインフラとしての樹林帯を年度計画で造成できる制度設計を提案するものです。島嶼であるが故の沖縄県での独自性や特色として、生活圏、産業生産圏を囲むように新規造成や過去に造成されたが現時点で老齢化しているそれらの樹林帯の更新など、県土強靱化の基盤整備を沖縄県政の基本政策として実行する必要性を提案します。さらに、農林水産振興という少し狭い範囲では、農林水産振興のための防災、減災林としてのグリーンインフラの基盤整備とその高度化は不可欠です。その基本的な基盤の上に、耐風性のガラス室、温室、豚舎、畜舎があり、サウキビなどの耕作地があるイメージです。離島では海岸防災林の老齢化から生産されるサウキビの糖度低下の現象も生じています。沖縄県政の基盤的な政策として必要な県土強靱化政策です。</p>	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	<p>【農林水産部】</p> <p>生活や産業を守るための樹林帯の整備・更新は重要であると認識しております。</p> <p>県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、台風や冬期の季節風から農地や生活基盤を守るため、在来種による農地防風林や潮害防備・防風保安林の整備等を行っております。</p> <p>今回いただいた意見も踏まえ、引き続き新たな沖縄振興計画への位置付けを検討してまいります。</p>	農林水産部
				①現在要望している制度で対応を検討中	<p>【土木建築部】</p> <p>景観形成については、沖縄らしい風景づくり制度(p28)の「3(1)市町村が景観形成を推進する地区において住民や企業等が取り組む景観形成」に「緑化」を位置付けており、財政支援の対象として提言します。</p> <p>また、海岸における現在の取り組みとして、養浜背後の飛砂防止施設を計画する際、環境と調和する植栽の活用を検討し、自然的な海岸景観を損なわないよう配慮しています。頂いたご意見を踏まえ、今後も環境保全について配慮することとし、植栽は在来種を優先して使用すること等、新たな沖縄振興計画への記載を検討します。</p> <p>さらに港湾緑地は、その目的に応じて良好な環境の整備に資するとともに、防風、防潮、防音等の緩衝機能も満たす植栽管理も行うこととしております。</p> <p>グリーンインフラとしての緑地整備や保全については、関係部局と連携し対応を検討していきたいと考えております。</p>	土木建築部	

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
353	Ⅲ その他			船舶輸送が交通手段となっている市町村にとって、船の建造にかかる費用は大きな財政負担となっている。現在、沖縄振興特別推進交付金によりその費用は補助されているが、他の交付金事業に与える影響が大きいことから、新たな支援制度の創設を要望する。また、離島航路運航安定化支援事業の対象である1航路1隻の撤廃を求める。	④対応の方向性を検討中	船舶の更新支援については、平成24年度から令和2年度までに11航路12隻の更新が完了しており、離島の定住条件の整備に寄与したものと考えております。 このため県としては、令和4年度以降も一括交付金制度の継続を国へ求めることとしており、船舶の建造・買取支援事業についても継続する必要があると考えております。当該事業のあり方については、今後の船舶更新に係る事業量やスケジュール等を勘案して検討していきたいと考えております。	企画部
354	Ⅲ その他			<p>・【担当部課】の記載の仕方について(全般)</p> <p>各制度の表の最下段に「担当部課」がありますが、全体を通した整合の面及び担当部課の入れ方(考え方や基準)について、気づき程度ですが参考までに記載させていただきます。</p> <p>担当部課は、提案する制度の担当部課を記載していると記述(p.7)されていますが、例えば、全体としては主に提案する担当部課を1課ないし2課程度入れられていますが、「赤土等流出防止対策制度(p.12)」では2部5課、「花と緑あふれる緑化対策強化支援制度(p.20)」では2部2課、(p.112)では2部3課、…などの複数部署を記載されており、少し整合が図られていない感や失礼ながら縦割りの印象を受ける面もあります。</p> <p>一つの部門で管理、提案できる制度については、1課を基本とした記載で適当と思われるかもしれませんが、横断的な意味合いをもつ制度については、やはり複数部門を記載された方が、連携を必要とする制度であることが分かるとともに、横の連携を重視していることが読み取れるように思われます。</p> <p>例示すると、「沖縄らしいSDGs推進特区(p.8)」などは全部署に関わりますが、企画部の他に、商工労働部(経済面)、環境部(環境面)で代表させたり、「うちなーロードセーフティ事業(p.11)」は土木建築部の他に環境部自然保護課を追記、「海岸漂着物総合対策体制構築支援制度(p.14)」は環境部の他に土建港湾部や河川部の追記、「港湾における感染症対策(p.37)」は港湾課の</p>	⑤その他	担当部課の欄につきましては、今回提案する制度提言(中間報告)について検討を進めている課を記載しているところであります。 現在、県民、市町村、県関係団体から幅広く意見を頂いているところであり、今後はこれらの意見を踏まえ、国へ提案する制度の内容を検討していくこととしております。検討を進める中で各制度の関連する分野も精査されていくことから、ご提案いただいたご意見を踏まえ、それぞれの分野で制度を担当する部課を表記していきます。	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
				他に保険医療部の追記・・・など沢山見受けられるかと思えます。併記する場合は工夫した記載法もありそうです。全体に波及する内容ですので、参考までに示させていただきました。			
355	Ⅲ その他			<p>《ファミリーサポートセンター事業の矛盾》</p> <p>①生後1か月～3か月頃子ども預かり依頼が多い。「自営業」「就職決定したが預け先がない」や「日銭を稼がないと生活できない」「兄弟認可園継続のために就活し勤労証明書を提出したいため」等深刻な状況。</p> <p>②保育園送迎1年間等送迎が必要(生保家庭・多子家庭・要対協)。ファミサポは有償(1時間1人600円)にも関わらず他に依頼するシステムがないため行政が依頼する(NPO活動に頼る)。子育て困難・困窮家庭に対応すると行政からは「ファミサポの仕組みで対応するものではない。」と叱られる現状。</p> <p>徒歩圏内に保育園があれば・兄弟同じ保育園に通園できたら・1～3か月児の預かりがあれば・親(兄弟・家族)入院(病気)時子どもの預かりができれば・病児預かりがあれば・親子行き場がない時の宿泊先があれば・コミュニケーションのとれない(とれにくい)親に対応する仕組みがあれば・夜勤務時子どもの預かりがあれば他。</p> <p>ファミサポは地域有償ボランティア活動であり、上記活動はファミサポ事業の範囲ではありません。では、誰がやってくれますか？どの仕組みがありますか？謝礼金を肩代わりするシステムを教えてください・・・。</p>	⑤その他	<p>県は、市町村が保護者へのニーズ調査やこれまでの利用状況等を踏まえて策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施する、地域子ども・子育て支援事業を支援しております。</p> <p>本事業では、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を保育所等で預かる「一時預かり事業」、病気の児童を病院等に付設された専用スペース等において一時的に保育等を行う「病児保育事業」、地域の子育て支援事業等の利用に関する相談、助言等を行う「利用者支援事業」、子どもの預かりを希望する方とそれを支援したい方をつなぐ「ファミリーサポートセンター事業」など、様々な事業が可能となっております。</p> <p>県としましては、地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援事業等の実施について、市町村の取組を支援してまいります。</p>	子ども生活福祉部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
356	Ⅲ その他			SDGsのゴール目標5(ジェンダー平等を実現しよう)に県の具体的な政策等が見えない。 女性力・平和推進行政は知事の目玉行政であるので、女性たちの声を聴くシンポジウム、講演会、女性団体との意見交換会などを積極的に取り組んでほしい。	⑤その他	県では、第5次男女共同参画計画に基づき、SDGsも踏まえた上で、女性が様々な分野で持てる力を十分に発揮できる社会を実現するため、全庁的に取組を進めています。 次年度は第6次男女共同参画計画の策定年度となっており、誰一人取り残さない、持続可能な開発というSDGsの理念を踏まえて実効性のある計画を策定していきたいと考えております。 また、女性人材育成講座「ている塾」での公開講座や知事と沖縄県女性団体連絡協議会との意見交換会等を実施しているところです。	子ども生活福祉部
357	Ⅲ その他			保健医療・離島振興に関する制度提言は、沖縄の課題に対して必要な事業であると賛同する。 今回、これら諸施策を補強し、課題に大きく寄与する可能性を考え「病院船の沖縄誘致」を提言する。 米国海軍病院船マーシー東京記念シンポジウム(H30.6.19)報告書によれば、病院船は以下のような可能性を有している。 1. 高い品質の医療を被災地に横付けでき、被災現場に十分なリソースを背景に展開する通常医療を持ち込むことが可能。 2. 医療に関して自己完結ができ、傷病者への療養環境提供のみならず、医療者自身の安全や食料、アメニティに対する不安も払拭可能。 3. 最先端の医療設備や資機材を具備しており、災害時以外の運用も可能。 病院船は、災害時においては上記の機能により国民の安全に寄与するが、平時においては巡回し離島医療を助け、病院船寄港の為に港湾整備や乗員と島民との交流が図られる等、離島の経済、文化活性化に大きく貢献するものとする。	⑤その他	新たな感染症や大規模災害が発生した場合には、迅速かつ十分に医療提供の場を確保することが重要であります。 病院船の活用については、現在、国において検討が進められている状況であり、県としても国の動向を注視したいと考えております。	保健医療部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
358	Ⅲ その他			<p>沖縄県の出生数は1975年には22,371人であったが、2019年14,902人と急激に減少している。抜本的な介入でこの現象を止めなければ極度の人口減少と高齢化に見舞われ、社会基盤そのものが損なわれる。</p> <p>少子化対策には、妊婦と分娩施設への支援の拡充が是非とも必要である。具体的には分娩手当の増額と、分娩を扱う医療機関における分娩に係る収益への減税措置を行うことが、現状の少子化対策を行う上で最も有効な策である。</p> <p>減税の導入は医療機関から妊婦へ要求する分娩費の抑制を図るためである。</p>	④対応の方向性を検討中	<p>現在、産科医療機関における分娩手当は、産科医の待遇改善のため、沖縄県地域医療介護総合確保基金を活用した産科医等確保支援事業において、分娩取り扱い1回当たり1万円を補助対象とし、その1/3を補助しております。当該手当の増額につきましては、少子化対策の効果、他県の状況等を勘案し、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、少子化対策に係る医療機関への減税措置については国において検討がなされるべきものと考えております。</p> <p>県としましては、妊娠、出産に係る体制整備として、周産期母子医療センター運営事業等を実施し周産期医療の充実に向けた取組を今後も継続して実施していきたいと考えております。</p>	保健医療部
359	Ⅲ その他			<p>健康長寿の分野については、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」や「健康長寿おきなわ21」等において示されているところであるが、各計画を横断的かつ大局的に整えるとともに、より具体的かつ実際の施策の提言が求められる。</p> <p>以上のことから提言への下記事項の追加についてご検討いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 徹底した減塩・減量指導のもと、適切に血圧を管理する地域・社会づくり</li> <li>2. 介入対象者（要医療者等）の全数把握と適切な保健・医療介入の仕組みづくり</li> <li>3. 行政・企業・保健医療関係団体等のシームレスな健康情報の共有・分析のための仕組みづくり</li> <li>4. 実際に即した健康施策を実践するための人材と予算の確保</li> </ol>	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	<p>働き盛り世代の有所見率および死亡率の改善は極めて重要な課題であり、効果的かつ具体的な施策の展開が求められていると認識しております。</p> <p>新たな計画等において、ご意見を頂きました事項を含め、働き盛り世代を中心とした県民の生活習慣病予防対策をより推進できるよう、有識者等を交えた分析・検討を実施し、健康長寿おきなわ復活推進本部や県民会議等を通じて情報の共有を行い、行政・企業・保健医療関係団体等と一体となった健康づくりを推進していきたいと考えております。</p>	保健医療部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
360	Ⅲ その他			<p>・イノベーションパーク特別地区やSDGs特区等の新たに創設構想があるが、これまで6つの特区・地域制度と別枠ではなく、これまでの制度の検証を行いつつ、特区の目的や役割に基づく統廃合を行い簡素化すべき。これまでに法改正や運用面の改善を延々と行ってきた税制を生かすことと反省に基づいて適切に見直しをしっかりと行うべき。</p> <p>・現在でも特区の数が多すぎて、税制の解釈が困難となっている。さらに新たな特区税制が増えることは、窓口となる行政も、納税者も理解困難になる恐れがある。</p> <p>・各特区の担当部課が縦割りとなっているため、統一しにくいのではないかと。統括部署を設けてほしい</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>新たに要望する特区制度においては、目的や措置内容等について既存の制度との整合を図るとともに、特区・地域制度の統廃合についても各担当部局と連携して検討してまいります。</p> <p>なお、地域・特区制度の円滑な活用が図られるよう、平成29年度から「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」を設置しており、引き続き、制度活用事業者の利便性向上に努めてまいります。</p> <p>統括部署については、企画部企画調整課が沖縄振興特別措置法に基づく制度の総合調整を行う部署として定められております。</p>	企画部
361	Ⅲ その他			<p>統計上必要な措置かとは推察されるが、手続方法の簡素化（提出方法、様式1枚）を徹底し、事業者の書類作成や提出業務の負担を軽減することを徹底すべき （例、県税申告時の添付書類とすること、電子申告の添付等で完結させること）</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	<p>各制度の効果を検証するうえで、特別措置の適用を受けた事業者による設備投資の状況やその効果を把握することが重要と考えております。</p> <p>現行の制度では適用を受けた事業者を把握できないことが課題となっていることから報告を求めるものですが、手続き方法につきましては、簡素な手続きとなるよう進めてまいります。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
362	Ⅲ その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書様式を簡潔にし、記載項目の説明及び記載例を整備すること</li> <li>・地方税の課税免除申請及び特別事業認定・事業認定の電子申請を可能にすること</li> <li>・特別事業認定、事業認定申請の要件及び手続書類等について、公開し、申請するかどうかの自己判断をある程度可能にできるようにすること</li> </ul>	⑤その他	<p>&lt;事業認定、特別事業認定&gt;                      事業認定、特別事業認定の申請は、所得控除を受けようとする場合に必要の手続きとなっておりますが、所得控除が極めて特例的な税制措置であることから、その認定にはいくつかの要件が定められており、申請書等により要件を充たしているか確認しています。                      申請書の記載事項については、法令に定められており、事業者の適切な申請のために必要な事項であると考えております。                      県としましては、事業者の円滑な申請に資するよう、項目の説明及び記載例の内容やその公開について検討してまいります。                      なお、「産業高度化・事業革新促進地域制度」における実施計画の認定申請については、提出書類の簡略化を要望することとしております。</p> <p>&lt;地方税&gt;                      課税免除申請書様式については、制度改正等を踏まえて適宜見直しを図っているところであります。                      課税免除申請書の記載例については、法人事業税については県ホームページで掲載済ですが、そのわかりやすさや不動産取得税についても今後対応を検討します。                      電子申請への対応については、「エルタックス」や「沖縄県電子申請サービス」等を活用した対応について検討します。</p>	企画部
363	Ⅲ その他			消費税増税、コロナウイルス感染症の影響、働き方改革、社会保険料の負担増等、大型化している自然災害による企業の弱体化を回復させるための措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物附属設備の建物との同時取得要件を廃止</li> <li>・制度の適用期限を10年間延長する</li> <li>・区域要件を拡充する</li> <li>・投資税額控除及び特別償却にソフトウェアを追加し、取得価額の下限を100万円から50万円に引き下げる</li> <li>・法人税の投資税額控除及び特別償却に係る取得価額の合計20億円を限度額とする規定を廃止</li> <li>・事業税、固定資産税、事業所税課税免除適用期間をt年から10年に延長（減収補填）</li> </ul>	①現在要望している制度で対応を検討中	ご意見のとおり要望してまいります。	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
364	Ⅲ その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行法では、対象事業及び用途など対象資産の絞り込みが細かく区分されすぎていて判断を困難にしている1つの要因となっている。特区目的であれば幅広く対象とするよう、特区間の整合性も考えて整理することを要望する。</li> <li>・共通対象資産として、建物・建物附属設備、構築物、機械装置、器具備品・ソフトウェアとすべき</li> <li>・「建物及びその付属設備」の文言を「建物及び付属設備」に変更する。</li> </ul>	⑤その他	<p>対象事業及び対象資産やその用途については、集積しようとする産業や施設など、各制度の目的を達成するため必要な事業や設備として、対象や用途が定められているものと考えております。</p> <p>対象資産の拡充及び整理については、これまでの効果や生じている課題を踏まえながら、各制度の目的と照らし、目標を達成するために適切な区分となっているかを検証するなど、必要性を検討してまいります。</p> <p>「建物及びその付属設備」の文言の変更につきましては、建物附属設備を建物と同時に取得する要件の撤廃を要望することとしておりますので、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	企画部
365	Ⅲ その他			<p>【税額控除、特別償却】</p> <p>離島県である沖縄は全産業にとってデジタル社会対応は早急かつ全島必須で、そのための設備投資を促進するためにソフトウェア及び関連するすべての器具・備品を対象とすべき(全特区・地域対象)</p>	①現在要望している制度で対応を検討中	IT関連投資については、要望する「生産性向上促進制度」にて財政支援の形で対応を行ってまいります。	商工労働部
366	Ⅲ その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・定義が明確でないため、適用判断が不安なケースが多い</li> <li>・建物・建物附属設備、構築物の全面的な撤去・建築は「新設」との扱いにすべき</li> <li>・耐用年数を超えた償却資産の撤去・新規取得は「新設」との扱いにすべき</li> <li>・その他「新設」又は「増設」の要件を廃止し代替資産の取得を含むとする意見あり</li> </ul>	⑤その他	<p>いただいたご意見については、特区内にすでに立地している企業の設備投資の促進に資する内容であると考えられます。</p> <p>地域・特区制度が企業立地を促進することによる特定の産業の振興を図ることを目的としていることから、ご意見の内容について各制度の目標を達成するために適切であるかなど、検討してまいります。</p>	企画部
367	Ⅲ その他			離島ならではの調達コストを軽減するために中古資産を活用しているが、中古資産に対しても優遇されるよう引き続き適用すべき	①現在要望している制度で対応を検討中	優遇措置のうち特別償却については、新品だけでなく中古資産も対象となっておりますので、本措置が継続されるよう国に求めてまいります。	企画部
368	Ⅲ その他			対象資産の賃貸業を全特区の対象事業とすべき。中小零細企業の比率の高い沖縄県では、設備投資の資金調達に苦労している。その解消先として、比較的資金のある事業者が設備を購入し賃貸するケースがある。その両社に優遇税制が適用されるようにすべきである。(経金特区で提案済み)	⑤その他	対象業種については、集積しようとする産業や施設など、各制度の目的を達成するため必要な業種として定められているものと考えております。いただいたご意見につきましては、各制度の目的と照らし、目標を達成するために適切であるかなど、検討してまいります。	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
369	Ⅲ その他			人材育成・確保に用する費用を税額控除の対象とすることは各特区共通課題である。働き方改革の一助にもなる（経金特区で提案済み）	①現在要望している制度で対応を検討中	当件については、要望する「人材育成投資税制」にて対応を行ってまいります。	商工労働部
370	Ⅲ その他			特区ごとに「課税の特例」（国税）と「地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置」（地方税）が規定されているが、対象事業や対象資産はできるだけ国税と地方税で齟齬のないように規定してほしい。現行法では沖振法が地方税の対象資産を狭めている。	①現在要望している制度で対応を検討中	ご意見のとおり、「課税の特例」（国税）と「地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置」（地方税）に規定する対象資産を統一するよう国に求めてまいります。	企画部
371	Ⅲ その他			①日本標準産業分類では、製造小売業は「小売業」と分類され優遇制度から除外されている。それに対して製造卸売業は「製造業」に分類される。製造業が増加発展していない現状を踏まえ、すべての製造を行う業者を等しく優遇制度の対象にするべき ②沖縄では離島ならではの設備調達コスト高があり、製造業が自前で設備を調達し製品製造を行い販売し黒字化にすることは至難の業である。設備投資をする事業者と製造する業者が協力しているケースは多い。製造業と製造業に対する不動産賃貸業の双方に優遇制度を適用すべき ③離島ならではの調達コストを軽減するために中古資産を活用しているが、中古資産に対しても優遇されるよう引き続き適用すべき	⑤その他	①これから策定される新たな沖縄振興計画の方向性に沿った製造業の振興につながる事業の拡充を要望してまいります。 ②別途ご意見いただきました「3（特区共通）対象資産の賃貸業」に準じます。 ③別途ご意見いただきました「（特区共通）対象資産（中古資産）」に準じます。	商工労働部
372	Ⅲ その他			対象資産の取得価額で判定することで統一すること。 （一の生産等設備の金額基準と対象資産の2つの判定は煩雑）	⑤その他	沖縄振興特別措置法をはじめその他の地域特例法に設けられている課税の特例については、それぞれの目的などに基づき一定規模の設備の新設又は増設を対象としております。 県としましては、当該特例措置の幅広い活用に向けて、対象となる額について1700万円から1000万円に引き下げを国へ要望し認められたところであります。 引き続き、各特区・地域制度の設けられた目的に沿った設備の整備を促進する必要があることから、一定規模以上の特定の資産を課税の特例の対象とする措置は必要と考えております。 また、わかりやすく活用しやすい制度となるよう努めてまいります。	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
373	Ⅲ その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖振法と総務省令の整合性に留意する（情報特区地域の例）</li> <li>・不均一課税に伴う措置が適用される場合等を含める省令（以下、「総務省令」とする）第2条の対象設備から車両及び運搬具、船舶、航空機を除外する。沖振法と商務省令の対象設備を統一するため、また、情報通信産業を発展させるにあたって特に必要でない設備を除外する。</li> <li>・固定資産税の課税免除の対象資産に建物附属設備と器具及び備品を追加する</li> </ul>	⑤その他	<p>いただいたご意見のとおり、沖縄振興特別措置法と総務省令の整合性に留意しながら取り組んでまいります。</p> <p>総務省令から必要でない設備の除外及び固定資産税の課税免除対象資産の追加については、各制度の目的と照らし、必要な資産となっているかを検証するなど、検討を進めてまいります。</p>	企画部
374	Ⅲ その他			<p>国税の優遇措置については、青色申告法人だけが対象になっている税制があるが、個人の青色申告事業主についても対象に含めるべき。</p>	⑤その他	<p>特区・地域制度は、企業の集積による特定の産業の振興のほか、立地企業による雇用の創出などを図ることを目的としています。</p> <p>個人の青色申告事業主を対象とすることについては、その効果を各制度の目的と照らし、目標を達成するために適切な手段であるかなどを検討してまいります。</p>	企画部
375	Ⅲ その他			<p>下記の制度概要を追加していただきたい。</p> <p>離島において海洋深層水等の海洋資源を活用した産業の拡大・活性化を図るため、施設等についての国の財政支援を創設する。【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■離島の多くは人口規模や経済規模が小さく、生活・産業活動の条件が厳しい。</li> <li>■離島には大規模産業がないため、若年者の就業の場が少なく若年者の流出が慢性的に続いている。</li> <li>■離島の製造業は移動等の条件不利から産業の拡充に制約を受けている。</li> <li>■豊富な地域資源、特に海洋資源量は膨大であるが、取水設備等の施設整備が乏しく、産業の拡大に大きな障害となっている。</li> <li>■離島住民が安心して暮らし続けることが出来るよう地域産業の自立・活性化・安定化や新規創業の促進に繋がる。雇用の場を拡充することにより人口流出を防ぐ必要がある。</li> </ul>	⑤その他	<p>県では、離島・過疎地域の振興を県政の最重要課題と位置づけ、沖縄21世紀ビジョン離島振興計画に基づき、離島地域の条件不利性を克服し、住民が安心して生活し働くことができる持続可能な地域社会を形成するため、交通、教育、医療、福祉等の定住条件の整備を図るとともに、観光リゾート産業、農林水産業等、島々の特色を生かした産業の振興や、体験プログラム、民泊の取組等を活用した交流機会の拡大など、様々な離島振興策を推進してきたところです。</p> <p>久米島町が事業主体として取り組んでいる海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であると認識しております。</p> <p>このため、町が主催する「プロジェクト推進会議」に県から関係部局職員を派遣し、町の計画に対する意見交換を行っているところです。</p> <p>久米島町は、当該取水施設の新設の財源として防衛省補助金を活用すると聞いております。</p> <p>県としましては、引き続き、様々な観点から意見交換を行うなど、技術的な助言を行ってまいります。</p>	企画部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
376	Ⅲ その他			機能性食品や薬用効果のある植物が亜熱帯地域である沖縄には数多く存在する可能性がある。 産学が連携し商品化に結びつけるよう行政の支援が必要と考える。	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	県では、沖縄県健康産業協議会が実施する「健康食品のブランド認証制度」等への取組支援のため、亜熱帯地域に特有な県産素材の機能性に関するエビデンス調査を行い、県内企業へ情報提供を行っているところです。これらの取組成果を踏まえ、今後も引き続き県産素材の機能性を活用した付加価値の高い製品開発を支援してまいります。 また、産学連携に関しては、「産学官連携製品開発支援事業」により、産学官連携による本県の地域資源等の特性を活用した高付加価値製品の開発に対する支援等を行っております。 なお、新たな特許取得による商品化の場合は、要望している「パテントボックス税制」において税制優遇措置を受けることが可能です。	商工労働部
377	Ⅲ その他			将来においては、プラント部品の製造や機械開発が地元企業において可能になれば、技術の向上や新製品開発に繋がる。現在、「製造業県内発注促進事業」において県工業技術センターの技術的アドバイスをもとに地元企業が受託しており、県工業技術センターの技術的アドバイスがなければ事業として困難であっただろう。機械分野でも産官連携は重要である。	⑤その他	県では、「産学官連携製品開発支援事業」で産学官連携による付加価値の高い製品開発、「製造業県内発注促進事業」で県内にはない装置や部品等の試作支援および県内企業の受発注マッチングなどの支援を行っております。「ものづくり生産性向上支援事業」では、工業技術センターとの共同研究により、県内企業の生産性向上に向けた技術開発の支援を行っております。今後とも、工業技術センター等産学官連携による県内企業の製品開発や生産性向上に向けた支援に取り組んでまいります。	商工労働部
378	Ⅲ その他			産業分野においては、産学官連携を強化させ着実に実行に移すことが、県内産業振興を考える際、何よりも必要であると思われる。 亜熱帯地域である沖縄の特異性でもって地域を活性化させ、産学官の連携により既存企業の技術向上と地元企業の発展を図ることで、県が提唱する自立経済へと導き、更には新たに県が推進する「SDGs」の持続可能な社会を築くことに繋がるのではないかと。	⑤その他	県では、「産学官連携製品開発支援事業」で産学官連携による付加価値の高い製品開発、「製造業県内発注促進事業」で県内にはない装置や部品等の試作支援および県内企業の受発注マッチングなどの支援を行っております。「ものづくり生産性向上支援事業」では、工業技術センターとの共同研究により、県内企業の生産性向上に向けた技術開発の支援を行っております。今後とも、工業技術センター等産学官連携による県内企業の製品開発や生産性向上に向けた支援に取り組んでまいります。	商工労働部
379	Ⅲ その他			以下の制度を検討してほしい。 ・沖縄県入域客のオープンデータベース作成(新規) 沖縄県マーケティング強化として、沖縄県内の各空港の全ての最終搭乗口に、AIカメラを設置、航空便別にお客様の性別・年齢・滞在日数・等の情報を、オープンデータベースで構築リアルのお客様の入域状況把握、年間を通じてのマーケティング基礎データとして活用	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	次期沖縄振興計画に向けて、現在実施している統計調査の拡充、リアルタイムでの観光客への情報提供、オープンデータ化のあり方について検討しております。	文化観光スポーツ部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
380	Ⅲ その他			<p>本島都市部における公共交通インフラの整備(交通体系の見直し)</p> <p>1 交通混雑を減少させるため、主要幹線道路に常設バス専用レーンを設ける。</p> <p>2 軌道系の導入</p>	⑤その他	<p>1. 県では、高い輸送力・走行性・快適性を備えた「基幹バスシステム」の構築を目指しており、過度な自家用車の利用抑制・バス利用者の拡大に「最も効果的な方面」、バス事業の効率性向上・利用者の分かりやすさに「最も効果的な方面」等の観点から、まず始めに「国道58号沿線地域」を中心にした、那覇市～沖縄市(コザ)間において、導入に向けた取り組みを進めており、バスレーンについても、当該区間における整備を進めてまいります。</p> <p>また、北谷方面へのバスレーン延長については、路線バスへのニーズや沿線住民からのコンセンサスの高まり等の状況を踏まえながら、意見交換を進めていきたいと考えております。</p> <p>2. 誰もが過度に車に頼らなくても移動できる環境を構築するためには、県民や観光客の様々なニーズに対応した移動手段の選択肢拡大及びそれらが連携するネットワークの構築が重要と考えております。</p> <p>このため、県では、鉄軌道の導入とあわせてバスやモノレール、北谷町で実証実験されている自動走行カート等、新モビリティを含めたフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むこととしており、フィーダー交通については、圏域毎に議論の場を設けて、市町村と協働で充実にむけた取り組みを行っていくこととしております。</p>	企画部
381	Ⅲ その他			<p>・観光資源となり得る文化への意識醸成のため、義務教育の中で、「しまくとぅば」、「空手」、「エイサー」、「琉球舞踊」、「組踊」、「工芸」など、まとめてでもよいので「沖縄学習」という教科を設けていただきたい。</p>	⑤その他	<p>沖縄の文化芸術に対する意識を高めることはとても重要なことであると考えております。義務教育に係る教科については文部科学省が策定する学習指導要領に基づいていることから、各教科等の中で沖縄の文化芸術に関する教育について推進して参りたいと考えております。</p>	教育庁
382	Ⅲ その他			<p>・また、義務教育の中で、「英語」、「中国語」、「韓国語」の多言語教育を必須科目として設けていただき、これからの国際的に通用する人材育成、観光人材育成を行っていただきたい。</p>	⑤その他	<p>沖縄のリーディング産業である観光産業に資する人材の育成は非常に重要であると考えております。文部科学省が定めている教育課程(カリキュラム)の基準である義務教育に係る学習指導要領において「外国語科においては英語を履修させることを原則とする」とされていることから、英語教育について推進して参りたいと考えております。</p>	教育庁

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
383	Ⅲ その他			プロスポーツキャンプに付随するビジネスの展開 企業等が、キャンプに訪れるプロ球団を活用してビジネスを行う場合には、プロ球団等とのライセンス契約により行う必要があるが、プロ球団との交渉や手続きについては、一企業が個別にアプローチすることが困難であることから、プロ球団等と企業等の仲介者の役割を担う主体（もしくはプラットフォーム）の設立を要望する。	⑤その他	プロスポーツチームとのビジネスについては、展開される事業者が個別に対応するものと考えておりますが、他県の状況等を確認するとともに必要に応じて関係団体等との意見交換を進めてまいります。	文化観光 スポーツ部
384	Ⅲ その他			プロキャンプの誘致にあたっては、コミッション機能を担う自治体はその自治体の域内事業者の中から宿泊・飲食・スポーツ施設等の候補地を選定している状況にあり、周遊する場所・エリアが限定されていることから、沖縄県全体のエリアで全体最適となるようなコミッション機能を有するような自治体の連合体やスポーツコミッション沖縄が担う機能として要望する。	⑤その他	県においては、「スポーツコンベンション誘致戦略推進事業」や「スポーツコミッション沖縄体制整備事業」等において、プロスポーツのキャンプ等の誘致を推進しているところです。 「スポーツアイランド沖縄」の形成が県全体の振興につながるよう、ご意見頂いた内容を含め関係者との意見交換を進めてまいります。	文化観光 スポーツ部
385	Ⅲ その他			スポーツ産業には、新たな関連製品・サービス創出による地域経済活性化という側面の他に、運動実施率向上等による健康増進に寄与するという社会課題対応の側面がある。そのため、少子高齢化等による国内消費減退を見据えた消費ニーズの把握に加え、増加する中高年層等の多様な健康ニーズを見極めた展開が不可欠である。そのような多種多様なニーズ・課題に的確に対応するためには、異業種や自治体、大学、医療等の知を連携させて的確な解決策を導くことが重要となる。そこで、それらの知が集い、課題発掘からアイデア創出及び製品・サービス開発までを一気通貫で実施できるような空間・機能整備が重要である。 具体的には、琉球大学クリニカルシミュレーションセンターのような空間を整備し、ワークショップを随時実施でき、かつ、医療面と連携し実証まで行えるような機能を有することを想定している。 さらに、当該センターで実証する際の補助や、実証後の製品・サービスのプロモーション、また、製品化に必要な設備補助など、多面的に支援する制度があるとより推進されると考える。	⑤その他	スポーツ関連産業の活性化については、貴協議会を構成する団体をはじめとする、産・学・官の連携が重要であるものと認識しています。県としましても、新たな沖縄振興に向けて、貴協議会とさらなる連携の中で、様々な課題に対応していくことができればと考えております。	文化観光 スポーツ部
				持続可能な新たな沖縄振興を考えるにあたり、「沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検」、「沖縄発展戦略」、「沖縄らしいSDGsの推進」を踏まえて制度提言を行っているとのことですが、内閣府沖縄振興審議会総務部会中間報告」における現況と課題など	①現在要望している制度で対応を検討中	【土木建築部土木総務課】 沖縄の土木技術を海外に展開できる機会の創出については、「亜熱帯地域における建設技術の研究開発促進制度」において、亜熱帯に適した建設技術の海外進出を図ることとしていることから、制度が実現できるよう国に働きかけて参ります。	土木建築部



新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
386	Ⅲ その他			<p>も踏まえる必要あると考えます。</p> <p>また、沖縄の土木技術導入による太平洋島しょ国等の開発課題解決の可能性を体感してもらうため、土木構造物など、本土とは異なる沖縄の特徴あるインフラ施設などを島しょ国のリーダー達に視察・学習してもらい、人的・技術交流を通して、沖縄の土木技術を海外に展開できる機会を創出する「沖縄型インフラツーリズム」を実施してもらえなんでしょうか。</p>	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	<p>【農林水産部農林水産総務課】</p> <p>現振興計画において、本県でこれまで培われてきた知識、経験、技術を生かした国際協力・貢献活動の推進に取り組んでおり、要望に応じて、海外研究機関等との技術交流を行っているところです。</p> <p>次期振興計画においても、引き続き効果的な技術交流が図られるよう取り組んでまいります。</p>	農林水産部
				<p>同じく、太平洋島しょ国など、海外における農業の課題解決を図るため、本土とは異なる沖縄の特徴ある農林水産技術や農林水産施設などを島しょ国のリーダー達に視察学習してもらい、人的・技術交流を通して、これらの技術、施設及び事業を海外に展開できる機会を創出する「ファームツーリズム」も実施してもらうことを要望いたします。</p> <p>最後に、第6回以降、「太平洋・島サミット」が沖縄県で開催されていません。ぜひとも、同サミットを本県で開催してもらうよう強く要望いたします。</p>	⑤その他	<p>【文化観光スポーツ部交流推進課】</p> <p>太平洋・島サミットは過去7回行われ、そのうち沖縄県では、平成15年の第3回、平成18年の第4回及び平成24年の第6回の合計3回実施されております。第7回は平成27年5月に福島県で、第8回は平成30年5月に福島県で開催され、第9回は令和3年に三重県で開催される予定です。</p> <p>沖縄21世紀ビジョンに掲げる「世界に開かれた交流と共生の島」の実現に向け、太平洋島嶼地域との交流を深めることは大変重要であると考えており、県としましては、県内において開催される様々な大型行事の状況等も鑑みつつ、引き続き太平洋・島サミットの誘致について検討してまいります。</p>	
387	Ⅲ その他			<p>老朽化、長寿命化対策において上下水道施設も含めていただけないでしょうか。</p> <p>上下水道施設は、沿岸部に近いことや汚水を扱う腐食環境下の施設も多く、浄水及び汚水処理には多くの機械、電気設備を有しているため、設備維持に膨大に費用がかかります。</p> <p>離島において、浄水施設(県が進める広域化が具体的な施策方針となっている)、汚水処理施設は存在していますが、国が定めるストックマネジメント事業のみでの対応では、現場事情と乖離していることも多いと感じています。そのため、補助制度の拡充が必要であると考えます。</p> <p>適切な維持管理を継続することは、環境保全にも繋がります。また、汚泥処理設備の効率化、拡充化することで、国が進める再エネ事業へ貢献することができます。</p>	③制度要望はせずに新たな計画への記載を検討中	<p>持続可能な下水道事業に向けては、施設の点検・調査や修繕・改築を一体的に捉えて、計画的かつ効率的にストックマネジメントを推進する必要があると認識しており、その取組により、河川や海域の水質保全や環境保全に繋がると考えております。県としましては、離島を含む市町村とも連携しながら、課題の把握や解決に向けて取り組みます。</p> <p>また、下水道事業の老朽化及び長寿命化対策についても、沖縄振興特別措置法等制度の継続を要望しており、引き続き、下水道整備に必要な交付金が継続して活用できるよう、新たな沖縄振興計画に位置付け、下水道事業が抱える課題解決に向けて取り組んでまいります。</p>	土木建築部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
388	Ⅲ その他			<p>都市下水道の処理水を高次処理して、安全な農業用水として利用する計画が糸満市北部で計画されている。数年に渡る調査事業を重ねた結果、処置プラントが完成し、かんがい利用区域も決定し、本格的な事業着手の段階に来ている。しかし、高次処理するため、畑地かんがいに掛かる維持管理費用が既存の糸満市南部地域の地下ダム地区より割高になり、農家負担に不公平感が生じており、事業化の障害となっている。農業用再生水利用の維持管理費についての補助制度を創設して、事業化を進める必要がある。</p> <p>補助制度創設の効果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区の着工は、糸満市に限らず、農業用水不足に悩まされてきた本島中南部市町村にとって、農業水源確保に道を開くことである。長期的に見て、国内外の流通面の立地条件に恵まれた都市近郊地域の農業振興に大きな変革をもたらすこととなる。</li> <li>・国土交通省予算で建設された下水処理場の処理水を農林水産省予算で有効利用する計画であり、省庁連携事業として評価される。</li> <li>・現行の下水道処理水の海への放出はサンゴ等の海洋生物への影響が大きい。陸上部で畑地かんがい利用することにより環境への負荷が軽減され、県が推進するSDGsのモデルケースとなり、PR効果が高い。</li> </ul>	⑤その他	再生水のかんがい利用に向けては、他水源との併用等による農家負担の軽減について、市町村等と連携し、検討してまいります。	農林水産部

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に対する関係団体意見の対応方針

No.	ご意見				県の対応方針		
	項目	頁	制度名等	内容	対応区分	県の考え方	担当部
389	Ⅲ その他			<p>全国の都道府県や市町村には、自治体が主体となったシンクタンクが創設されて、それぞれの地域の課題解決に機能している。沖縄は、全国の都道府県と違って、特異な歴史、文化、気候、地形を有しており、それに伴って、課題も全国共通部分もあるが、沖縄固有の課題も多い。</p> <p>実現可能な政策提言するには、課題に精通した県外部民間人材と政策立案に精通した県内部人材から構成される組織が有効であると考えられる。設置形態は、県外部単独型、県内部単独型、企画部併設型、自治研修所併設型、県立図書館併設型等様々な形態が考えられる。</p>	⑤その他	<p>県では県の振興に関する重要事項について調査・審議する沖縄県振興審議会を条例に基づき設置し、同会の委員の構成は学識経験を有する者18名、関係団体を代表する者30名並びに市町村長及び市町村議会議長4名の計52名となっています。また、同審議会の所掌事務を分掌した9つの部会を設け、分野毎の調査・審議することとなっています。</p> <p>同審議会へは、令和元年7月16日に「沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等総点検報告書（素案）」について諮問し、令和2年1月27日に答申を頂いたところです。</p> <p>この答申を踏まえ、同年3月に県は「沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等総点検報告書」を取りまとめたところです。</p> <p>その一方で、令和2年3月に、副知事が総括する新沖縄発展戦略有識者チームより、中長期的な観点から重要施策事項を抽出した「新沖縄発展戦略：新たな沖縄振興計画に向けた提言」が申し送りされています。</p> <p>県では、総点検の結果と新沖縄発展戦略の提言を踏まえ、新たな振興計画（素案）を作成しているところであり、来年度に同審議会へ諮問することを予定しています。</p>	企画部
390	Ⅲ その他			<p>食料・農業・農村白書は、食料・農業・農村基本法に基づいて、毎年発行される報告書である。食料・農業・農村に関する政策について国民の理解促進を目的とした報告書であるため、解説文に加えて図表、写真、トピックス等が多用されており、農業関係者以外の一般の人でも食料・農業・農村の実態について理解できる構成となっている。</p> <p>沖縄振興計画に基づいて、行政当局内部では、進捗状況等把握されていると思うが、県内での食料や農業に関する関心が高まっており、県民目線での報告書が望まれている。</p>	⑤その他	<p>県では、沖縄振興計画の施策の評価や効果的な推進のため、沖縄県PDCAを実施しており、計画の進捗状況を毎年公表しております。また、農業関係者以外も対象として、農林水産業関係の各種施策の取組状況を記載した「沖縄の農林水産業」という冊子を毎年発行しており、県HPでも公開しております。</p> <p>引き続き冊子の周知と内容の充実を図ってまいります。</p>	農林水産部